

中芸 5 町村文化財保存活用地域計画

(奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村)

令和 8 年 (2026) 8 月

高知県奈半利町教育委員会

高知県田野町教育委員会

高知県安田町教育委員会

高知県北川村教育委員会

高知県馬路村教育委員会

例 言

1. 本計画は、文化財保護法第 183 条の 3 に基づき、令和 5 年（2023）4 月から令和 8 年（2026）8 月に作成した高知県中芸地区 5 町村に関する文化財保存活用地域計画です。
2. 編集にあたっては、文化庁の『文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針』（令和 7 年 3 月最終変更）、高知県の『高知県文化財保存活用大綱』に基づき、5 町村の概要、文化財の概要、歴史文化の特性、文化財保護の現状、保存・活用に関する課題及び方針、保存・活用に関する措置・計画の推進体制などについてまとめました。
3. 専門的な用語はできるだけ避けて、平易な表現で構成しました。編集や構成では文化庁の指導・助言、高知県の助言により編集しました。
4. 年号は原則として和暦表示として、西暦は（ ）内に併記しました。
5. 報告書作成にあたり、5 町村担当者と 5 町村の文化財保護関係委員で資料収集して、編集と校正作業を行いました。
6. 主要参考文献は以下のとおりです。

『奈半利町史』	昭和 61 年（1986）10 月	奈半利町発行
『田野町史』	平成 2 年（1990）2 月	田野町発行
『新安田文化史』	昭和 50 年（1975）2 月	安田町発行
『北川村史』	平成 9 年（1997）3 月	北川村発行
『馬路村史』	昭和 41 年（1966）6 月	馬路村発行
『高知県百科事典』	昭和 51 年（1976）6 月	高知新聞社発行
『高知県人名辞典』	平成 9 年（1997）3 月	高知新聞社発行
『東島文化史』	平成 13 年（2001）7 月	安田町東島文化史編集委員会編集

目 次

序章	1
1. 計画作成の背景と目的	
2. 計画期間	
3. 地域計画の位置づけ	
4. 本計画における用語の定義	
5. 計画作成の体制	
第1章 中芸5町村の概要	9
1. 自然的・地理的環境	
2. 社会的状況	
3. 歴史的背景	
第2章 中芸5町村の中芸遺産の概要	41
1. 指定等の中芸遺産	
2. 未指定の中芸遺産	
3. 中芸遺産の累計毎の概要と特徴	
4. 関連する制度：中芸地域の日本遺産と100年フード	
第3章 中芸5町村の歴史文化の特性	59
1. 魚梁瀬杉と山村資源が育んだ「木の文化」	
2. 社寺・霊場と山の信仰が支えた精神文化	
3. 街道・港・鉄道がつないだ交流と物流の文化	
4. 林業からユズへ続く山村の知恵と景観	
第4章 中芸遺産に関する既往の把握調査	63
1. 過去の調査と報告書	
2. 把握調査の実施状況	
第5章 中芸遺産の保存・活用に関する将来像	67
1. 将来像	
2. 将来像に込めた考え方	
3. 将来像を実現するための基本的な方向性	

第6章 中芸遺産の保存・活用に関する課題・方針・・・・・・・・・・71

1. 調査研究に関する課題と方針
2. 保存・管理・継承に関する課題と方針
3. 活用・普及に関する課題と方針
4. 組織・体制に関する課題と方針
5. 教育・学習に関する課題と方針

第7章 中芸遺産の保存・活用に関する措置・・・・・・・・・・75

1. 措置の考え方
2. 実施主体と計画期間
3. 課題解決に向けた分野別措置
4. 重点的に進める措置
5. 実施管理と見直し

第8章 中芸遺産の保存・活用の推進体制・・・・・・・・・・95

1. 推進体制の基本的な考え方
2. 5町村合同協議会と各町村の役割
3. 専門的助言と民間支援団体の連携
4. 防災・防犯と危機管理の体制
5. 進行管理と体制の見直し

別冊資料

1. 文化庁パンフレット『文化財とは何か』
2. 文化庁パンフレット『文化財体系図』
3. 令和5・6・7年度中芸5町村文化財保存活用地域計画策定日程表
4. 令和5・6・7年度中芸5町村文化財保存活用地域計画工程表
5. 過去の文化財調査報告書
6. 文化財保存活用イベントチラシ1
7. 文化財保存活用イベントチラシ2
8. 過去の調査報告書等一覧表
9. 令和7年度中芸地区文化財関係文献一覧表
10. 中芸5町村指定等文化財一覧表
11. 中芸5町村の埋蔵文化財一覧表
12. 計画の推進主体

序章

1. 計画作成の背景と目的

高知県東部、安芸郡の中央に位置する中芸地域（奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村）の5町村では、少子高齢化に伴う人口減少と過疎化が進み、地域の祭りなどの伝統文化を担う人手の不足や、古い建物をはじめとする文化財の維持管理の困難化が課題となっています。人口減少は、地域に受け継がれてきた貴重な文化財を次世代へ確実に伝えるうえで大きな影響を及ぼしています。

一方で中芸地域は、安田川と奈半利川流域の山と海に囲まれた自然環境のもと、林業・漁業・農業などの伝統産業が発展し、稲作や柑橘（特にユズ）の栽培、豊かな食文化と暮らしの基盤を育んできました。また、平安時代の弘法大師空海の時代から奥地の杉の自然林は寺院建築などの材料に使われ、戦国時代には長宗我部元親により寄進された杉材が、豊臣秀吉の寺院建築に使用され、この地の木材は江戸城建築に使用されているなど中央でも日本三大杉美林として有名でした。近代期には西日本最大規模とも言われる森林鉄道（魚梁瀬森林鉄道）が木材搬出を支え、川を通じた山里と海辺の交流により、川沿いに経済圏・文化圏が形成されてきた歴史があります。

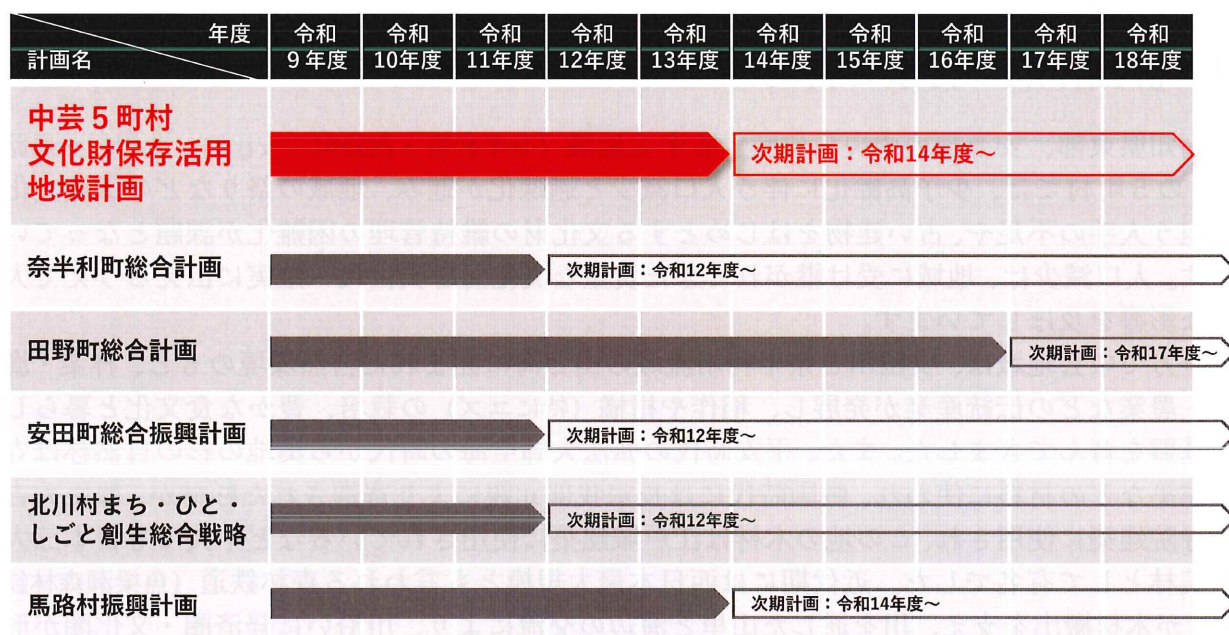
こうした現状と歴史的価値を踏まえ、本計画は安田川と奈半利川流域に属する中芸5町村が一体となって、経済圏や文化圏が形成された歴史から5町村が連携して作成することとなりました。この地域に残る文化財を「守る」だけでなく「活かす」ことを目的に作成しました。具体的には、文化財を確実に保存し次世代へ継承するとともに、地域の誇りや観光資源としての価値を高め、人々の交流を促して新たな賑わいを生み、過疎化が進む中でも持続可能な地域づくりにつなげていきます。文化財を“しまい込む宝”ではなく、“地域を元気にする宝箱”として扱っていきます。

2. 計画期間

本計画の計画期間は、5町村の総合計画・振興計画・総合戦略を勘案して、令和9年度(2027)から13年度(2031)までの5年間とします(図序-1)。これは、10年から20年の中長期の目標を見据えながらも、調査・把握、ワークショップ等の実施、具体的な活用策の準備を現実的に積み上げられる期間であるためです。また5年という区切りを設けることで、民間支援団体や文化財保存・活用の人材育成、また5町村連携の行政の担当配置や進捗具合を見ながら次の計画の材料にすることができると、計画の進捗を途中で点検し、必要に応じて軌道修正しやすい利点があります。

ただし、計画期間においても「計画期間の変更」や「5町村に存する中芸遺産の保存に影響を及ぼす恐れのある変更」、「地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更」が起きた場合は、文化庁と協議のうえ、文化庁長官の変更の認定を受けます。また、それ以外の軽微な変更が生じた場合には、その内容について、高知県及び文化庁へ情報提供をします。ただし、計画期間においても、「計画期間の変更」や「市内に存する文化財の保存に影響を及

ばすおそののある変更」、「地域計画の実施に支障が生じるおそののある変更」が起きた場合は、文化庁と協議のうえ、その内容について、高知県及び文化庁へ情報提供します。

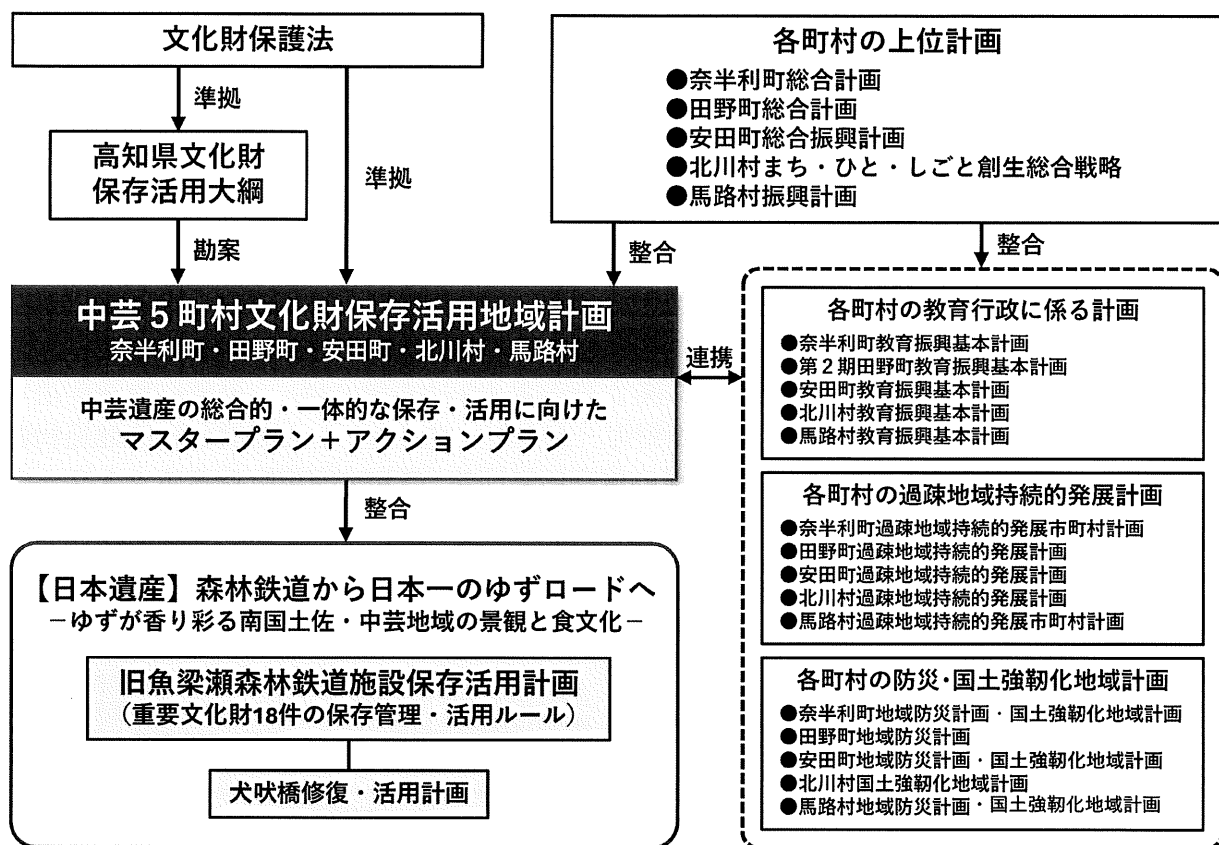


3. 地域計画の位置づけ

本計画は、各町村が定める総合計画(まちづくりの長期計画)との整合を図ります。文化財の保存・活用は、地域活性化や観光振興など総合計画の将来像を実現するための重要な手段であり、本計画の5年間は、各町村の長期計画の節目(中間点)として、方針と歩調を合わせながら取り組みを進める位置づけとなります。以下の内容が5町村の総合計画の期間となります。

中芸 5 町村文化財保存活用地域計画	: 令和 9 年度 (2027) ～令和 13 年度 (2031)
第 6 次奈半利町総合計画	: 令和 3 年度 (2021) ～令和 11 年度 (2029)
田野町総合計画	: 令和 7 年度 (2025) ～令和 16 年度 (2034)
安田町総合振興計画	: 令和 2 年度 (2020) ～令和 11 年度 (2029)
北川村まち・ひと・しごと創生総合戦略	: 令和 7 年度 (2025) ～令和 11 年度 (2029)
馬路村振興計画	: 令和 4 年度 (2022) ～令和 13 年度 (2031)

さらに本計画は、文化財保護法に基づく公的な計画として整理し、加えて、高知県が定める文化財の保存・活用に関する基本方針(高知県文化財保存活用大綱)を勘案し、5町村が共有する公的計画として推進力を確保します。これにより、国・県からの支援を受けやすくし、住民や関係団体への周知と協力体制の形成を通じて、地域ぐるみで文化財を次世代に引き継ぐ意義を高めていきます。



図序-2 地域計画の位置づけ

4. 本計画における用語の定義

文化財保護法では、文化財を法第2条に規定される「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」「文化的景観」「伝統的建造物群」の6類型に分類して保護しています。また法に規定される土地に埋蔵されている「埋蔵文化財」や材料制作・修理等の「文化財の保存技術」についても幅広く対象とします。（巻末の資料2参照）。本計画では、中芸地域に多様な文化財が存在することを踏まえ、保存と活用を進めるための共通言語として、次の用語を新たに定義します。

中芸遺産

中芸地域5町村に存在する、文化財保護法第2条の1から6で定義する文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの分類）に加え、埋蔵文化財、文化財の保存技術の指定等文化財と未指定文化財を合わせた総称です。行政・所有者・住民・関係団体が同じ言葉を共有することで、調査・保存・活用の対象を分かりやすく整理します。

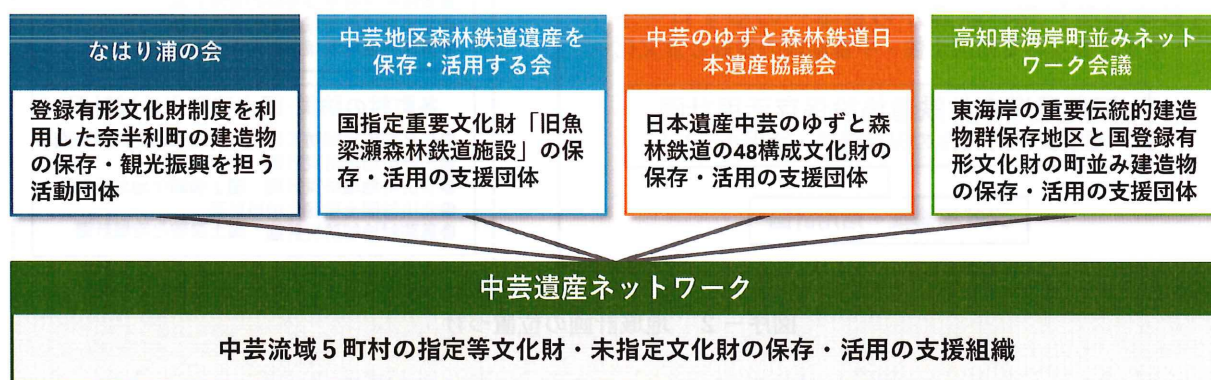
中芸遺産ネットワーク

中芸遺産の調査・研究を毎年継続する5町村住民有志により構築されたネットワーク組織です。中芸遺産の調査・保存・活用は、本ネットワークおよび既往の民間支援団体の活

動を通じて推し進めます。本ネットワークは、令和 9 年（2027）度に組織化し、文化財所有者や住民など、地域の歴史文化に関心を持つ人々が集い、調査・研究を通じて保存・活用を推進します。

民間支援団体

5 町村の中芸遺産の保存・活用に関わる民間組織で、5 町村の中芸遺産の保存・活用に連携して支援する組織です。重要文化財「旧魚梁瀬森林鉄道施設」の保存・活用に関する支援（中芸地区森林鉄道遺産を保存・活用する会）、中芸地域の日本遺産「森林鉄道から日本一のゆずロードへ」の保存・活用に関する支援（中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会）、奈半利町の文化財の保存・活用に関する支援（なはり浦の会）、高知県東海岸沿いの 5 町村が連携（室戸市・奈半利町・田野町・安田町・安芸市）した重要伝統的建造物群保存地区と国登録文化財を活かした町並み保存活動団体（高知東海岸町並みネットワーク会議）などがあります。



図序－3 中芸 5 町村民間支援団体とその支援内容

5. 計画作成の体制

本計画は、各町村の文化財保護審議会委員・文化財調査会委員により文化財の保存と活用、課題と方針・措置について、意見聴取を行いました。また関係団体の代表で構成する「中芸5町村文化財保存活用地域計画作成協議会」を設置し、保存と活用、観光および関連産業との連携を総合的に検討し意見の反映を行いました。町村代表（教育委員会）が行政的視点を整理し、地域振興・観光担当が地域おこし・観光振興への展開を検討し、商工会代表が経済面の意見を提示しました。あわせて、高知県文化財保護審議会委員等の専門家が歴史・地質・植物の観点から助言し、県歴史文化財課がオブザーバーとして国・県との連携面を支えました。最終的に5町村の文化財保護審議会委員・文化財調査会委員の意見聴取を行い、この計画を全員で確認了解しました。

表序－1 中芸5町村文化財保存活用地域計画作成協議会委員名簿

協議会委員					
番号	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	所属・役職
1	濱内 恵一	濱内 恵一	濱内 恵一	濱内 恵一	奈半利町教育長
2	坂本 正徳	坂本 正徳	田中 紀子	田中 紀子	田野町教育長
3	竹内 良和	竹内 良和	竹内 良和	竹内 良和	安田町教育長
4	橋本 浩	橋本 浩	橋本 浩	橋本 浩	北川村教育長
5	高橋 弘江	高橋 弘江	高橋 弘江	上治 郷平	馬路村教育長
6	大西 広見	大西 広見	小野 丈徳	小野 丈徳	奈半利町地域振興課長(R5) 奈半利町地方創生課長(R6・R7・R8)
7	今井 章博	今井 章博	安岡 裕史	安岡 祐史	田野町地域振興課長
8	中川 剛	今村 明人	今村 明人	今村 明人	安田町地域創生課長
9	前田 洋介	前田 洋介	瀧渦 朋裕	瀧渦 朋裕	北川村経済建設課長(R5・R6) 北川村産業政策課長(R7・R8)
10	徳廣 将也	徳廣 将也	徳廣 将也	片町二未也	馬路村地域振興課長
11	黒岩 之浩	黒岩 之浩	黒岩 之浩	黒岩 之浩	中芸のゆずと森林鉄道 日本遺産協議会会長
12	佐々木 博司	佐々木 博司	中元 健裕	中元 健裕	高知県東部観光協議会 事務局長
13	村田 秀作	村田 秀作	村田 秀作	村田 秀作	中芸地区商工会 会長
14	岡本 桂典	岡本 桂典	岡本 桂典	岡本 桂典	高知県文化財保護審議会委員 (歴史)
15	岩井 雅夫	岩井 雅夫	岩井 雅夫	岩井 雅夫	高知県文化財保護審議会委員 (地質)
16	鴻上 泰	鴻上 泰	鴻上 泰	鴻上 泰	高知県文化財保護審議会委員 (植物)
オブザーバー	下村 裕	松本 大介	吉村 孝洋	吉村 孝洋	高知県歴史文化財課チーフ

表序－2 中芸5町村文化財保護審議会委員名簿及び担当者名

町村名	審議会委員	町村担当者			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
奈半利町	森 美恵 中島 泰顕 大西 洋三	教育委員会 久保 昌弘	教育委員会 丸下 咲紀	教育委員会 丸下 咲紀	教育委員会 丸下 咲紀
		〒781-6402 安芸郡奈半利町乙 1297 番地 2 TEL：0887-38-8188			
田野町	柴原 誠一 (R5・6) 山崎 建一郎 (R7～) 柴原 直祐 (R7～) 桑名 平 (R7～) 島巻 佳代 (R7～) 長田 鳥江 (R7～) 溝渕 博彦 (R7～)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		教育委員会 西岡 李久	教育委員会 太田 美優	教育委員会 太田 美優	教育委員会 平瀬 大祐
		〒781-6410 安芸郡田野町 1456 番地 42 TEL：0887-38-2511			
安田町	竹内 土佐郎 廣中 宗円 中村 萬博 (～R7) 有光 厚彦 小林 和香 手島 英次 (R8～)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		教育委員会 小松 周平	教育委員会 小松 周平	教育委員会 竹崎 優斗	教育委員会 齊藤 一成
		〒781-6421 安芸郡安田町大字安田 1850 番地 TEL：0887-38-6714			
北川村	井津 竹志 (～R5) 松本 靖志 (～R5) 吉田 宗明 中村 悦彦 濱渦 末広 (R6～) 長友 美智子 (R5・6) 林田 富壽 (R7～) 野川 収子 (R7～)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		教育委員会 大久保 茂栄	教育委員会 植田 和佳	教育委員会 島田 羽奏	教育委員会 島田 羽奏
		〒781-6441 安芸郡北川村大字野友甲 618 番地 TEL：0887-32-1223			
馬路村	清岡 博基 垣上 圓介 氏原 淑 山中 美智 門脇 紀美 清岡 博之	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		教育委員会 久保 可奈	教育委員会 久保 可奈	教育委員会 久保 可奈	教育委員会 久保 可奈
		〒781-6201 安芸郡馬路村大字馬路 443 番地 TEL：0887-44-2216			

第1章 中芸5町村の概要

1. 自然的・地理的環境

中芸地域は、高知県東部に位置する安芸郡のうち、奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村の5町村からなる地域です。安芸郡の「中央」に当たることから、中芸という地域名で呼ばれています。沿岸部の町と、山間部の村が隣り合い、山・川・海が近いことが中芸地域の大きな特徴です。

(1) 中芸5町村の位置と面積

中芸地域は、土佐湾に注ぐ河川の流域と河口に沿って集落が発達してきました。町村の位置は、主に次のように整理できます。

奈半利町：奈半利川の河口左岸に位置します。

田野町：奈半利川の河口右岸に位置します。

安田町：安田川の中下流域に位置します。

北川村：山間部に広がり、奈半利川中流域に位置します。

馬路村：1,000m級の山々に囲まれ、村内は馬路地区と魚梁瀬地区に分かれます。

このように、沿岸の河口部（奈半利町・田野町・安田町）と、森林に覆われた山岳地帯（北川村・馬路村）が連続しており、地域としてまとまりを持っています。

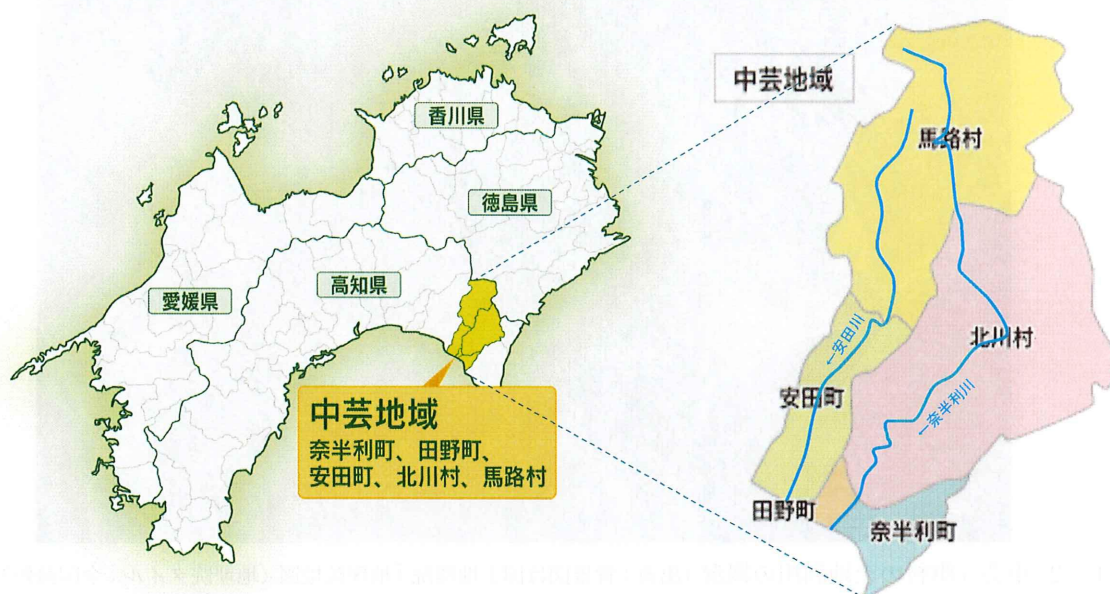


図1-1 中芸5町村の位置図

5町村の面積は、奈半利町 28.36 km²、田野町 6.53 km²、安田町 52.36 km²、北川村 196.73 km²、馬路村 165.48 km²で、合計面積は 449.46 km²です。

土地利用についてみると、まとまった市街地は沿岸部に形成され、山間部の集落は広大な山林で隔てられています。これにより、居住地や産業、移動のまとまり方が町村ごとに異なり、地域の景観や暮らしの形も多様です。



図 1-2 中芸 5 町村の土地利用の概況（出典：背景図は国土地理院「地理院地図（地理院タイル：全国最新写真）」、行政区界は国土交通省「国土数値情報（行政区域データ）」を使用）

(2) 地形・地質

中芸地域は、四国山地の山々が海岸線近くまで迫る地形にあり、山と海が隣り合うダイナミックな土地柄です。平地が少ないため、人々の暮らしは、主として河口付近の狭い平野部や山あい集中してきました。

1) 地形の骨格

中芸地域の山間部は大部分が森林に覆われた山岳地帯で、急峻な山々から流れる河川が、土佐湾へ注ぐまでの間に深い谷を刻んでいます。地形の特徴は次のとおりです。

山間部

：河川の侵食によって谷が深く刻まれ、険しい地形になります。

海岸部

：土佐湾の波の作用などにより、階段状の段丘地形が発達しています。

山地から平地へ出る所

：河川が山地を抜けるところで、扇状地(沖積砂州)が見られます。

河口部

：奈半利川、安田川河口には、規模は大きくないものの沖積平野が形成されています。

つまり中芸地域は、「山が迫り、川が深く刻み、海へ注ぐ」地形の流れがはっきりしており、集落や道、産業の立地もこの地形条件に強く影響されます。

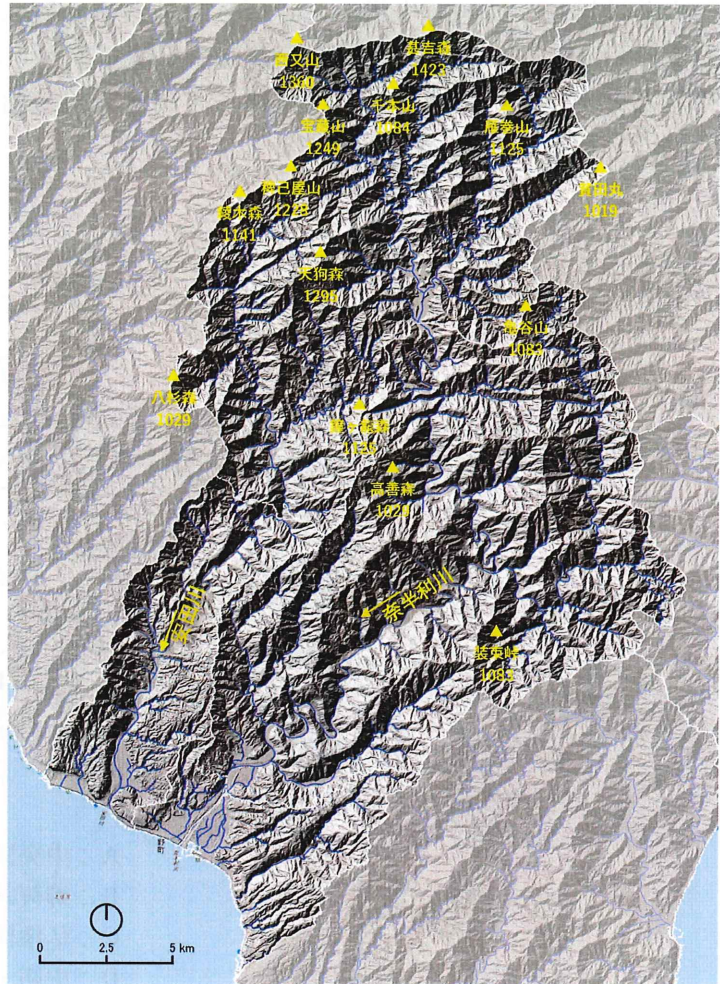


図1-3 中芸地域の地形（出典：背景図は国土地理院「地理院地図（地理院タイル：陰影起伏図）」、行政界は国土交通省「国土数値情報（行政区域データ）」を使用）

2) 地質 -四万十層群と堆積岩がつくる山地-

中芸地域は、「四万十帯」と呼ばれる地質帯に属し、主に「四万十層群」と呼ばれる地層が広く分布しています。四万十層群は、1億年前から数千万年前にかけて海底に堆積した砂や泥などが、長い時間をかけて固まってできた地層群です。これらの地層は、その後の地殻変動で隆起し、現在の山地を形作っています。

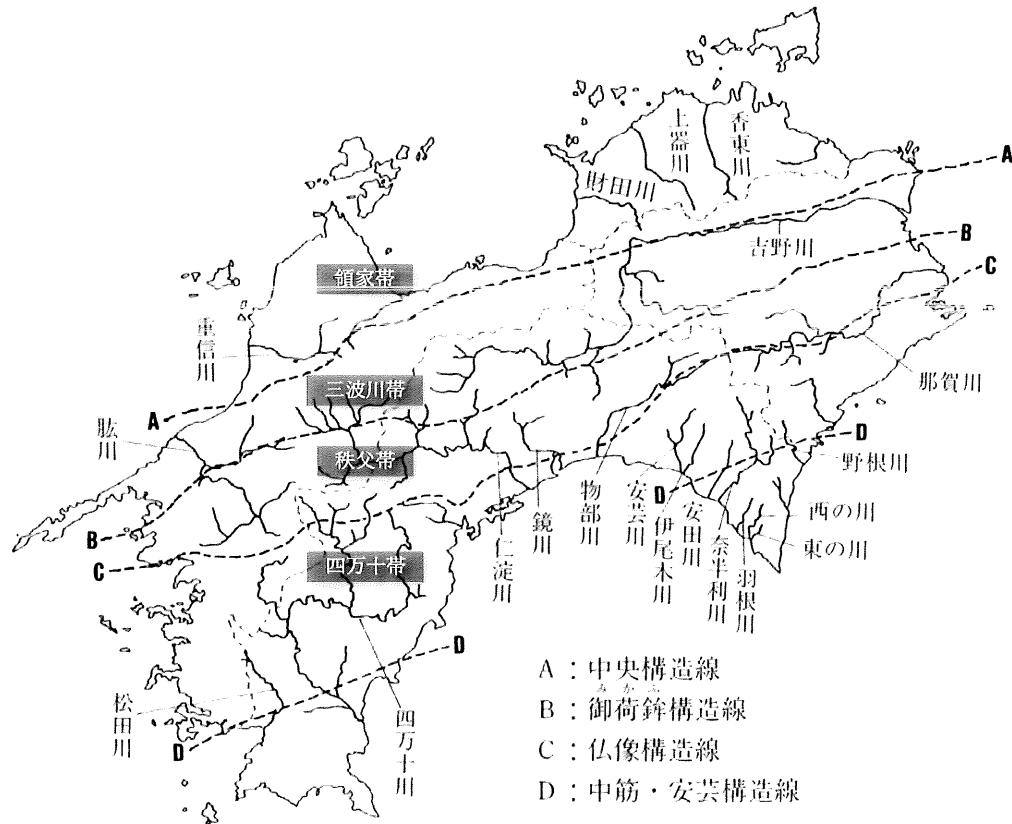
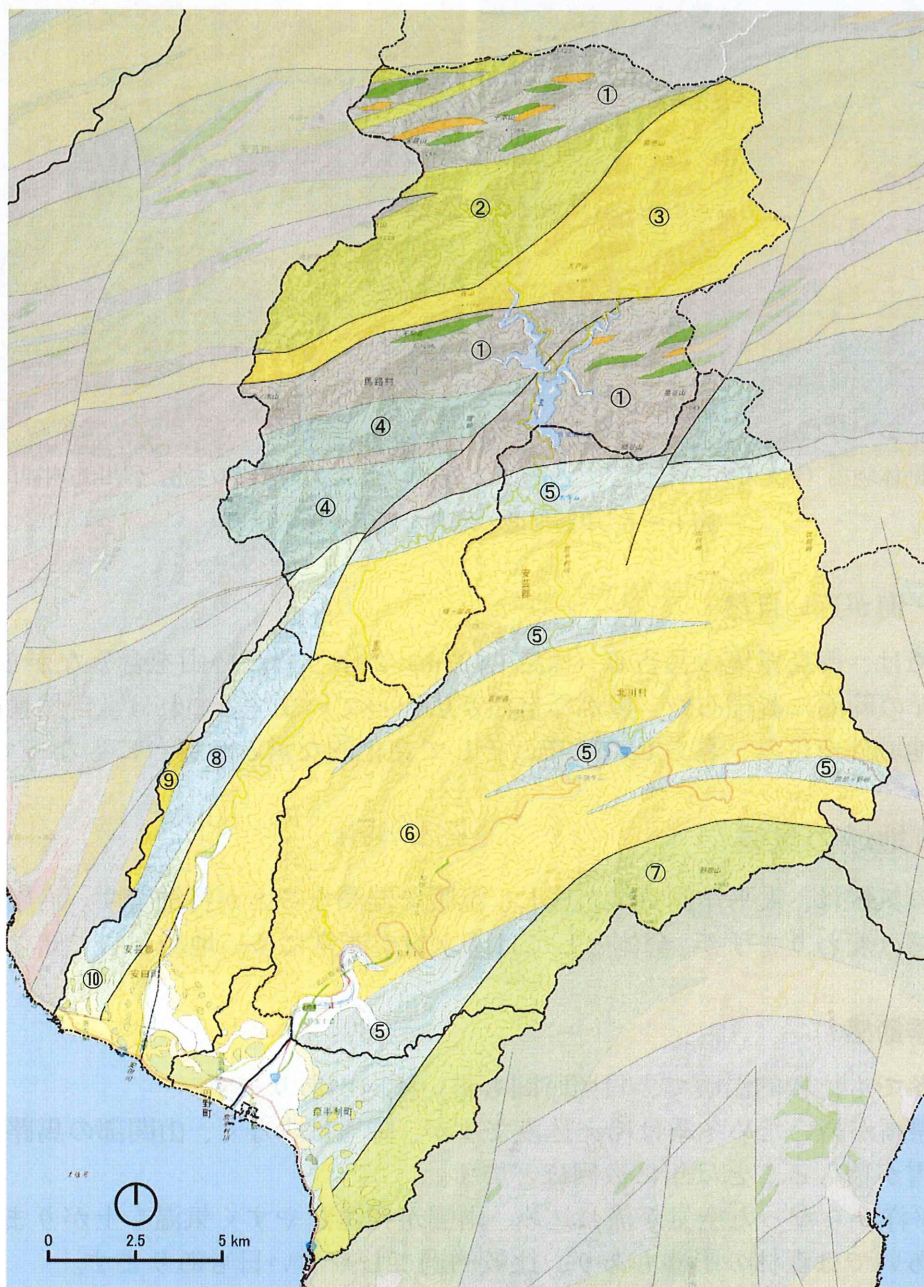


図 1-4 四国の地質構造線と河川

(出典：『土佐の川・中東部編』・高知県内水面漁業協同組合連合会・1991 に地質帯名を加筆)

四万十層群は、主に砂岩や泥岩などからなる、中生代白亜紀から新生代古第三紀の地層群です。特に馬路村周辺には、四万十層群の中でも比較的古い白亜紀の地層（須崎層）が広く分布しています。南部には、砂岩・礫岩・泥岩・頁岩が交互に重なる古第三紀（約5,000万年前）の地層帯も見られます。こうした地層が隆起した後、河川によって深く削り込まれたことで、現在のような険しい山並みと深い谷が形作られました。



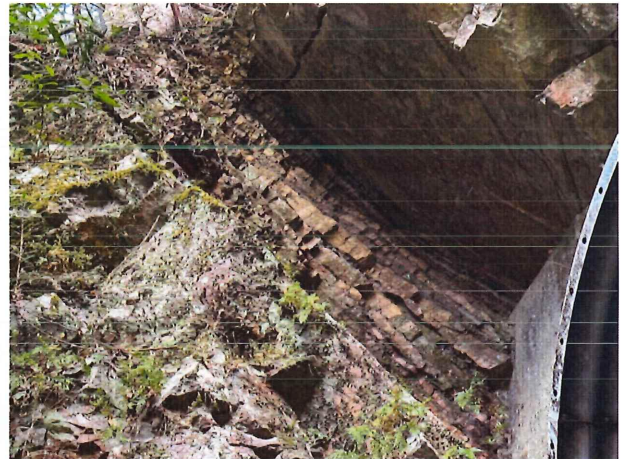
① 後期白亜紀付加体（混在岩）	⑥ 始新世・前期漸新世付加体（海成層 砂岩）
② 後期白亜紀付加体（砂岩泥岩互層）	⑦ 始新世・前期漸新世付加体（砂岩泥岩互層）
③ 後期白亜紀付加体（海成層 砂岩）	⑧ 始新世堆積岩（海成層 泥岩）
④ 後期白亜紀付加体（海成層 泥岩）	⑨ 始新世堆積岩（海成層 砂岩）
⑤ 始新世・前期漸新世付加体（海成層 泥岩）	⑩ 始新世堆積岩（海成層 砂岩泥岩互層）

図 1－5 中芸地域の地質（出典：背景図は国土地理院「地理院タイル：標準地図」を使用。地質図は産総研「20 万分の 1 シームレス地質図」に地質名を加筆。行政界は国土交通省「国土数値情報（行政区画データ）」を使用）

地質を具体的に観察できる場所として、安田町化石発掘体験場（安田町大字唐浜）、砂岩と泥岩（頁岩）の互層（安田町明神口橋）があげられます。



安田町化石発掘体験場（安田町大字唐浜）



砂岩と泥岩（頁岩）の互層（安田町明神口橋）

図1-6 中芸地域の地質を観察できる場所

3) 山・川・海が近い自然

中芸地域では、徳島県境の甚吉森（標高 1,423m）のような高い山を含みながら、山・川・海が約 30km の範囲に凝縮した、豊かな自然が広がっています。これは、自然景観が一続きで見渡せる地域性を生み、暮らしや産業、そして文化的な営みの舞台にもなってきました。

（3）中芸地域の気候

中芸地域の気候は、太平洋側気候に属し、温暖で湿潤なことが特徴です。沿岸部と山間部で気温の体感は変わりますが、全体としては降水量が非常に多い地域として知られています。

1) 気温と季節感

沿岸部：冬でも比較的温暖で、日照時間も長い傾向があります。

山間部：標高が高いため冬季は冷え込みますが、降雪は少なく、山間部の馬路村でも冬に雪が積もることは年に数回ほどです。

夏場：太平洋から湿った空気が流れ込み、雨雲が発達しやすく気温も上がります。ただし山あいでは森林の影響もあり、比較的過ごしやすい日もあります。

年間を通じた平均気温は、おおむね 17℃前後で、高知県内の他地域と同程度です。

2) 降水量 ―日本有数の多雨地帯―

中芸地域の最も大きな気候的特色は、降水量の多さです。年間降水量が平均で 4,000mm を超えるとされ、高知県内でも屈指の多雨地域となっています。この多雨は、下記の条件が重なって生じるものです。

- ・ 南海上を流れる黒潮（暖流）の影響
- ・ 山地が雨雲を発達させやすい地形条件
- ・ 台風の常襲地域であること

夏から秋にかけては、強風や豪雨の影響を受けることも少なくありません。

さらに具体例として、平成 23 年（2011）7 月 19 日に馬路村で、日降水量 851.5mm という当時の国内最多記録を観測したことが示されています。短時間に集中豪雨が発生する事例がある点は、防災面でも地域の重要な前提条件になります。

3) 水と森林

中芸地域は、雨が非常に多い一方で日照にも恵まれ、高知県東部一帯は植物が生い茂る緑豊かな環境となっています。

豊富な雨水は森を育み、森林にしみ込んだ水が、やがて清らかな流れとなって川を形作り、海へと注いでいきます。中芸地域は降雨量の多さと森林面積の広さが相まって、水資源に恵まれた土地柄であることが知られています。

この「山－川－海」の連続性は、地域の自然景観の核であると同時に、暮らしの基盤（生活用水・産業・移動の道筋）を形作る重要な環境要素です。文化財の保存・活用を考える上でも、文化財を取り巻く環境として、河川流域や斜面地、海岸段丘などの地形条件を押さえておくことが必須です。

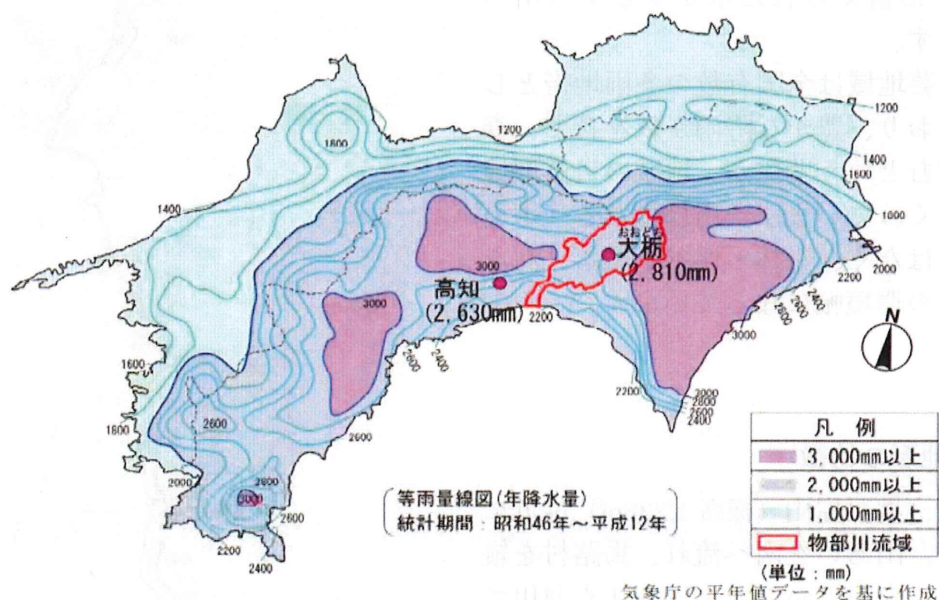


図 1-7 四国の年降水量分布図（統計期間 1971～2000）

(4) 安田川・奈半利川

中芸地域には、地域を代表する河川として安田川(やすだがわ)と奈半利川(なはりがわ)の二つの清流があります。どちらも四国山地の深い山中に源を発し、流域の森に蓄えられた雨水を集めながら南へ流れ、最終的に土佐湾へ注ぎます。山・川・海が近い中芸地域では、この二つの川が、自然景観だけでなく集落の分布や産業の成り立ちにも大きく関わってきました。

1) 「森が水を育てる」流域環境

安田川・奈半利川の上流域は森林に覆われ、降雨が地表を一気に流れ落ちるのではなく、森にいったん蓄えられた水が少しずつ川へ供給されます。

また、中芸地域は全国有数の多雨地帯として知られており、豊かな降雨が森を育て、森が清流を育むという関係が、地域の自然環境の特色をつくっています。川は単なる「水の通り道」ではなく、森林・渓谷・集落・海をつなぐ一本の環境軸になっています。

2) 安田川

① 流路と地形の特徴

安田川は、稗己屋山(標高 1,228m) 付近に水源を持ち、山あいを南へ流れ、馬路村を縦断したのち、安田町から太平洋へ注ぐ河川です。流路延長は約 29km と比較的短いものの、流域は急峻で川幅も狭く、山地の地形を強く反映した川筋になっています。

下流の安田町で太平洋へ出る河口付近には小さな平地が広がり、各所に集落が形成されています。つまり安田川は、山間の渓谷から河口の小平野へとつながり、その地形の変化の上に、人の暮らしの場が配置されてきた川だと言えます。

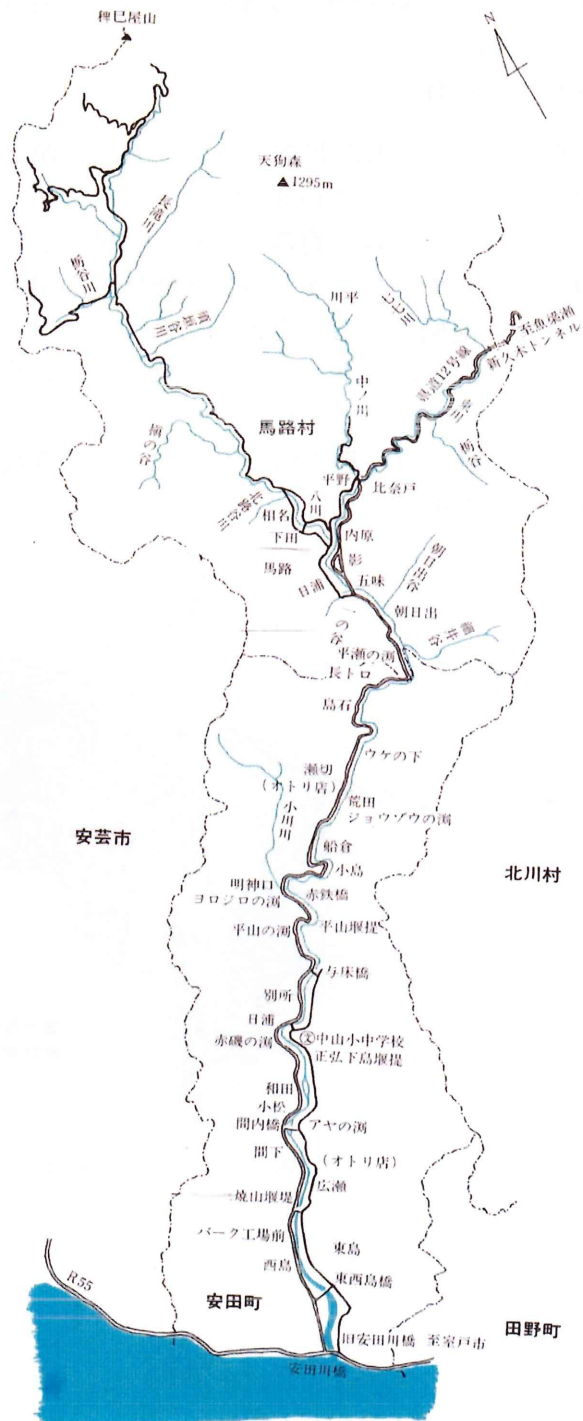


図 1-8 安田川流域図 (出典: 『土佐の川・中東部編』・高知県内水面漁業協同組合連合会・1991)

② 最大の特色

安田川の大きな特徴は、源流から河口まで自然な流れが保たれている点です。これにより、上流から下流まで川の生態系が連続し、アユ（鮎）をはじめとする川魚が自由に遡上できます。

この「つながり」は、清流の価値そのものです。水質の良さだけでなく、魚の移動や餌となる生物の循環が途切れにくいため、川の豊かさが保たれやすくなります。

③ 生きものと人の利用 -アユの川、憩いの川-

安田川はアユの名産地として知られています。安田川のアユは、その香り高さと美味しさが評価され、全国大会である「清流めぐり利き鮎会」でグランプリに2度輝いた経歴があります。毎年6月から9月にかけては県内外から多くの釣り人が訪れます。

また川沿いには「安田川アユおどる清流キャンプ場」など、自然を満喫できる施設も整備されており、新緑・川遊び・紅葉といった四季折々の体験の場にもなっています。このように安田川は、自然環境としての価値と、地域の生活・観光を支える価値が重なり合う川です。

3) 奈半利川

① 流路と規模 -中芸地域で最も長い川-

奈半利川は、中芸地域で最も長い川で、徳島県境の甚吉森（標高 1,423m）に源を発します。上流の馬路村魚梁瀬地区、そして北川村を経て、奈半利町と田野町の境界付近から海に流れ込む河川です。全長は約 61.1km に及び、流域面積も広いことから、水量が安田川より多く豊かな流れを形成します。

② 安田川との大きな違い -ダムと人工湖の存在-

奈半利川は、流域にいくつかのダム施設がある点で安田川と異なります。奈半利川本流には水力発電用のダムが3基建設されており、北川村と馬路村にまたがる上流部には長大な人工湖（魚梁瀬貯水池）が形成され、ダム上流約 10km にわたって水がたたえられています。その結果、かつて魚梁瀬地区にあったほとんどの集落は現在ダム湖の下に沈み、往時の暮らしの場は湖底に眠っています。

奈半利川の中流・下流にも小規模なダムが存在し、いずれも発電や治水を目的として、地域の電力供給や洪水調節に役立っています。



図 1-9 奈半利川流域図（出典：『土佐の川・中東部編』・高知県内水面漁業協同組合連合会・1991）

③ 清澄な水と川の豊かさ

奈半利川は、ダム湖周辺や下流域でも豊かな生態系が保たれています。特にダム湖は森林に囲まれ、美しい景観を保っています。そして河川沿いではアメゴやアユなど淡水魚の釣り場にもなっています。また奈半利川も令和4年（2022）「清流めぐり利き鮎会」全国大会でグランプリに輝いた経歴があり、水質が良好であることがうかがえます。

4) 二つの川に共通する清流環境

安田川・奈半利川はともに水質が良好で、生態系が豊かです。透き通る清流には、カワムツ、アメゴ、ウナギなどが生息し、それらを餌とするカワセミやサギ類などの鳥類も数多く見られます。

さらに、上流の森林から流れ出る栄養豊かな水が川藻を育て、それを食べるアユが育つという食物連鎖が保たれています。川辺では夏夜にホタルが飛び交う光景も見られるなど、清らかな水環境ならではの生き物の営みが続いています。

5) 川と森林が育てた産業史

流域の肥沃な土壌はユズ栽培などの農産物生産にも寄与し、川が育む恵みを人々は享受してきました。また、安田川・奈半利川の流域は地形ゆえに林業が盛んな土地でもあり、山深い流域にはスギやヒノキの美林が広がります。特に魚梁瀬地域の魚梁瀬杉は銘木として知られ、豊臣秀吉が京都の大仏殿建立に用いた記録が残るほど質の高い木材を産出しました。

明治末期には流域に森林鉄道（魚梁瀬森林鉄道、通称「りんてつ」）が敷設され、切り出した木材を積んだトロッコが山中を駆け巡りました。深い谷に沿って敷かれた鉄道や作業道が川に寄り添うように通り、人と資源の往来を支えてきました。昭和中頃まで林業が盛んだった時代には川沿いの集落もにぎわい、中芸地域の発展を下支えしました。

現在、林業の規模は縮小しましたが、清流と森林はユズ栽培など新たな産業を育む基盤となり、またキャンプや釣りなどの観光資源としても人々を惹きつけています。安田川は、ダムのない自然の流れが保たれた清流として、源流から河口までの連続した生態系と、アユ文化・憩いの場を支えています。奈半利川は、長い流路と広い流域を持ち、ダム・ダム湖という人の営みを含みながらも、清流としての豊かさと景観、漁や観光の価値を保っています。この二つの川が存在は、中芸地域の自然的・地理的環境の要であり、文化財の保存・活用を考える上でも、流域という視点から地域の歴史文化を読み解く重要な手がかりになります。

(5) 中芸地域の植物と動物

1) 中芸地域の植生を支える自然条件

中芸地域は雨量が非常に多く、温暖な気候に恵まれています。この気候条件が、森林の成長を促し、山地から河川沿い、海岸部までを含めた豊かな植生を形づくっています。また中芸地域は、海岸部から山地の高所まで標高差が大きく、資料では海岸から最高地点(約 1,260m)までの間に、標高に応じて異なる森が見られることが示されています。この「標高差」と「多雨」が組み合わさることで、常緑広葉樹林から針葉樹林、季節の草花まで、植生の幅が広がります。

2) 魚梁瀬杉 –中芸地域を象徴する森–

① 特徴と生育環境

中芸地域を代表する樹木が魚梁瀬杉です。雨量が多く温暖な環境のおかげで、この地域では質の高い杉が育ち、とりわけ魚梁瀬杉は日本三大杉美林の一つともいわれ、高知県の県木にも指定されています。

天然木の魚梁瀬杉は、材質が優れ、淡い紅色の木肌、きめ細かな木目、節が少ないことが特徴です。馬路村の千本山では、樹齢 200～300 年、高さ 50m にもなる巨木が林立し、雄大な森の景観を形づくっています。

② 歴史的な利用

魚梁瀬杉は古くから良材として知られ、戦国～江戸時代には土佐藩の重要な財源として重用されました。伐り出された材は奈半利川から太平洋へ出て海路で運ばれたと伝えられ、また豊臣秀吉の大仏殿建立の際に、長宗我部元親が良質の木材を献上したという伝承も記録されています。

土佐藩は産地の山々を「御留山^{おとめやま}」として厳重に管理し、森林を保護しつつ計画的に伐採する方針(いわば“育てながら伐る”考え方)をとりました。こうした管理の積み重ねが森を守り、明治以降は国有林として本格的な林業の発展にもつながりました。

③ 文化的意義

魚梁瀬杉は木材資源にとどまらず、地域の文化と誇りの象徴です。現在、馬路村魚梁瀬地区の千本山一帯は保護林として伐採が禁じられ、原生的な森の姿を残しています。

3) ユズ（柚子）－暮らしに根付いた香りの植物－

① 栽培の歴史

ユズは中芸地域を代表する香酸柑橘で、この地では江戸時代から栽培が始まったとされています。北川村で庄屋見習いをしていた土佐の志士・中岡慎太郎が、山に自生していた野生のユズに注目し、実を防腐剤や調味料に活用できるとして栽培を奨励したことが始まり、という伝承が記録されています。

現在でも山裾には当時植えられた古い木が残り、ユズが暮らしに古くから根付いてきたことを物語っています。一方、江戸時代～昭和中期までは自家用・地元利用が中心でした。

② 気候・地形との関係

中芸地域の温暖さと豊富な雨は、ユズの樹を健やかに育てます。また、山あいの傾斜地が多い地域では、排水の良い斜面がユズ栽培に向いていました。林業から転換する際には、川沿いの平地や斜面の石垣・段々畑などを活用してユズ園が開拓され、やせた土地でも育つユズの強さが生かされました。

この地域のユズは、酸味が強く香りが高いと評価され、皮ごと搾って作るユズ酢は酢の物や刺身に欠かせない調味料として重宝されてきました。

③ 地域産業としての役割

昭和 30 年代後半（1960 年代）以降、林業が衰退する中で地域ぐるみでユズ栽培の振興が進み、ユズは中芸地域の基幹産業の一つになりました。馬路村では伝統的な有機に準じた栽培を守りつつ、搾汁機の開発などの技術革新にも取り組み、生産・加工体制が整えられたことが記録されています。

中芸地域全体で作付面積が 200ha を超え、日本一の生産量に至りました。近年はヨーロッパへの生果輸出も行われています。さらに、ユズを使った加工品開発が進み、馬路村農業協同組合のぼん酢醤油「ゆずの村」や飲料の「ごっくん馬路村」などが昭和 50 年代後半に誕生し、六次産業化を後押ししました。

4) 標高によって変わる森林の姿

中芸地域は古くから林業が盛んで、スギ・ヒノキの植林地が多くを占めますが、自然林も標高による気温の違いに応じて姿を変えます。

・ 里山～低山（標高 500～700m 以下）

もともとはシイ類主体の常緑広葉樹林でしたが、薪炭林^{しんたんりん}としての利用により、シイやアラカシの二次林に置き換わったとされています。

・ 社寺林に残る“もとの森”

地域本来の森林は社寺林に点在して残り、代表例として安田町の神峯山が挙げられています。神峯山では、下部にスダジイにクスノキが混じり、林床にシダ類が多い暖温帯の典型的な林、上部にはスダジイとアカガシの混成林が見られます。

・ 山地（標高 500～700m 以上）

ツクバネガシやアカガシなどカシ類主体の常緑広葉樹林になります。

- より高い標高（標高 900m 超）

一般にはブナを交える落葉広葉樹林が成立しやすい一方、中芸地域では降水量が非常に多いため、スギとツガを主体とする針葉樹林が成長するといわれます。代表的な森林として、馬路村の雁巻山（がんまきやま）や千本山が挙げられます。

5) 中芸地域ならではの植物と景観の見どころ

① 海成段丘と海岸岩場が生む「東部ならではの」の植生

中芸地域は海成段丘が発達し、そこに特有の植物分布が見られます。たとえば、トサノカンアオイ（高知県固有）は東部の海成段丘上にのみ分布するとされます。海岸岩場にはシオギクが見られ、段丘面のビワ畑などではタイキンギクが多いことも、特徴的な景観として挙げられます。

また、田野町や安田町の段丘に発達した田畑の湿った斜面には、食虫植物であるモウセンゴケの仲間が生育します。

② 街道沿い・山地の固有植物、渓谷のシダと紅葉

奈半利町から北川村へ続く野根山街道沿いには、南九州と高知県東部のみに分布するヒロハノミズバイ（オニクロキ）が見られます。

また魚梁瀬などの山地には、県内では東部にのみ分布するヤハズアジサイ、モミジバセンダイソウ、イワユキノシタなど、四季を通じて美しい花を咲かせる植物があるとされています。



魚梁瀬杉（馬路村千本山）



ユズ（北川村柏木）

図 1-10 中芸地域の植物

6) 動物について

中芸地域は、北部の山地（森林）から河川・溪流を経て海へとつながる地形のまとまりを持っています。この「山・川・海」が連続する環境は、動物にとっては生息域の多様性を生み、地域の暮らしや中芸遺産（とくに記念物、民俗、食文化）とも深く関わってきました。

① 山（森林）に生息する動物

中芸地域の山間部は、森林が広く連続することから、哺乳類・鳥類・昆虫類など多様な野生動物の生息基盤となっています。文化財の指定状況から見ても、森林性の動物が国の保護対象として位置づけられており、地域の自然環境の価値を示す要素となっています。

- ニホンカモシカは地域を特定されない国指定の特別天然記念物（動物）です。山地の森林環境を象徴する動物であり、森林の連続性や静穏な環境の確保が生息に関わります。
- ヤマネも地域を特定されない国指定の天然記念物（動物）です。樹林環境に依存する小型哺乳類で、森林の質とも結びつきます。

これらの存在は、森林の保全が「自然そのものの保護」ととどまらず、地域の文化財保護の背景（自然条件）としても重要であることを示しています。

② 川（河川・溪流）に生息する動物

中芸地域では、山地からの清流が生活圏を貫流し、河川環境が動物相を支えてきました。川の生き物は、地域の食文化や季節の営みとも結びつきやすく、文化財（未指定も含む）として整理されている点が特徴です。

具体例として、河川の恵みを象徴するアユは、地域の食文化として取り上げており、川魚などの食文化が継承されており、自然環境と暮らしの連続性が読み取れます。

- 安田川のアユ
- 奈半利川のアユ
- 安田川のアユ料理
- 奈半利川のアユ料理

上流域の水環境・生態系と食文化が対応している点は、中芸地域らしい特徴です。

③ 動物相の保全に向けた視点

動物は移動し、季節で姿を変えるため、中芸遺産とは違った配慮が必要です。中芸地域では「山・川・海」を分断しないことが、結果として動物相の保全にも、中芸遺産の背景となる自然条件の維持にもつながります。今後は自然的環境保存の視点を踏まえ、地域計画の中で無理のない形で取り組みを積み重ねていきます。

2. 社会的状況

(1) 人口動態と集落維持の現状

1) 100 年単位で見た人口の大きな縮小

中芸地域は、かつては農山漁村として人口が比較的多く、集落・商店・学校・祭りなどが地域の各所で成り立っていました。しかし、戦後の産業構造の変化と若年層の流出、少子化の進行により、長期的に人口が減少してきました。

昭和 45 年 (1970) の中芸地域の人口は、奈半利町 5,084 人、田野町 4,323 人、安田町 5,031 人、北川村 2,584 人、馬路村 2,134 人の計 19,156 人でした。これに対し、令和 8 年 (2026) 8 月時点では、奈半利町 2,689 人、田野町 2,197 人、安田町 1,962 人、北川村 1,062 人、馬路村 646 人の計 8,556 人に減少しました。人口減少率は昭和 45 年比で、奈半利町 47.1%、田野町 49.2%、安田町 61.0%、北川村 58.9%、馬路村 69.7%であり、全体では 55.3%となっています。

令和 32 年 (2050) 年の推計人口は、奈半利町 1,723 人、田野町 1,257 人、安田町 1,043 人、北川村 583 人、馬路村 343 人、計 4,949 人と見込まれ、令和 8 年 (2026) 8 月時点からさらに 4 割以上の人口減少が見込まれています。

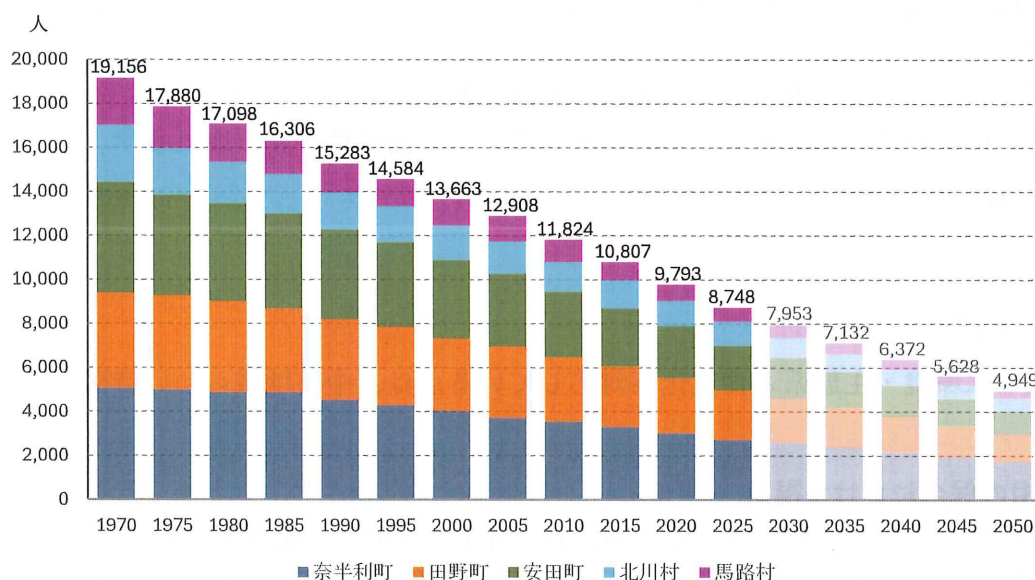


図 1-11 中芸 5 町村の人口の推移 (資料: 2025 年までは国勢調査、2030 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」による。ただし、2025 年は令和 7 年度国勢調査の人口速報集計による速報値を用いた)

中芸地域の高齢化率は、令和 7 年 (2025) 年時点で 46.9%と、全国平均 29.6%、県平均 37.2%を大きく上回っています。年齢 3 区分別の推計人口によると、令和 32 年 (2050) の高齢化率は 53.7%となり、全国平均 37.1%、県平均 45.6%を上回る状況が続く見込みです。全国・県平均との差はやや縮小するものの、中芸地域では高齢化率が 5 割を超える水準まで上昇すると見込まれます。

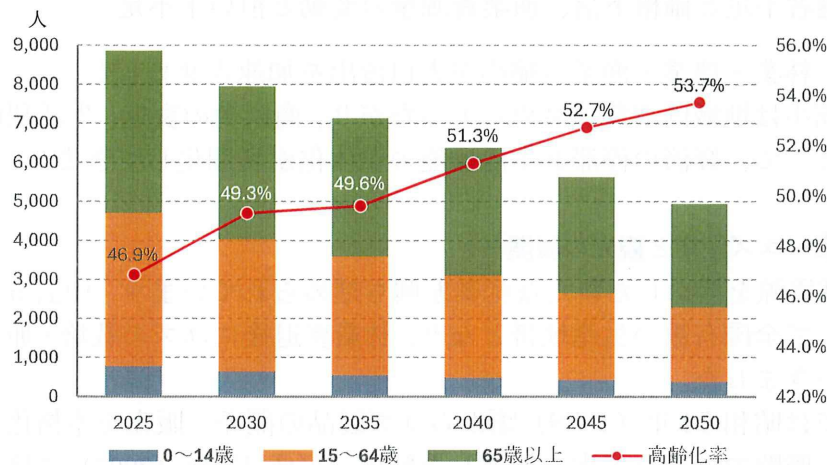


図1-12 中芸5町村の高齢化率の推移（資料：2020年は国勢調査、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」による。高齢化率は、65歳以上人口を総人口で除して算出した）

2）高齢化率の上昇と担い手不足

この状況は、集落維持の課題として次の点に直結します。

- ・ 自治会活動、祭礼運営、草刈りや道普請などの共同作業の担い手が不足します。
- ・ 空き家の増加により、景観の維持や防災・防犯上の課題が生じます。
- ・ 文化財（建造物・民俗行事・生業技術等）の継承が難しくなります。

中芸地域の社会的環境は、こうした人口構造の変化を前提に「守るための人・仕組み」をどう確保するかが大きなテーマになっています。

（2）産業と経済の変化

1）かつての基盤

昭和初期から中期にかけて、中芸地域は林業が西日本最大規模に栄えた土地であったことが記録されています。特に北川村・馬路村の山間部では国有林の伐採が盛んで、「魚梁瀬杉」に代表される良質材を産出し、森林鉄道も敷設されました。山林労働者やその家族により山村はにぎわい、地域社会の厚みをつくっていました。

一方、沿岸部（奈半利町・田野町・安田町）は水産業と農業が基盤で、定置網や沿岸漁業、米作・野菜栽培が営まれ、第一次産業を支える形で商店街やサービス業も発達していました。田野町は製材所が立地し木材加工も盛んで、安田町では施設園芸（ビニールハウス）など温暖な気候を活かした農業も行われてきました。

2）転機 ―高度経済成長期以降の衰退―

高度経済成長期以降、産業構造は大きく転換します。主な要因として、

- ・ 木造建築の減少、外国産材輸入の増加による木材価格の低迷
- ・ 国有林野事業の再編、ダム建設の完了等による雇用の縮小

- ・ 農業の後継者不足と価格下落、漁業資源量の変動と担い手不足

が挙げられ、林業・農業・漁業の縮小が人口流出を加速させました。

一次産業の縮小は地域内消費の減少にもつながり、商店街の衰退、生活利便の低下へ波及します。結果として、経済の停滞と生活機能の弱体化が長期化してきました。

3) 新しい産業－ユズ産業と観光の展開－

一方で、地域資源を活かした新たな産業振興も進められています。中芸 5 町村が、日本一のユズ産地として全国有数の生産地帯となり、林業衰退後にユズの栽培・加工が基幹産業として定着していきました。

特に馬路村では昭和 54 年（1979）頃からユズ製品の開発・販売を本格化し、「村をまるごと売り込む」戦略でブランド化を推進した結果、平成 17 年（2005）にはユズ製品売上が 30 億円、年間観光客数も約 6 万人に達しました。

さらに平成 29 年（2017）には、中芸地域を舞台とするストーリーが日本遺産に認定され、ユズと森林鉄道の歴史を組み合わせた魅力発信が進められています。こうした流れは、中芸遺産の保存・活用と産業・観光を結び付ける重要な背景になります。

（3）交通インフラと生活圏の変化

1) 道路整備による生活圏の拡大

中芸地域は山と海に挟まれた地形で、かつては徒歩・船・馬車などに頼る時代が長く続きました。山間部では森林鉄道が木材運搬を担いましたが、一般住民の公共交通としては限定的でした。戦後から高度成長期にかけて幹線道路整備が進み、沿岸部には国道 55 号が通じ、高知市方面・室戸市方面へのアクセスが向上しました。バス路線も整備され、自家用車を持たない住民の移動を支えてきました。

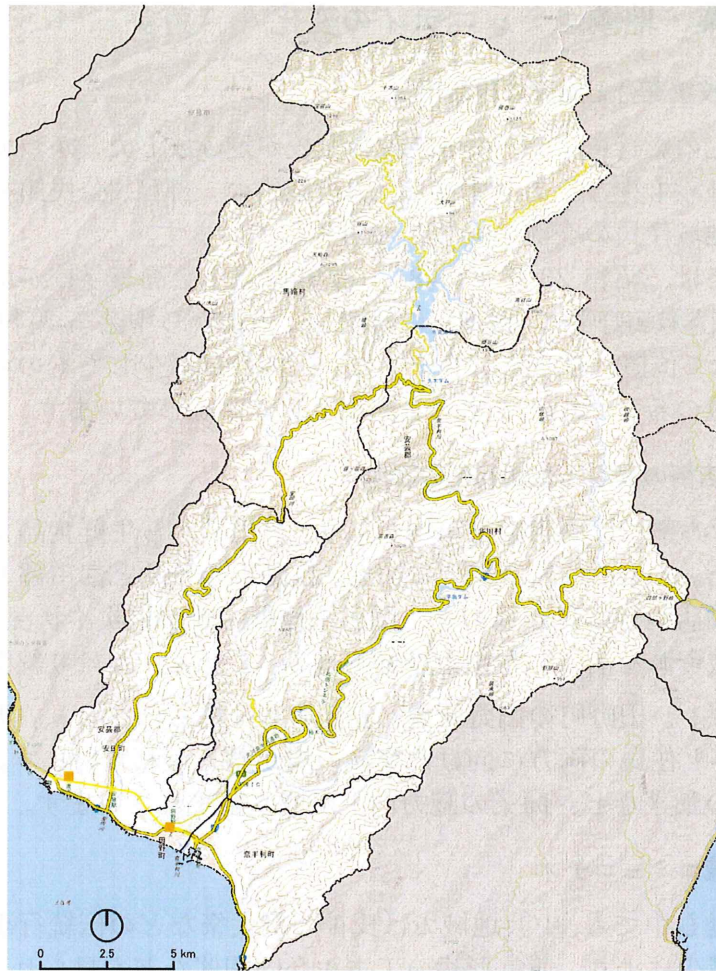


図 1-13 中芸 5 町村の主要交通網（出典：背景図は国土地理院「地理院地図（地理院タイル：標準地図）」、道路・鉄道は国土数値情報「道路データ」「鉄道データ」に路線名・駅名を加筆、行政区界は国土交通省「国土数値情報（行政区画データ）」を使用）

2) 大きな転機 ―土佐くろしお鉄道 ごめん・なはり線―

交通の大きな転機として、平成 14 年（2002）7 月 1 日に、第三セクター「土佐くろしお鉄道 ごめん・なはり線」が開業したことが挙げられます。後免駅（南国市）から奈半利駅まで 42.7km の路線で、中芸地域の田野町・安田町にも駅が置かれました。

これにより、高知市方面から奈半利町まで鉄道で直接アクセスできるようになり、住民の利便性が向上するとともに、観光客の来訪増にもつながりました。奈半利駅は終着駅として整備され、物産館やレストランの併設など、地域の交流拠点としての役割も担っています。

3) 山間部の課題 ―車依存と移動手段の確保―

一方、北川村・馬路村には鉄道が通っておらず、現在も乗用車とバスが中心です。林道・村道の改良により自動車での到達できる範囲は広がりましたが、公共交通の本数は限られ、移動手段は乗用車に依存する傾向にあります。結果として、高齢者の免許返納後の移動手段確保が課題となり、各町村で乗合タクシー等の工夫が検討されています。

（４）教育・商業・地域コミュニティの変化

１）教育機関 ー学校統廃合と施設の再活用ー

人口減少と少子化の影響により、小中学校の閉校が進みました。かつて複数校あった地域でも廃校となった施設も少なくありません。廃校施設の一部は、公民館や集落活動センターなどに活用され、地域住民の交流の場として再生しています。

高等学校については、昭和 23 年（1948）に高知県立中芸高等学校が地域住民の要望で設立され、田野町（旧藩校田野学館の跡地）に開校し、当初から中芸 5 町村（および当時の羽根村）合同の高校として位置付けられてきました。生徒数は減少したものの、現在も定時制課程等も併設し、地域の若者が地元で学べる拠点として存続しています。

２）商業環境 ー商店街の衰退と生活利便の課題ー

昭和中期まで、中心部には商店街や市場があり、日用品から生鮮食品まで地域内で買い物が完結していました。しかし、人口減少に加え、自動車の普及と都市部大型店への買い出しが増えたことで、商店街は客足が遠のき、閉店や後継者難が相次ぐ状況にあります。

その一方で、地域資源を活かした拠点整備も進み、ごめん・なはり線開通に伴い、奈半利駅の物産館「無花果」、田野町の田野駅屋、安田町の「輝るぽーと」、馬路村の温泉施設や直販所など、観光客と住民の両方に向けた交流の場が整えられています。田野町では空き店舗を活用した出店の動きなど、商業の魅力向上が取り組まれています。

３）伝統行事と地域コミュニティ

過疎と高齢化が進む中でも、中芸地域では氏神の例大祭などの伝統行事が大切に継承されています。担い手減少により、運営形態の工夫や合同開催なども見られますが、自治会、実行委員会、消防団、婦人会などの地域組織が中心となって支えています。

また、比較的若い世代やＵターン者、地域おこし協力隊、ボランティアが運営を支援し、交流人口の拡大に貢献する例も増えてきました。馬路村では、ユズ産業による地域の活力に影響を与え、都市部ツアー客を受け入れるまでになっています。

４）広域連携 ー中芸地域 5 町村で支え合う仕組みー

中芸地域では、平成 10 年（1998）に中芸広域連合が発足し、消防・救急、ごみ処理、介護保険などを共同運営する体制が整えられてきました。小規模自治体同士が連携し、住民サービスの維持向上と効率化を図るための重要な基盤です。

さらに、日本遺産認定を契機に、観光パンフレット作成、物産展への共同出展など、広域での魅力発信も検討・実践されています。移住対応についても、地域全体で受け止める構想を検討しており、今後の担い手確保に取り組んでいます。

(5) 主要な文化財関連施設

中芸地域の文化財関連施設は、文化財の「保存」を支えるだけでなく、展示・公開、学習、交流、周遊の起点として、文化財の価値を地域内外に伝える役割を担っています。とくに、歴史的建造物そのものを公開・活用する施設や、人物史・産業史・民俗を伝える展示館などが点在しており、住民の学びの場としても、来訪者の理解を深める窓口として存在しています。加えて、地域全体としては「中芸のゆずと森林鉄道日本遺産」に関連する情報発信や広域連携の枠組みも意識されており、施設群を結ぶことで、文化財のストーリーをより立体的に伝えられる条件が整っています。

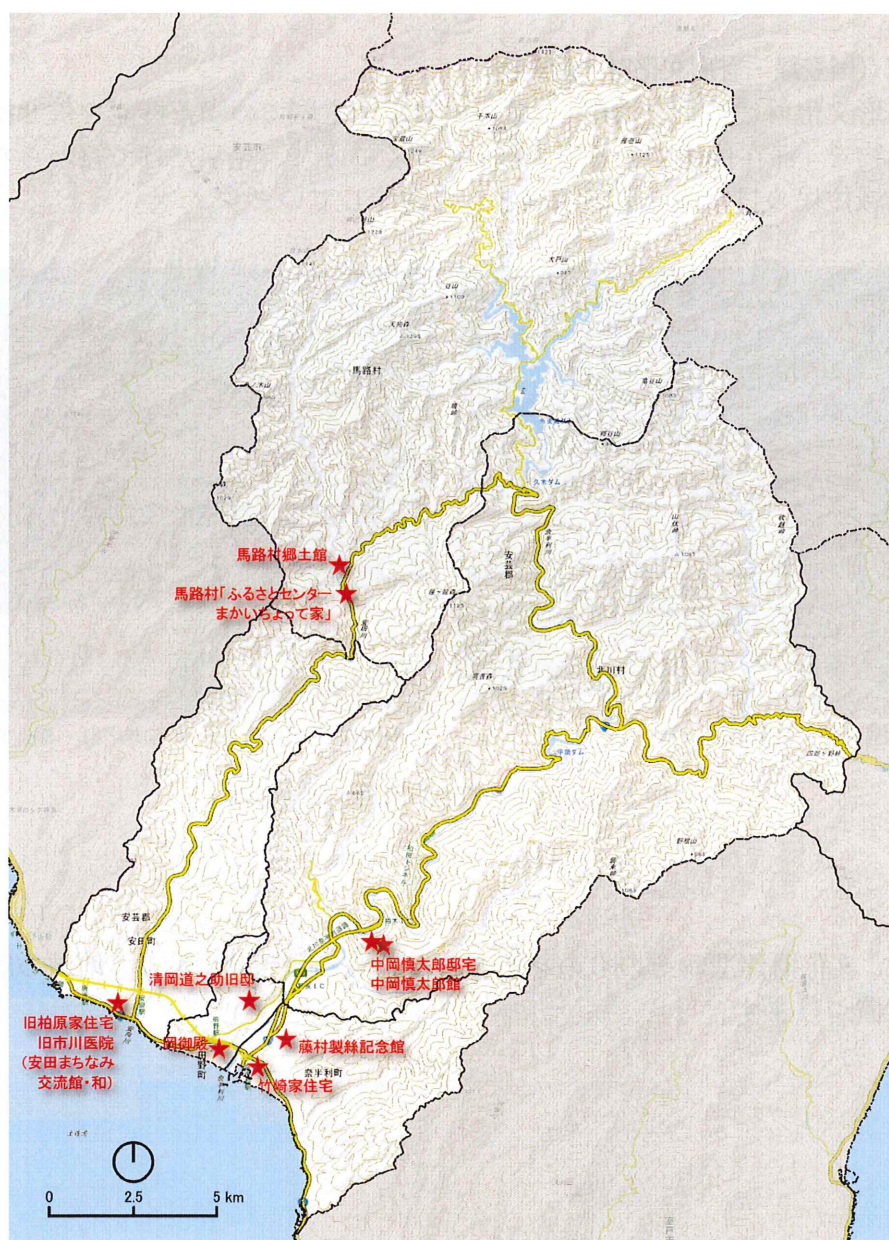


図 1-14 中芸 5 町村の主要な文化財関連施設 (出典：背景図は国土地理院「地理院地図 (地理院タイル：標準地図)」、道路・鉄道は国土数値情報「道路データ」「鉄道データ」に路線名・駅名を加筆、行政区界は国土交通省「国土数値情報 (行政区域データ)」を使用)

1) 奈半利町

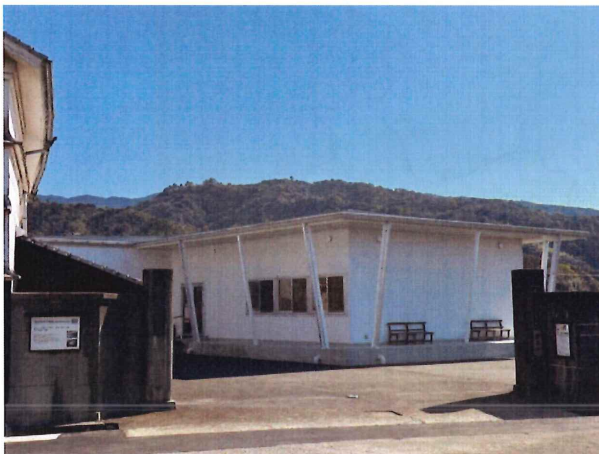
奈半利町では、民間が担い手となる施設が位置づけられており、町並み・産業史の発信や来訪者の受入れに寄与しています。

藤村製絲記念館（製糸業関係展示館）

地域の産業の記憶（製糸業）を伝える展示拠点です。産業史の紹介は、文化財の背景理解として、なぜこの地域に町並みが残ったか、どのように暮らしが形づくられたかを理解する場所になります。

竹崎家住宅（国登録・有形文化財・建造物）

国登録有形文化財建造物を活用し、蔵での展示と主屋での喫茶機能を併せ持つ施設です。歴史的建造物を「滞在休憩できる場」として開くことで、見学だけで終わらない体験につながり、地域住民の日常的な集いの場として機能しています。



藤村製絲記念館（製糸業関係展示館）



竹崎家住宅（国登録・有形文化財・建造物）

図 1-15 奈半利町の中芸遺産関連施設

2) 田野町

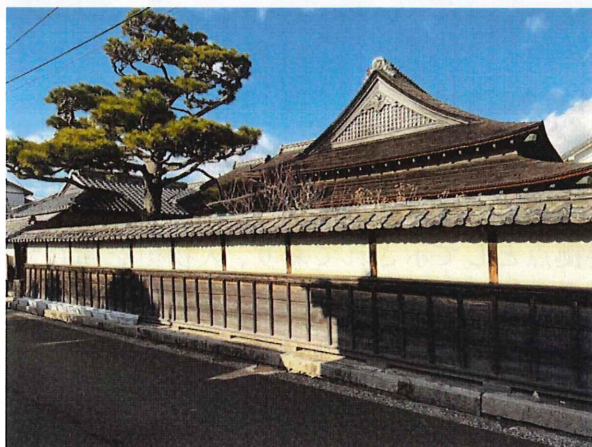
田野町では、文化財建造物そのものを核とした施設が残されており、地域の歴史を伝える拠点として位置づけます。

岡御殿（県指定有形文化財）

県指定の有形文化財として、江戸期の建造物の価値を直接体感できる施設です。建築史・地域史の学びの入口になり、来訪者への説明・解説を通じて文化財の理解促進に資する拠点です。

清岡道之助旧邸（町指定有形文化財）

町指定の有形文化財として、地域の明治維新前に活躍した人物・暮らし・建築の重なりを伝える歴史的な施設です。町指定文化財の公開は、地域が自ら守り伝える対象を明確化します。



岡御殿（県指定有形文化財）



清岡道之助旧邸（町指定有形文化財）

図 1-16 田野町の中芸遺産関連施設

3) 安田町

安田町では、歴史的建造物を活用した交流施設が複数配置されており、町並み保存と活用の中核となる拠点群を形成しています。

旧柏原家住宅（国登録・有形文化財・建造物）

旧柏原家住宅を活用した交流拠点の「安田まちなみ交流館・和」は、地域計画のイベントや交流の場として活用され、町内外の来場者の休憩の場となっています。

旧市川医院（国登録有形文化財・建造物）

旧医院建築を活用した交流拠点の「安田まちなみ交流館・和」は安田町関連人物の紹介展示館であり、近代の地域生活や歴史を伝える「学びの場」となっています。



安田まちなみ交流館・和（国登録・有形文化財・建造物）

図 1-17 安田町の中芸遺産関連施設

4) 北川村

北川村では、中岡慎太郎に関わる施設が主要拠点として示されており、人物史を通じて地域の歴史を深く理解できる構成です。

中岡慎太郎館（展示館）

幕末維新前の人物史を軸に、資料展示を通じて当時の歴史の学習機能を担う拠点です。

中岡慎太郎宅跡（県指定史跡）

史跡として、人物の原点となる場所性を体感できる拠点です。展示館と史跡を組み合わせることで、「知る（展示）」と「感じる（現地）」が連動し、学びが深まりやすくなります。



中岡慎太郎館（展示館）



中岡慎太郎宅跡（県指定史跡）

図 1-18 北川村の中芸遺産関連施設

5) 馬路村

馬路村では、民俗資料を伝える展示施設と、地場製品の販売拠点が示されており、文化と産業を結び付けた発信が可能です。

馬路村郷土館（民俗展示資料館）

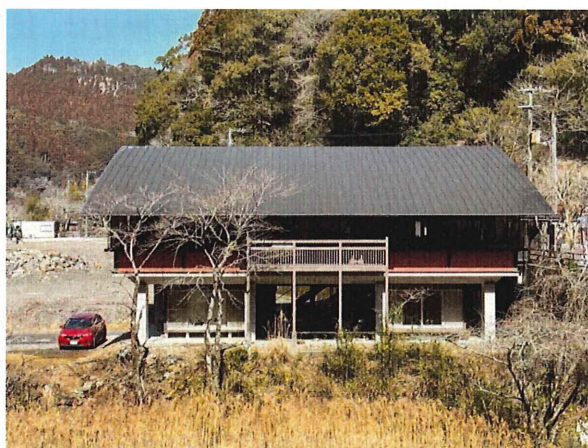
地域の暮らし・道具・民俗などを伝える拠点であり、世代間継承や学校教育との連携にも活用しやすい施設です。

馬路村ふるさとセンター「まかいちよって家」（地場産品販売所）

村の情報発信拠点であり、村の最初に立ち寄る村の案内所として機能します。2階に展示する森林鉄道関連資料の見学の周遊とあわせて地域の生業に触れるガイドにより、理解と満足度を高める効果が期待できます。



馬路村郷土館（民俗展示資料館）



馬路村ふるさとセンター「まかいちよって家」
（地場産品販売所）

図 1-19 馬路村の中芸遺産関連施設

3. 歴史的背景

(1) 中芸地域の歴史的環境

中芸地域の歴史的環境は、山・川・海を結ぶ交通と生業の上に、人々の暮らしと信仰が重なって形成されたものです。古代から近代まで、山越えの道、川沿いの集落、海の港が線でつながり、そこに政治・経済・信仰・教育が“層”として積み重なってきました。この重なりは、文化財の姿として次のように表れます。

古代の遺跡・寺院跡：定住の痕跡、古代の行政・信仰のかたちが残る。

歴史の道・港：陸路・海路の結節点が、地域の交流史を語る。

中世の城跡・寺社：地域を治めた武士団の時代と、山岳信仰・巡礼文化が見える。

近世の町場・商家建築：藩政期の政治・経済の中心（田野）を支えた建物や町並みが核になる。

山の森林資源と近代産業遺産：ヤナセスギ、森林鉄道などが「中芸らしさ」を象徴。

ユズなどの生業と暮らし：産業の歴史は、民俗文化（技術・慣習）や文化的景観につながる。

(2) 古代～平安時代 一定住の始まりと、道・港がつくった交流圏

1) 弥生～古墳 一定住の痕跡が各地で確認

中芸地域では、弥生時代から古墳時代にかけて人々が定住した痕跡が各地で見つかっており、古くから生活の場が形成されていたことがうかがえます。これは、後の集落や耕地の成立を考える上での重要な基盤です。

2) 弥生～奈良 奈半利町「コゴロク遺跡」と「コゴロク廃寺」

奈半利町のコゴロク遺跡では、弥生時代から奈良時代にかけての遺構が発掘されており、地域の歴史の厚みを示しています。さらに、ここでは安芸郡で唯一とされる奈良期寺院跡（コゴロク廃寺）も確認されています。

3) 平安 野根山街道と「那波の泊（那波の港）」

平安時代には交通の要衝としても重視されました。8世紀初頭の養老年間に、土佐国と阿波国を結ぶ官道として野根山街道が開設されました。

また、紀貫之の『土佐日記』（935年）には、東土佐の港として「那波の泊」が登場し、奈半利が古代から海路交通の拠点であったことを物語っています。

（３）中世－武士の時代と、寺社・山岳信仰が支えた地域文化－

１）鎌倉～室町－在地武士団と山城の成立－

鎌倉・室町時代の中芸地域は、在地の武士団によって治められていました。戦国時代に向かう流れの中で、各地に山城が築かれ、田野町の梅谷城（浅川城）跡など中世城館の痕跡が現存しています。16世紀後半には長宗我部元親が土佐を平定し、東部の諸領もその支配下に入りました。その後、関ヶ原の戦いを経て山内氏が土佐藩主となり、中芸地域は近世へ引き継がれていきます。

２）中世－寺社を中心に営まれた地域文化－

中世の文化面では、馬路村の金林寺、安田町の北寺など、寺社を中心とした信仰が各地で営まれてきました。霊場は巡礼や山岳信仰の場として、地域の人々の信仰心を支え、中芸各地にさまざまな文化的影響を与えました。

３）中世～近世－地域の秩序が藩政へ－

武士団の時代から藩政へ移ることで、土地の支配や産業の管理が制度化され、次の時代の町場形成や森林資源の利用に直結していきます。中世の遺構（城跡・寺社）が、近世の地域構造の“土台”になっている点が重要です。

（４）近世～近代－藩政の拠点（田野）と森の恵み－

１）江戸時代－藩政下で育った生業と、田野町の発展－

江戸時代、中芸5町村を含む土佐国安芸郡は土佐藩（山内氏）の統治下に置かれました。沿岸部では漁業や製塩が行われ、山間部では林業が奨励されるなど、藩政期に地域の生業と文化が育われました。

とりわけ田野町は東部地域の拠点として発展し、藩の御用商人である「田野五人衆（米屋・福吉屋・蔦屋・常盤屋・虎屋）」が、奥地の山林資源開発などを背景に富を築き、町に富をもたらしました。幕末には安芸郡奉行所（代官所）が田野に設置され、藩校の田野学館も併設されるなど、政治・経済・文化の中心拠点としての性格が強まりました。

２）岡家住宅「岡御殿」－藩主が宿泊した文化財建造物－

土佐藩主の東部巡視や参勤交代の際には、田野町の豪商・岡家が提供した屋敷が本陣として利用されました。岡家は天保15年（1844）に主屋敷である「岡御殿」を建築し、藩主の宿泊に供しています。書院造の格式ある建物で、敷地内に御殿・茶室・土蔵・御成門などを備えた豪壮な構えです。建物群は保存・復原され、昭和60年（1985）に高知県の有形文化財に指定されました。

3) 山間部の林業と魚梁瀬杉－森が生んだ財と文化－

馬路村・北川村の山間部では林業が栄え、なかでもヤナセスギは藩の重要な財源として重用されました。切り出された材は奈半利川沿いに運ばれ、河口に集積された後に、建材として広く出荷されました。豊かな森林資源は、地域の暮らしと文化を支える根幹でした。

4) 明治以降－町村制、志士の記憶、近代産業遺産森林鉄道－

明治4年(1871)の廃藩置県により高知県が発足し、明治22年(1889)の町村制施行で中芸地域に奈半利村・田野村・安田村・北川村・馬路村が成立しました。その後、奈半利は大正5年(1916)、田野は大正9年(1920)、安田は大正14年(1925)に町制施行し、現在の町村の骨格が整いました。

北川村出身の志士中岡慎太郎(1838～1867)は、地域の歴史を象徴する人物であり、功績を伝える資料館も設けられ、志は語り継がれています。また、ユズ栽培を奨励した逸話が伝わり、後の特産へつながる“地域の物語”の柱にもなっています。産業面では、明治44年(1911)に木材運搬のための魚梁瀬森林鉄道の運用が始まり、馬路村魚梁瀬から田野町や奈半利町まで敷設された森林鉄道は、西日本最大規模(全長約320km)です。木材輸送だけでなく、沿線住民の貴重な交通手段としても利用され、昭和38年(1963)まで運行し地域の発展を支えました。

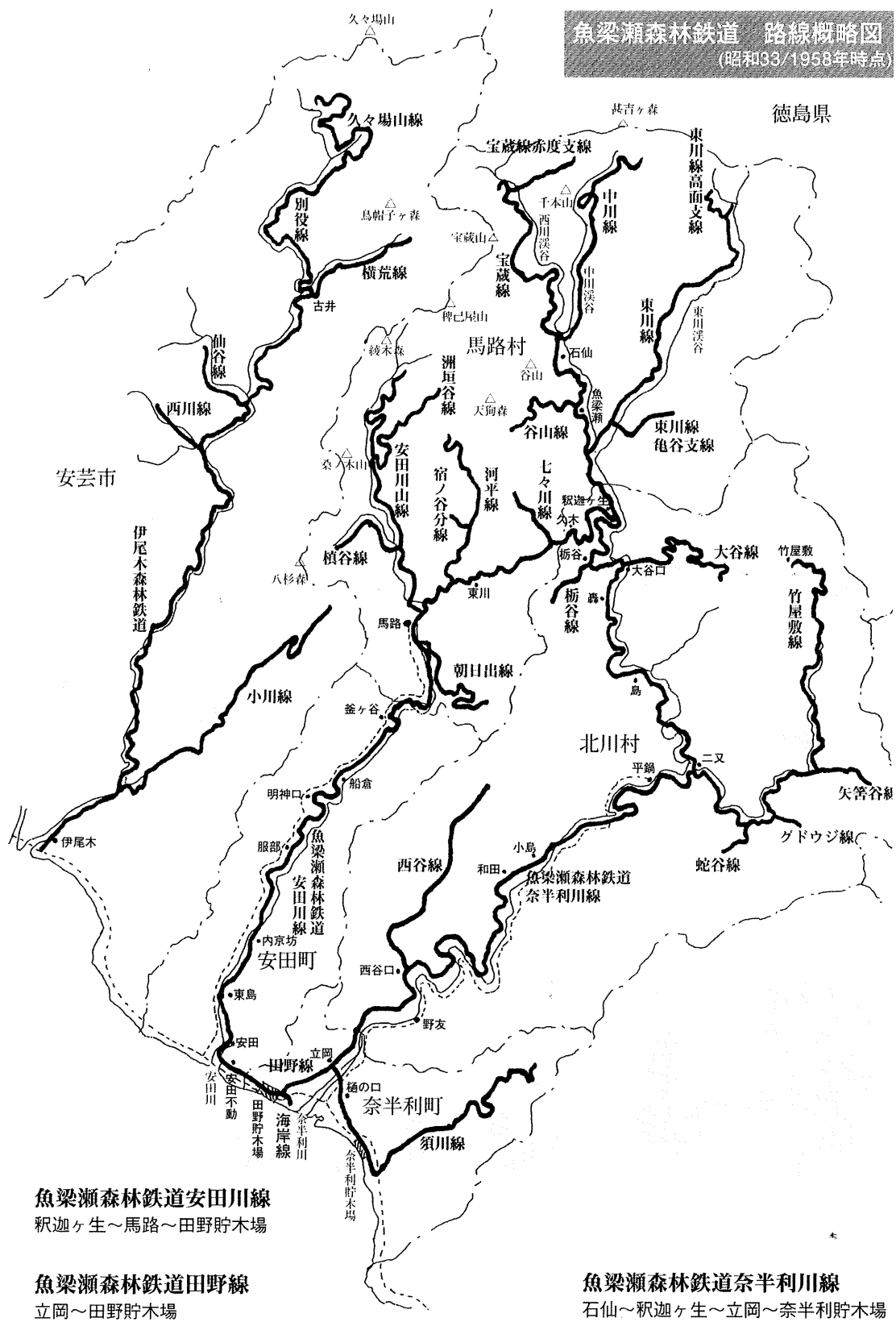
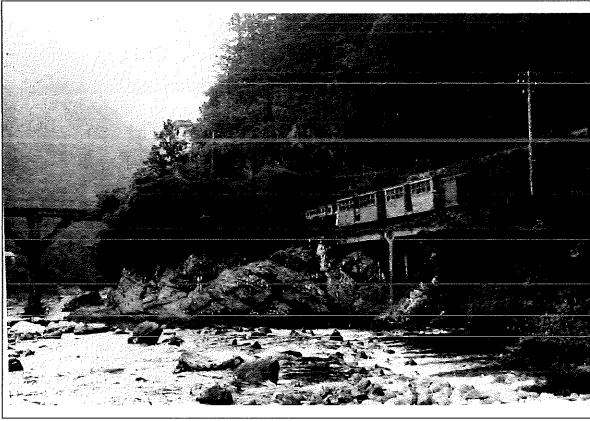
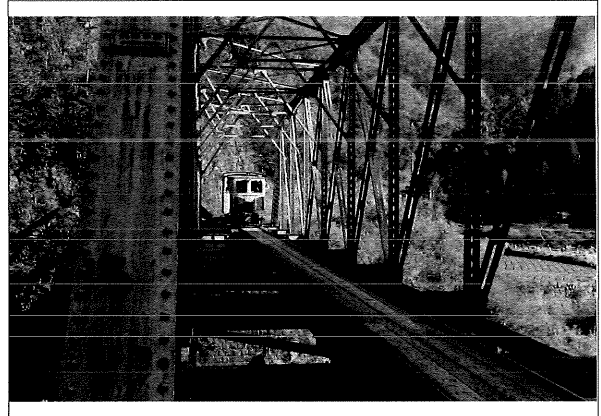


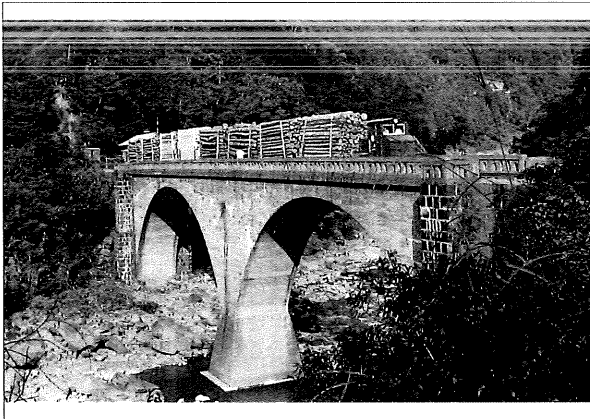
図1-20 魚梁瀬森林鉄道路線概略図（出典：令和5年高知 魚梁瀬山の林鉄）



五味隧道（馬路村）



明神口橋（安田町）



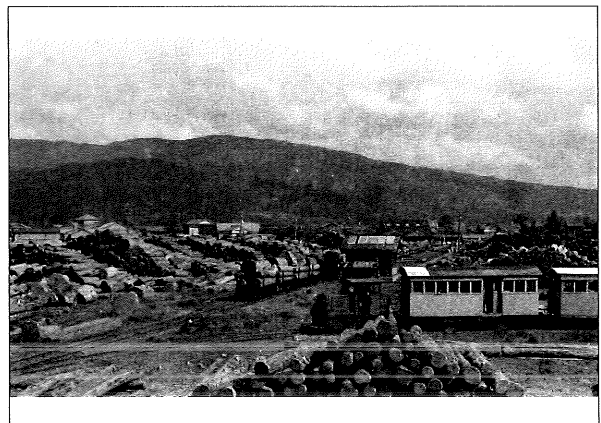
二股橋（北川村）



安田不動駅（安田町）



奈半利営林署（奈半利町）



田野貯木場（田野町）

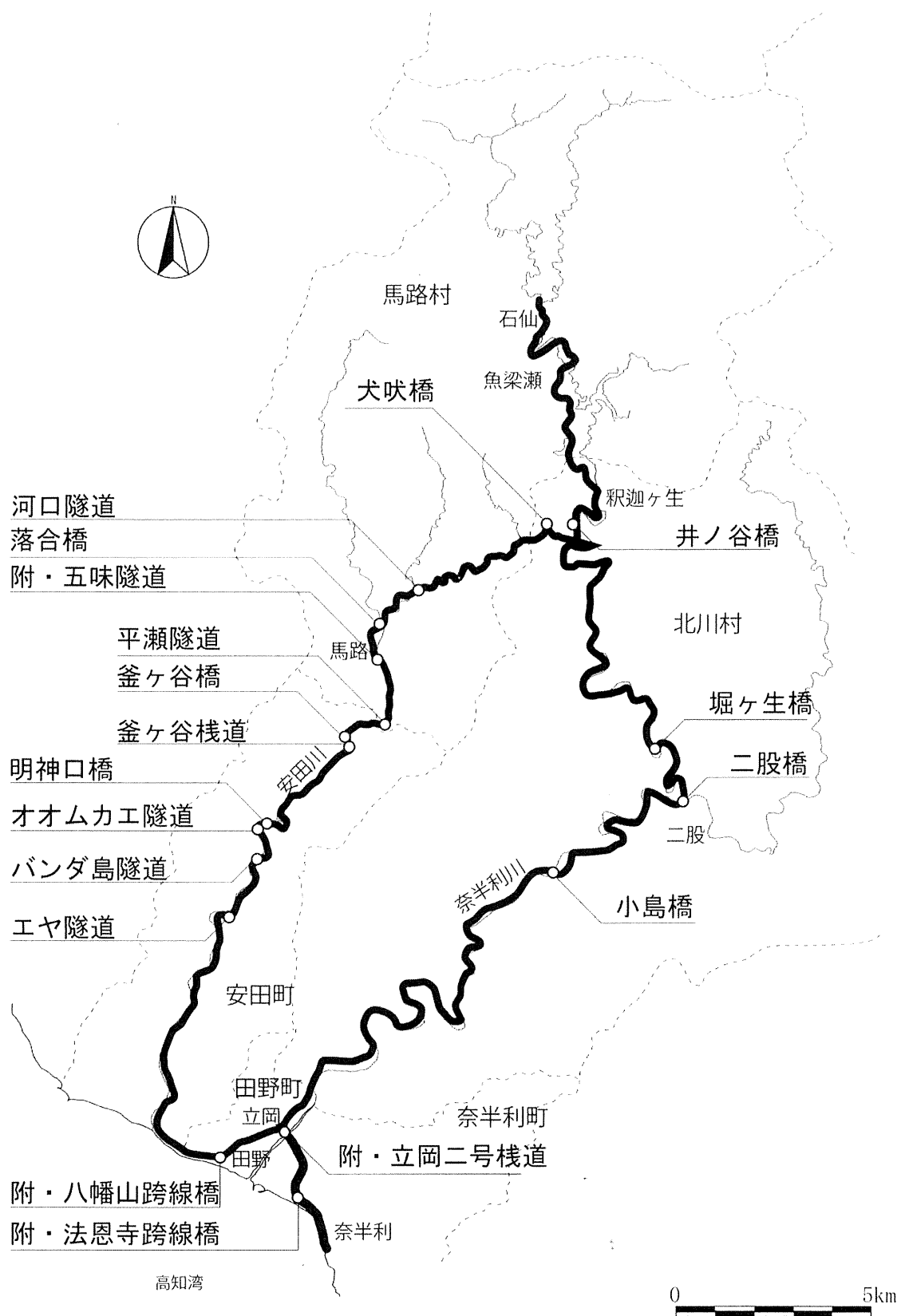


図 1-21 魚梁瀬森林鉄道施設位置図 (出典：平成 28 年度 重要文化財旧魚梁瀬森林鉄道施設保存活用計画)

第2章 中芸5町村の中芸遺産の概要

1. 指定等の中芸遺産

令和8年8月時点、中芸地域（奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村）で、文化財保護法、高知県文化財保護条例、5町村文化財保護条例による指定（選定を含む）や国登録された中芸遺産の数は351件です。その内訳は国指定文化財13件、県指定文化財15件、5町村指定文化財228件、国登録文化財95件で、文化財保存技術に選定されているものはありません。5町村内に所在する中芸遺産の指定・登録の状況は以下のとおりです。

（1）奈半利町の指定等中芸遺産の概要

奈半利町の指定等文化財は合計64件で、内訳は国指定1件、県指定等2件、町指定等24件、国登録37件です。類型別にみると、建造物が38件、町指定の彫刻4件・絵画2件・工芸品2件などが続きます。民俗文化財は無形2件、記念物は遺跡11件（町指定11）、動物・植物・地質鉱物は5件（県指定1・町指定4）です。文化財の保存技術の選定はありません。

表2-1 奈半利町の指定等文化財件数表

（令和8年（2026）8月時点）

類型			国指定 ・選定	国選択	県指定	町指定	国登録	合計
有形文化財	建造物		1 (1) *	－	0	0	37	38
	美術 工芸品	絵画	0	－	0	2	0	2
		彫刻	0	－	0	4	0	4
		工芸品	0	－	0	2	0	2
		書跡・典籍	0	－	0	0	0	0
		古文書	0	－	0	0	0	0
		考古資料	0	－	0	0	0	0
		歴史資料	0	－	0	0	0	0
無形文化財			0	0	0	0	0	0
民俗文化財	有形の民俗文化財		0	－	0	0	0	0
	無形の民俗文化財		0	0	1	1	0	2
記念物	遺跡		0	－	0	11	0	11
	名勝地		0	－	0	0	0	0
	動物・植物・地質鉱物		0	－	1	4	0	5
文化的景観			0	－	－	－	－	0
伝統的建造物群			0	－	－	－	－	0
合計			1	0	2	24	37	64

* 1 (1) 国指定重要文化財（旧魚梁瀬森林鉄道施設）の内の1物件

* 1物件：附 法恩寺跨線橋

(2) 田野町の指定等文化財の概要

田野町の指定等文化財は合計 78 件で、内訳は国指定 1 件、県指定等 3 件、町指定等 43 件、国登録 31 件です。類型別にみると、建造物が 34 件と最も多く、次いで町指定の歴史資料 17 件・絵画 6 件・工芸品 6 件などが続きます。民俗文化財は有形 1 件・無形 2 件、記念物は遺跡 8 件（県指定 1・町指定 7）、動物・植物・地質鉱物は町指定 1 件です。文化財の保存技術の選定はありません。

表 2-2 田野町の指定等文化財件数表

(令和 8 年 (2026) 8 月時点)

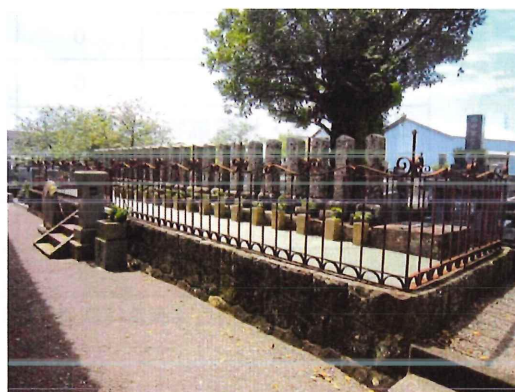
類型			国指定 ・選定	国選択	県指定	町指定	国登録	合計
有形文化財	建造物		1 (2) *	—	2	0	31	34
	美術工芸品	絵画	0	—	0	6	0	6
		彫刻	0	—	0	1	0	1
		工芸品	0	—	0	6	0	6
		書跡・典籍	0	—	0	1	0	1
		古文書	0	—	0	1	0	1
		考古資料	0	—	0	0	0	0
		歴史資料	0	—	0	17	0	17
無形文化財			0	0	0	0	0	0
民俗文化財	有形の民俗文化財		0	—	0	1	0	1
	無形の民俗文化財		0	0	0	2	0	2
記念物	遺跡		0	—	1	7	0	8
	名勝地		0	—	0	0	0	0
	動物・植物・地質鉱物		0	—	0	1	0	1
文化的景観			0	—	—	—	—	0
伝統的建造物群			0	—	—	—	—	0
合計			1	0	3	43	31	78

*1 (2) : 国指定重要文化財 (旧魚梁瀬森林鉄道施設) の内の 2 物件

*2 物件 : 附 立岡二号栈道・附 八幡山跨線橋



県指定有形文化財「岡御殿」



県指定史跡「二十三士墓」

(3) 安田町の指定等文化財の概要

安田町の指定等文化財は合計 60 件で、内訳は国指定 6 件、県指定等 3 件、町指定等 24 件、国登録 27 件です。類型別では、建造物が 30 件と最も多く、次いで彫刻 17 件がまとまっている点が特徴です。その他、絵画 1 件、典籍 1 件、古文書 3 件、無形の民俗文化財 1 件、遺跡 5 件、名勝地 1 件、動物・植物等 1 件で構成されています。文化財の保存技術の選定はありません。

表 2-3 安田町の指定等文化財件数表

(令和 8 年 (2026) 8 月時点)

類型		国指定・選定	国選択	県指定	町指定	国登録	合計	
有形文化財	建造物		1 (6) *	—	1	1	27	30
	美術工芸品	絵画	0	—	0	1	0	1
		彫刻	5	—	1	11	0	17
		工芸品	0	—	0	0	0	0
		書跡・典籍	0	—	1	0	0	1
		古文書	0	—	0	3	0	3
		考古資料	0	—	0	0	0	0
		歴史資料	0	—	0	0	0	0
無形文化財		0	0	0	0	0	0	
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	—	0	0	0	0	
	無形の民俗文化財	0	0	0	1	0	1	
記念物	遺跡	0	—	0	5	0	5	
	名勝地	0	—	0	1	0	1	
	動物・植物・地質鉱物	0	—	0	1	0	1	
文化的景観		0	—	—	—	—	0	
伝統的建造物群		0	—	—	—	—	0	
合計		6	0	3	24	27	60	

*1 (6) : 国指定重要文化財 (旧魚梁瀬森林鉄道施設) の内の 6 物件

*6 物件: エヤ隧道・バンダ島隧道・オオムカエ隧道・明神口橋・釜ヶ谷棧道・釜ヶ谷橋



国指定重要文化財「旧魚梁瀬森林鉄道施設明神口橋」



県指定有形文化財「神峯神社本殿」

(4) 北川村の指定等文化財の概要

北川村の指定等文化財は合計 89 件で、内訳は国指定 1 件、県指定等 5 件、村指定等 83 件です。類型別では、彫刻 50 件（県指定 3・村指定 47）が最も多く、次いで遺跡 11 件（県指定 1・村指定 10）、動物・植物・地質鉱物 10 件（村指定 10）がまとまっています。また、建造物は 3 件（国指定 1・村指定 2）で、近代の土木遺産が中核となっています。文化財の保存技術の選定はありません。

表 2－4 北川村の指定等文化財件数表

（令和 8 年（2026）8 月時点）

類型			国指定 ・選定	国選択	県指定	村指定	国登録	合計
有形文化財	建造物		1 (5) *	—	0	2	0	3
	美術工芸品	絵画	0	—	0	1	0	1
		彫刻	0	—	3	47	0	50
		工芸品	0	—	0	7	0	7
		書跡・典籍	0	—	0	0	0	0
		古文書	0	—	0	0	0	0
		考古資料	0	—	0	0	0	0
		歴史資料	0	—	0	6	0	6
無形文化財			0	0	0	0	0	0
民俗文化財	有形の民俗文化財		0	—	0	0	0	0
	無形の民俗文化財		0	0	1	0	0	1
記念物	遺跡		0	—	1	10	0	11
	名勝地		0	—	0	0	0	0
	動物・植物・地質鉱物		0	—	0	10	0	10
文化的景観			0	—	—	—	—	0
伝統的建造物群			0	—	—	—	—	0
合計			1	0	5	83	0	89

* 1 (5) : 国指定重要文化財（旧魚梁瀬森林鉄道施設）の内の 5 物件

* 5 物件 : 犬吠橋・井ノ谷橋・堀ヶ生橋・二股橋・小島橋



県指定史跡「中岡慎太郎宅跡」



国指定重要文化財「旧魚梁瀬森林鉄道施設二股橋」

(5) 馬路村の指定等文化財の概要

馬路村の指定等文化財は、合計 60 件で内訳は国指定 4 件、県指定等 2 件、村指定等 54 件です。類型別では、彫刻 26 件（国指定 1・県指定 1・村指定 24）が最も多く、次いで工芸品 8 件（村指定 8）、絵画 5 件（村指定 5）がまとまっています。また、建造物は 4 件（国指定 2・村指定 2）で、近代の土木遺産・集落民家が中核となっています。文化財の保存技術の選定はありません。

表 2-5 馬路村の指定等文化財件数表

(令和 8 年 (2026) 8 月時点)

類型		国指定・選定	国選択	県指定	村指定	国登録	合計	
有形文化財	建造物		2 (6) *	—	0	2	0	4
	美術工芸品	絵画	0	—	0	5	0	5
		彫刻	1 (2)	—	1 (2)	24	0	26
		工芸品	0	—	0	8	0	8
		書跡・典籍	0	—	0	0	0	0
		古文書	0	—	0	2	0	2
		考古資料	0	—	1	1	0	2
		歴史資料	0	—	0	3	0	3
無形文化財		0	0	0	0	0	0	
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	—	0	0	0	0	
	無形の民俗文化財	0	0	0	4	0	4	
記念物	遺跡	0	—	0	3	0	3	
	名勝地	0	—	0	0	0	0	
	動物・植物・地質鉱物	1	—	0	2	0	3	
文化的景観		0	—	—	—	—	0	
伝統的建造物群		0	—	—	—	—	0	
合計		4	0	2	54	0	60	

* 2(6): 国指定重要文化財（旧魚梁瀬森林鉄道施設）関連 1 件（4 物件）及び国指定重要文化財（金林寺薬師堂）関連 1 件（2 物件）

* 4 物件：河口隧道・落合橋・平瀬隧道・附 五味隧道、2 物件：金林寺薬師堂・金林寺薬師堂附棟札 8 枚



国指定重要文化財「金林寺薬師堂」



国指定重要文化財「旧魚梁瀬森林鉄道施設河口隧道」

2. 未指定の中芸遺産

中芸5町村では、指定・登録された中芸遺産以外の未指定の中芸遺産についても総合的な把握調査を行い、リスト化しています。令和8年（2026）8月時点で把握している中芸地域に所在する未指定の中芸遺産は549件です。その内訳は以下の表のとおりです。町村別に見ると奈半利町122件、田野町80件、安田町111件、北川村117件、馬路村119件となっています。なお、序章で述べた本計画における中芸遺産の定義で「文化財保護法の定義に当てはまらないもの」に分類されるものも、文化財保護法に基づく6類型に入れています。

（1）奈半利町の未指定中芸遺産の概要

奈半利町で把握された未指定文化財は合計122件です。類型別では、有形文化財（建造物53件）、美術工芸品（彫刻17件、工芸品2件、書跡・典籍2件、古文書1件、歴史資料15件）、民俗文化財（無形の民俗文化財7件）、記念物（遺跡4件（うち戦争遺産1件）、名勝地1件、動物・植物・地質鉱物1件）、埋蔵文化財19件などで構成されます。建造物が過半を占め、次いで寺社等に伝わる彫刻類、地域の記憶を示す碑文・資料、埋蔵文化財が多い点が特徴です。

（2）田野町の未指定中芸遺産の概要

田野町の未指定文化財は合計80件です。類型別では、有形文化財（建造物40件）、美術工芸品（彫刻9件、書跡・典籍1件、歴史資料6件）、民俗文化財（無形の民俗文化財8件）、記念物（遺跡1件（戦争遺産1件）、動物・植物・地質鉱物2件）、文化的景観1件、埋蔵文化財12件となっており、海側の市街地の建造物が過半を占める構成が特徴です。

（3）安田町の未指定中芸遺産の概要

安田町の未指定文化財は合計111件です。類型別では、有形文化財（建造物42件）、美術工芸品（絵画2件、彫刻16件、工芸品4件、書跡・典籍1件、古文書4件、歴史資料6件）、民俗文化財（無形の民俗文化財10件）、記念物（遺跡2件、名勝地1件、動物・植物・地質鉱物2件）、文化的景観3件、埋蔵文化財18件です。建造物の比重が高く、海側の旧道の町並み・川沿いの寺社・近代化の産業の痕跡をのこしている点が特徴です。

（4）北川村の未指定中芸遺産の概要

北川村の未指定文化財は合計117件です。類型別では、有形文化財（建造物79件）、美術工芸品（彫刻4件、歴史資料4件）、民俗文化財（無形の民俗文化財3件）、記念物（遺跡3件、動物・植物・地質鉱物3件）、文化的景観5件、埋蔵文化財16件となっています。未指定文化財の中心が場所に結び付く中芸遺産である点が、北川村の大きな特徴です。

（5）馬路村の未指定中芸遺産の概要

馬路村で把握された、未指定文化財は合計119件です。類型別では、有形文化財（建造物17）、美術工芸品（絵画2、工芸品6、書跡・典籍1、古文書45、考古資料1、歴史資料

16)、民俗文化財 13 件（有形 4、無形 9）、記念物 4 件（遺跡 1、名勝地 1、動物・植物・地質鉱物 2）、文化的景観 2 件、埋蔵文化財 12 件です。

表 2－6 5 町村未指定文化財件数表

（令和 8 年（2026）8 月時点）

類型			奈半利町	田野町	安田町	北川村	馬路村	合計
有形文化財	建造物		53	40	42	79	17	231
	美術工芸品	絵画	0	0	2	0	2	4
		彫刻	17	9	16	4	0	46
		工芸品	2	0	4	0	6	12
		書跡・典籍	2	1	1	0	1	5
		古文書	1	0	4	0	45	50
		考古資料	0	0	0	0	1	1
		歴史資料	15	6	6	4	16	47
無形文化財		0	0	0	0	0	0	
民俗文化財	有形の民俗文化財		0	0	0	0	4	4
	無形の民俗文化財		7	8	10	3	9	37
記念物	遺跡		4	1	2	3	1	11
	名勝地		1	0	1	0	1	3
	動物・植物・地質鉱物		1	2	2	3	2	10
文化的景観			0	1	3	5	2	11
伝統的建造物群			0	0	0	0	0	0
埋蔵文化財			19	12	18	16	12	77
文化財の保存技術			0	0	0	0	0	0
合計			122	80	111	117	119	549

3. 中芸遺産の累計毎の概要と特徴

(1) 奈半利町の中芸遺産の概要と特徴（類型毎）

奈半利町は、指定等文化財が 64 件、未指定文化財 122 件を有し、林業、製糸、海運、商家、信仰、街道、自然が重なって中芸遺産を構成しています。

①**有形文化財（建造物）** 指定等建造物は 38 件です。国指定が 1 件で国登録が 37 件です。国指定は旧魚梁瀬森林鉄道施設法恩寺跨線橋、国登録の代表的なものが以下の物件です。藤村製絲株式会社西藏・石堀、濱田家住宅（旧増田屋）主屋・蔵、竹崎家住宅（旧高田屋）主屋・離れ・蔵、森家住宅（旧野村茂久馬邸）主屋・蔵・西石堀・南石堀・東石堀です。近代化が進む地域の近代期の森林鉄道遺構や町並みの商家・民家です。未指定の代表的なものは、改田家住宅・石堀、加領郷浜田屋敷跡の石積、加領郷シン垣、多気坂本神社の太鼓橋、奈半利貯木場、加領郷漁港、野口沈下橋、須川樟脳工場、宇川沈下橋、藤村製絲が寄進した多気坂本神社の石灯籠です。近代化遺産や近代和風建築の商家や民家を中心に社寺、林業・樟脳・製糸の産業施設が多く残されています。

②**有形文化財（美術工芸品）**

1) **絵画** 指定等は町指定が 2 件です。多気坂本神社絵馬（材木流し）、三光院絵馬（材木流し）です。未指定はなしです。森林鉄道以前の奈半利川における材木流しを描き、山と海を結ぶ生業を伝えます。

2) **彫刻** 指定等は町指定が 4 件です。金剛界大日如来坐像（木造）、天狗の面（木造）、役の行者坐像（木造）、花崗岩造仁王像です。未指定は、多気坂本神社の手水鉢、正覚寺の木造弘法大師坐像 2 件・木造宝冠釈迦如来坐像・木造千手観音立像・木造不動明王立像・木造毘沙門天立像です。寺院や神社に残る仏像など修験・地域信仰の程度を示します。

3) **工芸品** 指定等は町指定が 2 件です。八王子宮の棟札、コゴロク廃寺出土の古瓦群・須恵器類です。未指定は、丸三製材株式会社捕鯨部が寄進した多気坂本神社の石灯籠、正覚寺の老子次右衛門作の梵鐘です。社寺奉納、古代寺院、近代産業との関係を示します。

4) **書跡・典籍** 指定等はなしです。未指定は、吉田茂の書、東郷平八郎の書です。近現代の人物交流と地域の記憶を伝えます。

5) **古文書** 指定等はなしです。未指定は、竹崎家文書です。商家や地域社会の歴史を読み解く資料です。

6) **歴史資料** 指定等はなしです。未指定は、高田屋資料館の展示品、平井信義顕彰碑、須川樟脳工場円鑿・甕・甕付属物、包國可治顕彰碑、野村茂久馬翁頌徳碑、鮎の瀬公園の下にある捨石記念碑、鹿持雅澄の歌碑、大西源吉碑、岩内久次翁頌徳碑、藤村六郎翁頌徳碑、佐々木大潮碑、弘法大師霊跡石碑、旧かうえい橋親柱です。人物顕彰、樟脳生産、河川改修、交通の記憶が特徴です。

③民俗文化財（無形の民俗文化財） 指定等は県指定が1件、町指定が1件です。加領郷の獅子舞（県指定）、東浜盆踊り（町指定）です。未指定は、十一日様、平地区日吉神社の神祭、信守神社の秋祭り、龍宮さん（漁休み・磯遊び）、奈半利川の鮎、奈半利のゆず豚、奈半利のどぶろくです。祭礼、年中行事、漁労、食文化が生活文化として継承されています。

④記念物（遺跡） 指定等は町指定が11件（史跡）です。野根山街道一里塚、コゴロク廃寺の礎石、御大師様（岩屋・御盤池・石仏）、札場（高札場）、宮の岡城跡、藩主御茶屋場駕籠石、野根山街道（奈半利行政区）、奈半利焼窯跡（遺土器片）、能勢一族の墓、北川玄蕃頭息女（せつ）・乳母の墓、野根山街道史跡（送り番所・馬頭様・水呑場・朝休み・二里塚・六部様・御茶屋場・笑い梅）です。未指定は、北岡城、奈半利城、六本松、日露戦争戦役顕彰碑です。街道、城館、寺院跡、墓所、戦争記憶をつなぎます。

⑤記念物（名勝地） 指定等はなしです。未指定は、琵琶ヶ滝です。加領郷の自然景観を伝えます。

⑥記念物（動物・植物・地質鉱物） 指定等は県指定1件、町指定4件です。奈半利の二重柿（県指定）、八幡宮・三光院の境内に群生する椎の自然林、竜杉、ヤッコソウなどです。未指定は、加領郷港の地質です。

⑦埋蔵文化財 指定等はなしです。未指定は19件です。

（２）田野町の中芸遺産の概要と特徴（類型毎）

田野町は、指定等文化財が78件、未指定文化財68件を有し、国指定が1件、県指定が3件、町指定が43件、国登録が31件です。近世期から近代期にかけての中芸遺産が残り、町家・寺社・橋梁・水利施設、狛犬・石造物、祭礼・食文化、景観、埋蔵文化財などです。

①有形文化財（建造物） 指定等は34件で、国指定が1件、国登録が31件、県指定が2件、です。国指定は旧魚梁瀬森林鉄道施設（立岡二号栈道・八幡山跨線橋）、国登録の濱川家住宅蔵・離れ、濱川商店酒蔵、川田家住宅主屋・蔵・離れ・風呂及び便所、長法寺本堂・門、県指定の岡御殿、旧岡家住宅（西の岡）です。未指定は40件です。旧宮地邸の家門、田野八幡宮本殿、長法寺本堂、福田寺本堂、浜宇津タバコ店、天神様、新町橋、神母神社本殿、八王子宮本殿、村木家住宅、福田寺山門、池地火薬商店主屋、長法寺の山門です。旧森林鉄道施設、商家・酒造、町家、寺社、橋が近世から近代の町場と交通・産業を示します。

②有形文化財（美術工芸品）

１）絵画 指定等は町指定が6件です。二十五菩薩来迎図、当麻曼荼羅、釈迦涅槃図、十王図、鶴を射止めた板絵馬、神馬（白馬）の板絵馬です。未指定はなしです。福田寺の仏教絵画と田野八幡宮の絵馬に、寺院信仰と奉納文化が表れています。

２）彫刻 指定等は町指定が1件です。海から漂着した仏頭です。未指定は、山ノ神神社手水鉢、旧街道の愛宕様、濱口雄幸ブロンズ像、大野豊前守の石堂、田野八幡宮木製神殿見返り狛犬、田野八幡入り口の天保15年建立の浪速狛犬、田野八幡宮拝殿前の河童狛犬です。仏教彫刻、石造物、人物顕彰、狛犬が信仰と地域記憶を伝えます。

3) 工芸品 指定等は町指定が6件です。清岡治之助の陣羽織、中島氏詮の大刀、中島氏詮の小刀、六地藏、清岡道之助佩刀、近藤次郎太郎佩刀です。未指定はなしです。幕末維新期の人物、武具、信仰資料に関わる物件が中心です。

4) 書跡・典籍 指定等は町指定が1件です。康熙字典です。未指定は、濱口雄幸の書です。漢籍受容、学問、近代政治家とのつながりを示します。

5) 古文書 指定等は町指定が1件です。長宗我部盛親の古文書です。未指定はなしです。土佐の戦国・近世移行期を調べる手がかりになります。

7) 歴史資料 指定等は町指定が17件です。芭蕉塚、水府浪士上書写、兵法書、寓論、清岡治之助の陣笠・蓑、錦布製紙入れ、清岡家過去帳、無外直伝短剣戒詞、無外直伝兵法大略、宮田節斎の書、安岡鉄馬の書、柏原禎吉の書、豊永方鋭の書、二十三士殉節碑題字、明治卅一新触書、水府浪士井伊大老事件書写です。未指定は、吉澤文治翁彰徳碑、濱口雄幸直筆の碑文、田野八幡宮の合祀記念碑、御大典記念碑、旧道の遍路道標、二十三士顕彰碑です。勤王関係、二十三士、人物顕彰、道標など、田野の政治史・交通史を語ります。

③民俗文化財（無有形の民俗文化財）指定等は町指定1件です。五百石船・模型です。未指定はなしです。海上交通や物流を伝える資料です。

④民俗文化財（無形の民俗文化財）指定等は町指定2件です。大野盆踊り、宮舟曳きです。未指定は、御大師講、田野のどんと焼き、田野八幡宮秋祭り、田野町の塩、濱川酒造のお酒、田野町のゆず酒、田野町の皿鉢料理、田野町の田舎寿司です。盆踊り、祭礼、年中行事、曳き物、食文化が生活文化として継承されています。

④記念物（遺跡）指定等は8件で県指定1件、町指定7件です。二十三士墓（県指定史跡）、奉行所並びに田野学館跡、高田城跡、大野城跡、大野豊前守の墓、二十三士殉節地、清岡道之助旧邸、浜口雄幸旧邸です。未指定は、旧道の遍路道標です。二十三士、城跡、藩政・学問、遍路道が重なり、政治・交通・教育の歩みを示します。

⑤記念物（名勝地動物・植物・地質鉱物）指定等は町指定が1件です。臥龍梅です。未指定は、岡御殿の青龍姥目櫓、田野八幡宮の社叢林です。屋敷・寺社に伴う樹木と鎮守の森が、町の歴史景観を支えています。

⑦文化的景観 指定等はなしです。未指定は、大野台地の景観です。台地上の集落・農地・眺望が一体となった暮らしの景観です。

⑦埋蔵文化財 指定等はなしです。未指定は12件です。

（3）安田町の中芸遺産の概要と特徴（類型毎）

安田町は、指定等文化財が60件、未指定文化財93件を有し、旧魚梁瀬森林鉄道施設、北寺の古仏群、安田の旧道沿いに残る商家・町家、神峯神社・薬師寺・安田八幡宮等の信仰、城跡・人物顕彰・自然景観が重なって中芸遺産を構成しています。

①有形文化財（建造物） 指定等は 30 件で、国指定 1 件、県指定 1 件、町指定 1 件、国登録 27 件です。国指定の旧魚梁瀬森林鉄道施設（エヤ隧道・バンダ島隧道・オオムカエ隧道・明神口橋・釜ヶ谷棧道・釜ヶ谷橋）、国登録の南家住宅主屋・便所・風呂棟・藏、南商店店舗兼主屋・外堀・内堀、乗光寺書院・門、旧柏原家住宅主屋及び離れ・表門・東土堀及び西土堀、旧市川医院、県指定の神峯神社本殿です。未指定は、石田英吉生家跡、金毘羅燈明台、大心劇場、須賀神社本殿、熊野神社本殿、南酒造酒蔵・店舗、土佐鶴酒造主屋・倉庫、旧高松医院、北寺本堂・大師堂、天理教安田町分教会、高松家家門、不動薬師堂、北寺の山門と参道、与床橋、唐浜燈台です。森林鉄道、商家・酒造、社寺、橋梁・石垣など近代期の山・川・海を結ぶ交通と町場の暮らしを伝えます。

②有形文化財（美術工芸品）

1）絵画 指定等は町指定 1 件です。土佐藩主奉納の絵馬です。未指定は、高松順蔵画『山水図』（軸）です。藩主奉納と地域絵画の記憶を伝えます。

2）彫刻 指定等は 17 件、国指定 5 件、県指定 1 件、町指定 11 件です。国指定が木造薬師如来坐像、木造釈迦如来立像、木造菩薩形立像（5 軀）、木造持国天立像、木造増長天立像、県指定が木造天部立像、町指定が北寺六面地藏尊石仏、薬師堂の薬師如来他 2 尊、虚空蔵菩薩坐像、本尊薬師如来坐像、地藏菩薩像（頭部断片）です。未指定は、熊野神社狛犬、一石六地藏、神峯寺の法師龍圓像、城八幡の木造阿弥陀如来立像、フケの観音堂の木造馬頭観音坐像、神峯寺本堂の木造地藏菩薩像、神峯寺大師堂の木造弘法大師坐像・木造地藏菩薩立像です。北寺・薬師寺・神峯寺・西法寺の仏教信仰と地域の石仏・狛犬が特徴です。

3）工芸品 指定等はなしです。未指定は、須賀神社の太鼓台、安田八幡宮の曳舟、花台、島石神社の太鼓台です。祭礼道具が各地区の行事を支えます。

4）書跡・典籍 指定等は県指定が 1 件です。大般若経です。未指定は、石田英吉書扁額です。寺社の典籍と人物顕彰の書跡が残ります。

5）古文書 指定等は町指定が 3 件です。川上神社棟札群、西島村本田矢倉帳（天正地検帳写）、安田八幡宮棟札群です。未指定は、宮田家医学等書籍、旧中山村役場文書、高松順蔵『採樵歌』、西法寺の棟札です。社寺造営、地籍、行政、人物史の基礎資料です。

6）歴史資料 指定等はなしです。未指定は、石田英吉顕彰碑、安田三河守墓所五輪塔、安田三河守逆修碑、安田三河守昭和建立墓石、中務茂兵衛が建立した神峯道の標石碑、伊吹鶴吉が熊野神社に寄進した石灯籠です。郷土人物、在地領主、神峯道信仰を伝えます。

③民俗文化財（無形の民俗文化財） 指定等は町指定が 1 件です。小川獅子舞です。未指定は、神峯神社の奉納相撲、神峯神社おなばれ、神峯神社秋祭り、薬師堂厄払大祭（百万遍）、神峯寺の大念仏、安田八幡宮相撲、土佐鶴のお酒、安田町の自然薯、安田町の田舎寿司、安田町のゆず料理です。祭礼、念仏、相撲、食文化が生活文化として継承されています。

④記念物（遺跡） 指定等は町指定が 5 件です。史跡 3 件、古墳 2 件です。安田城跡、清岡治之助屋敷跡、高松順蔵・千鶴の墓、弥生式土器、大木戸古墳出土器です。未指定は、旧砲場跡、日露戦争戦役顕彰碑です。城館、古墳、近世・近代の人物と戦争の記憶を示します。

⑤記念物（名勝地） 指定等は町指定 1 件です。釜ヶ谷の滝です。未指定は、間下集落の石垣群の景観です。山間部の水景と集落景観を伝えます。

⑥記念物（動物・植物・地質鉱物） 指定等は町指定 1 件です。地主神社のタブノキです。未指定は、棕の木、唐浜化石採掘場です。鎮守の樹木と唐浜の地質史が特徴です。

⑦文化的景観 指定等はなしです。未指定は、唐浜の松林の景観、唐浜のダイダイの景観、明神口橋の河川景観です。海岸、柑橘、河川・橋梁が一体となった暮らしの景観です。

⑧埋蔵文化財 指定等はなしです。未指定は 18 件です。

（４）北川村の中芸遺産の概要と特徴（類型毎）

北川村は、指定等文化財が 89 件、未指定文化財 101 件を有し、国指定が 1 件、村指定が 2 件です。旧魚梁瀬森林鉄道施設と奈半利川流域の橋梁・発電・ダム・用水、成願寺・妙楽寺等に伝わる仏教彫刻、中岡慎太郎を中心とする史跡・資料、星神社のお弓祭り、ユズ・集落景観が重なって中芸遺産を構成しています。

①有形文化財（建造物） 指定等は 3 件で、国指定が 1 件、村指定が 2 件です。国指定は旧魚梁瀬森林鉄道施設（犬吠橋・井ノ谷橋・堀ヶ生橋・二股橋・小島橋）、村指定が松林寺山門、中岡慎太郎生家です。未指定は、長山の森林鉄道軌道跡、加茂隧道、島の星神社本殿、木積星神社本殿、大谷神社本殿、須賀神社本殿、地主神社本殿、木積星神社拝殿、松林寺跡、大戸の棚田の石垣、森林鉄道谷山線軌道橋跡、二又発電所、魚梁瀬ダム、崎山沈下橋、島沈下橋です。森林鉄道、発電・水利、社寺、住宅、石垣・橋梁が山と川の産業景観を伝えています。

②有形文化財（美術工芸品）

1）絵画 指定等は町指定 1 件です。お弓祭り絵馬です。未指定はなしです。木積星神社のお弓祭りと結びつき、祭礼信仰の記憶を伝えています。

2）彫刻 指定等は 50 件、県指定が 3 件、村指定が 47 件です。県指定は木造十一面観音立像、木造地藏菩薩立像、木造薬師如来坐像、村指定は木造妙見菩薩立像他、半跏寄像地藏菩薩、十一面観世音立像並びに脇仏、木造薬師如来坐像他、木造聖観音立像他、木造勢至菩薩坐像他、塑造白衣観音像他、木造役行者像他、木造勢至菩薩坐像です。未指定は、木積星神社の磨崖仏、安倉の磨崖仏、小島の磨崖仏、不動の滝の不動明王坐像です。成願寺・妙楽寺・円通寺・金宝寺・金龍寺等に仏像が集中し、山村に根づいた仏教・修験・地域信仰の厚みを示します。

3）工芸品 指定等は村指定が 7 件、鰐口 2 件、刀銘南土住今法寺行秀、短刀吉光、金幣、釣鐘、中岡慎太郎脇差です。未指定はなしです。社寺祭器と刀剣類に、信仰と郷土人物の記憶が表れます。

4）歴史資料 指定等は村指定が 6 件、中岡慎太郎着用袴、坂本竜馬書状、中岡家仏用かざり立て、新井竹次郎先生掛軸、小堀遠州守書状、山内容堂公書掛軸です。未指定は、西谷口複線の水飲み場、朝鮮人労働者殉職慰霊碑、正四位中岡先生顕徳碑、田中光顕公が揮毫した中岡慎太郎顕彰碑です。中岡慎太郎や幕末維新、森林鉄道労働と顕彰の記憶を補います。

③民俗文化財（無形の民俗文化財） 指定等は県指定が1件、星神社のお弓祭りです。未指定は、北川村のユズ料理、奈半利川の鮎料理、北川村の田舎寿司です。弓祭り、ユズ、アユ、田舎寿司が、祭礼と山川の食文化を今に伝えます。

④記念物（遺跡） 指定等は県指定が1件、村指定が10件です。県指定は中岡慎太郎宅跡、村指定は中岡慎太郎遺髪埋葬墓地、烏ヶ森城跡、御崎城跡、北川玄蕃頭土居及び古井戸、北川玄蕃頭墓所、野根山街道、小笹城跡です。未指定は、権現城、野友城、旧竹屋敷番所跡（松崎家）です。幕末維新、在地領主、城館、街道、番所跡が重層する歴史空間です。

⑤記念物（動物・植物・地質鉱物） 指定等は村指定が10件、コウヤマキの大木、ウバメガシ巨木林、ギンモクセイの大木、ニホンタチバナ、キンメイホウライチク、むくの木、柏木のイラクサ、イチイガシの大木、ヒロハコンロンカ、柚子の古木です。未指定は、実生柚子林、奈半利川の砂岩石です。巨木、希少植物、柚子、地質が北川村の自然史と暮らしを示します。

⑥文化的景観 指定等はなしです。未指定は、柏木集落の景観、堀ヶ生橋の河川景観、二股橋の河川景観、小島橋の河川景観です。集落、橋梁、河川、農村の生活景が一体となる点が特徴です。

⑦埋蔵文化財 指定等はなしです。未指定は16件です。

（5）馬路村の中芸遺産の概要と特徴（類型毎）

馬路村は、指定等文化財が60件、未指定文化財119件を有し、国指定が4件、県指定が2件、村指定が54件です。旧魚梁瀬森林鉄道施設の隧道・橋梁、金林寺薬師堂と仏像群、馬路熊野神社・魚梁瀬熊野神社の祭礼、魚梁瀬森林鉄道と林業資料、ユズ・鮎・田舎寿司などの食文化、馬路・魚梁瀬の山村景観が重なって中芸遺産を構成しています。

①有形文化財（建造物） 指定等は国指定が2件、村指定が2件です。国指定が旧魚梁瀬森林鉄道施設（平瀬隧道・五味隧道・河口隧道・落合橋）、金林寺薬師堂・附棟札8枚、村指定が旧河平の家、旧伊吹家の家です。未指定は、久木トンネル、熊野神社本殿・拝殿・幣殿、金林寺庫裏、東川観音堂、金比羅灯籠、光明真言百万遍供養塔、電信電話宿舍等です。森林鉄道、社寺、民家、慰霊・信仰施設が、山村の交通と生活を示しています。

②有形文化財（美術工芸品）

1）絵画 指定等は村指定が5件、絵馬（紅葉狩図）、絵馬（忠臣蔵九段目図）、絵馬（学習風景図）、絵馬（布袋図）、絵馬（新田義貞図）です。未指定は、絵馬（5）、馬路蔵人頭馬上図です。奉納絵馬と人物図が、社寺信仰と地域の記憶を伝えます。

2）彫刻 指定等は26件、国指定1件、県指定1件、村指定24件です。国指定は木造不動明王立像、木造毘沙門天立像、県指定が木造薬師如来坐像、木造如来形坐像、村指定が木造持国天立像、木造広目天立像、木造月光菩薩立像、木造日光菩薩立像です。未指定はなしです。金林寺、城福寺、熊野神社、観音堂等に仏像・神像・面がまとまり、信仰の厚みを示します。

3）工芸品 指定等は村指定が8件です。和鏡、鰐口3件、魚梁瀬熊野神社の和鏡、水盤、御影鏡、木椀です。未指定は、刀（大）、刀（小）、御輿（2）、賽銭箱、火縄銃、水盤です。

社寺祭器、武具、生活用具が信仰と地域資料を補います。

4) 書跡・典籍 指定等はなしです。未指定は、塩見俊二の書です。地域人物の書跡として継承されています。

5) 古文書 指定等は村指定 2 件です。語伝覚、馬路熊野神社の棟札写です。未指定は、東川観音堂の棟札、御改正廉書差出控、庄屋家文書類 (12)、地図 (3)、地券 (16)、初代村長直筆文書、役場公文書 (9)、納税関係文書 (11)、土地台帳、免租聞届指令書 (2)、兵役免除願、営林署公文書 (4)、林道及軌道使用願、民有林入山諸帳簿 (8) です。行政、林業、教育、信仰、軍事、出版文化など山村の生活における古文書類が多く残されています。

6) 考古資料 指定等は県指定 1 件、村指定 1 件です。県指定は袈裟襴文銅鐸、村指定は境峠の石地蔵です。未指定は、高坏です。古代から近世の信仰・地域史を示します。

7) 歴史資料 指定等は村指定 3 件です。馬路村風土取縮差出控、石鉢、石灯籠 (一对) です。未指定は、野村組 L69 号機関車、谷村式ディーゼル機関車、酒井式機関車、林業関係資料群 (368)、農業関係資料群 (287)、商工関係資料群 (43)、生活関係資料群 (1,554)、娯楽関係資料群 (379)、湖底の村 (写真 14)、風俗写真 (42)、金林寺の阿字観です。森林鉄道、林業、産業、生活、文学・人物顕彰の記憶が集積します。

③民俗文化財 (有形の民俗文化財) 指定等はなしです。未指定は、丸石、施餓鬼棚です。集落の祈りと年中行事に関わる民俗資料です。

④民俗文化財 (無形の民俗文化財) 指定等は村指定が 4 件です。馬路熊野神社の地鎮め・火鎮め、謡の口開け、弓射式、天の神の神楽です。未指定は、川島式円盤回転搾汁機、木製の柚子搾汁機、金林寺盆踊り、金林寺の虫送り、魚梁瀬熊野神社の古式神楽、魚梁瀬熊野神社の百手、金林寺薬師堂の百万遍、馬路村のユズ料理、安田川のアメゴ料理、安田川のアユ料理、馬路村の田舎寿司です。祭礼、神楽、虫送り、百万遍と、ユズ・川魚・寿司の食文化が生活文化として続きます。

⑤記念物 (遺跡) 指定等は村指定が史跡 3 件です。馬路城跡、能登守平教経屋敷跡、木地師の墓です。未指定は、魚梁瀬城です。城館、武士伝承、木地師の移動と山の生業を伝えます。

⑥記念物 (名勝地) 指定等はなしです。未指定は、相名地区の棚田です。山間地の農地と集落景観を示します。

⑦記念物 (動物・植物・地質鉱物) 指定等は国指定 1 件、村指定 2 件です。国指定は特別天然記念物ニホンカモシカ、村指定は朝日出山の大杉、ツブミゴケです。未指定は、東川観音堂の夫婦杉、朝日出のユズ畑です。山地の動植物、巨木、ユズ栽培の自然文化が特徴です。

⑧文化的景観 指定等はなしです。未指定は、朝日出集落の景観、五味隧道と河川景観です。山村集落、森林鉄道隧道、河川が一体となる景観です。

⑨埋蔵文化財 指定等はなしです。未指定は 12 件です。



国登録有形文化財「旧弘瀬家住宅主屋」



国登録有形文化財「野村家住宅主屋・東石塀」

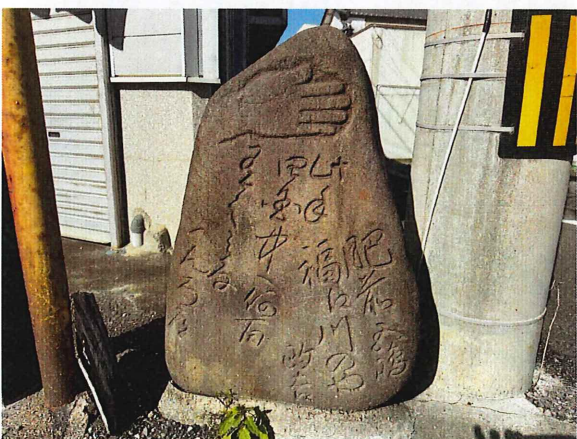
図2-1 奈半利町の代表的指定等文化財



奈半利町未指定文化財 加領郷浜田屋敷跡石積



奈半利町未指定文化財 旧かうえい橋親柱



田野町未指定文化財 旧道の遍路道標



田野町未指定文化財 岡御殿の松

図2-2 (1/2) 中芸5町村の未指定代表的文化財



安田町未指定文化財 唐浜の松林の景観



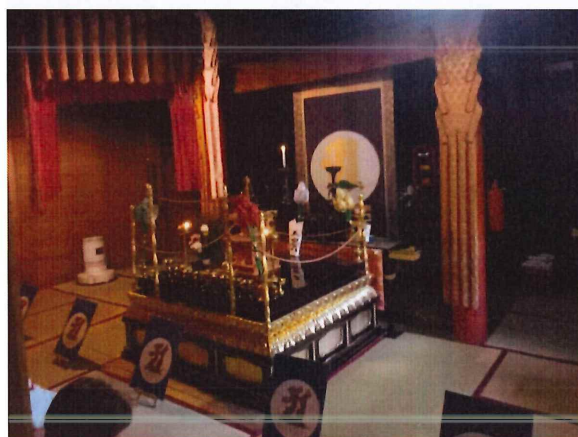
安田町未指定文化財 石田英吉の顕彰碑



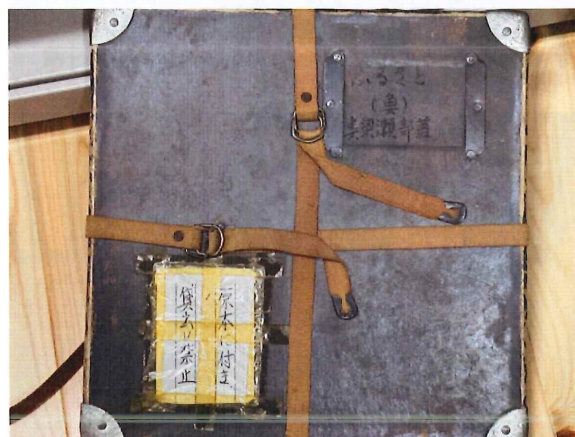
北川村未指定文化財 崎山沈下橋



北川村未指定文化財 正四位中岡先生顕徳碑



馬路村未指定文化財 金林寺の阿字観



馬路村未指定文化財 魚梁瀬部落映像記録

図 2 - 2 (2/2) 中芸 5 町村の未指定代表的文化財

4. 関連する制度：中芸地域の日本遺産と 100 年フード

(1) 日本遺産の概要

日本遺産は、地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語る「ストーリー」を文化庁が認定する制度です。ストーリーを語る上で欠かせない建造物・遺跡・祭り・食文化などの有形・無形の文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外へ戦略的に発信することで地域活性化につなげることを目的としています。日本遺産は既存の文化財に対する新たな規制を設けることを目的とせず、地域に点在する遺産を「面」として活用・発信し、観光振興や地方創生に結び付ける点に特徴があります。

中芸地域は、日本遺産「森林鉄道から日本一のゆずロードへーゆずが香り彩る南国土佐・中芸地域の景観と食文化一」を、5 町村にまたがるシリアル型ストーリーとして展開しています。このストーリーは、四国山脈の森（山）から、安田川・奈半利川の清流（川）を経て、河口の土佐湾と海辺の町並み（海）へと連なる自然環境の上に、産業・交通・暮らし・食が積み重なった中芸の歩みを描くものです。明治末から敷設された旧魚梁瀬森林鉄道は、木材搬出だけでなく、通学や嫁入りにも利用され、地域の交流を生む生活の足でもありました。

その後、林業を取り巻く環境の変化の中で、地域はユズ栽培・加工へと力点を移し、森林鉄道の軌道は「ゆずロード」として受け継がれます。構成文化財は森林鉄道遺構を中核に、食文化・歴史・伝統行事・風景など計 48 件で構成され、橋梁・隧道など 18 カ所の森林鉄道の土木遺産が国重要文化財に指定されています。各町村に所在する主な構成要素は次のとおりです。

奈半利町：法恩寺跨線橋

田野町：立岡二号栈道・八幡山跨線橋

安田町：エヤ隧道・バンダ島隧道・オオムカエ隧道・明神口橋・釜ヶ谷栈道・釜ヶ谷橋

北川村：犬吠橋・井ノ谷橋・堀ヶ生橋・二股橋・小島橋

馬路村：平瀬隧道・五味隧道・河口隧道・落合橋

(2) 100 年フードの概要

文化庁の「100 年フード」では、中芸地域の「ユズ料理」が認定されています。柚酢（ゆのす）、ユズ寿司、ユズ味噌、ユズ胡椒などは、暮らしの中で受け継がれてきた食文化であり、日本遺産とあわせて、景観・生業・食を一体的に伝える関連制度として位置づけられます。日本遺産と 100 年フードの視点を加えると、個別文化財は単なる点ではなく、山で育った木材、谷筋を走った森林鉄道、海側の港や町場、ユズ栽培と食文化へ展開した地域の変化として理解できます。文化財を分類するだけでなく、分類を越えて中芸らしいつながりを見せることが、次章以降の歴史文化の特性の整理につながります。

第3章 中芸5町村の歴史文化の特性

中芸5町村の歴史文化の特性は、馬路村魚梁瀬を中心とする深い森林、奈半利川・安田川の水系、太平洋に開く港、野根山街道や森林鉄道などの道が結び合い、暮らしと産業、信仰、交流を一体的に形づくった特性にあります。魚梁瀬杉をはじめとする山林資源は、寺社造営、荘園経営、藩政、近代林業を支え、川と港を通じて広域へ運ばれました。また、山林は信仰の場でもあり、社寺・霊場・祭礼・講などが地域の精神文化と共同体を支え、古代以来の野根山街道、奈半利港、森林鉄道、ごめん・なはり線へと交通の形は変わっても、山・川・海を結ぶ地域の性格は受け継がれています。戦後の林業の転換を受けて発展したユズ産業は、森の恵みを暮らしに生かす山村の知恵を今日の景観・食・交流へつないでいます。中芸5町村の歴史文化は、森を守り、川を下り、港で結び、祈りと暮らしに生かしてきた営みが重なって形成された総合的な地域文化です。

図3-1 歴史文化の特性の整理

歴史文化の特性	概要	主な構成要素
1. 魚梁瀬杉と山林資源が育んだ「木の文化」	魚梁瀬杉を中心とする山林資源が、寺社造営、荘園経営、近世の藩政、近代林業を支え、木材は川を下り、港から各地へ運ばれ、山・川・海を結ぶ技術と暮らしを育みました。	魚梁瀬杉、奈半利川・安田川、製材所、海運、森林鉄道
2. 社寺・霊場と山の信仰が支えた精神文化	山林は資源であると同時に祈りの場であり、寺院・神社・霊場・巡礼の文化が地域の精神的な支柱となり、社寺は教育、互助、祭礼、技術伝承の拠点としても機能しました。	北寺、法禅寺、金林寺、安田八幡宮、講・祭礼
3. 街道・港・鉄道がつないだ交流と物流の文化	野根山街道、奈半利港、森林鉄道、ごめん・なはり線へと交通の形を変えながら、東部土佐の人流・物流を支え、交通路は木材、信仰、情報、産業を結ぶ基盤でした。	野根山街道、奈半利港、浦町、森林鉄道、ごめん・なはり線
4. 林業からユズへ続く山村の知恵と景観	戦後の林業低迷と交通・産業構造の変化を受け、山村ではユズ栽培・加工・販売を通じて新しい地域ブランドを築き、森の恵みを暮らしに生かす知恵が、景観と食文化に受け継がれています。	中岡慎太郎、ユズ栽培、加工品開発、山村景観、広域連携

1. 魚梁瀬杉と山林資源が育んだ「木の文化」

中芸地域は、日本有数の多雨地域に位置し、急峻な山地と豊かな水系によって良質な森林を育んできました。魚梁瀬杉に代表される山林資源は、古くから寺社造営材や荘園経営の基盤として重視され、伝承では弘法大師空海と寺院建立に関わる木材利用も語られています。奈半利荘・安田荘などの荘園に含まれた山林は、寺社や在地領主の経済基盤となり、木材を守り、選び、伐り出し、川へ下ろし、港から送り出す一連の技術と管理の知恵を地域に蓄積させました。

中世から近世にかけて、魚梁瀬杉は京都・奈良方面の寺社造営、土佐藩の財政、船材・建築材の供給などと結びつき、山の資源は広域的な価値を持つようになりました。長宗我部元親による森林保護の法令や、土佐藩家老廣松家による木材・薪炭の出荷、林業収益を背景とした酒造などは、山林が政治・経済・生活文化を動かす力であったことを示しています。森林は単なる自然資源ではなく、守るべき財産であり、地域を支える共有の基盤でありました。

近代になると、奈半利営林署の設置、製材業や海運業の発展、魚梁瀬森林鉄道の整備によって、山の木材は近代産業の仕組みに組み込まれました。森林鉄道は馬路村魚梁瀬を中心に山間部と田野・奈半利方面の集積地を結び、木材輸送の大動脈であるとともに、沿線住民の生活交通でもありました。橋梁、隧道、軌道跡、木材集積に関わる場、港町に残る寄進物などは、山の生産、川の流送、海の出荷が一つにつながった「木の文化」を現在に伝えています。

この特性は、馬路村・北川村の山林だけで完結するものではありません。伐り出された木材は、安田川・奈半利川を介して海岸部へ集まり、田野町や奈半利町の製材・集散、安田町の港や酒造などの産業、さらには外部市場との取引へつながりました。山側と浜側の役割が重なったことで、5町村全体に「森を生かす地域文化」が広がったのでした。

主な構成要素

魚梁瀬杉、奈半利川・安田川、奈半利荘・安田荘、森林保護の制度、製材・海運、奈半利港・安田の港、魚梁瀬森林鉄道、橋梁・隧道・軌道跡、木材集積場 など

2. 社寺・霊場と山の信仰が支えた精神文化

中芸5町村の山と谷は、材を生み出す場であると同時に、祈りの場でもありました。安田町の北寺・法禅寺、馬路村の金林寺などには平安期にさかのぼると伝わる寺院・仏像・薬師信仰があり、周辺の四国霊場である最御崎寺・金剛頂寺とも関わりながら、東部土佐の宗教文化を形づくっています。深い山林は寺社造営を支える杣山であるとともに、神仏を祀る聖地、修験や巡礼の空間としても捉えられました。

平安時代末期から鎌倉時代にかけては、寺社が荘園領主として山林資源や木材収益に関わり、地域の政治・経済にも大きな影響を持ちました。奈半利荘や安田荘における寺社領の形成、安田荘をめぐる在地領主と金剛頂寺との関係、安田八幡宮への経典奉納や経塚の伝承は、

信仰、土地支配、山林資源が密接に結びついていたことを示します。寺社は祈りの場であるだけでなく、文化財を生み、地域の秩序を支える場でもありました。

近世以降も、寺院・神社は祭礼、講、寺子屋、互助の活動を通じて、集落の精神的な中心として機能しました。巡礼者や旅人がもたらす情報、社寺造営や修復に関わる大工・石工の技術、年中行事や信仰習俗は、地域内外の交流を生みながら暮らしの中に根づきました。廃仏毀釈などの社会変化を経ても、地元の信仰によって守られてきた社寺や祭礼は、中芸 5 町村の歴史文化を読み解くうえで欠かせない精神文化の柱でした。

主な構成要素

北寺、法禅寺、金林寺、安田八幡宮、金剛頂寺との関係、経塚、薬師信仰、祭礼、講、寺子屋、社寺建築・石造物 など

3. 街道・港・鉄道がつないだ交流と物流の文化

中芸 5 町村は、古代以来、東部土佐における海陸交通の結節点でした。野根山街道は土佐と阿波を結ぶ官道・幹線路として整備され、奈半利は奈半利川河口の港町として、街道、河川、海路が交わる場所に位置しました。『土佐日記』にみえる「那波の泊まり」は、奈半利が古代から良港として知られ、国司や旅人の往来に関わったことを物語ります。

中世から近世にかけて、奈半利港は山から下ろされた木材を積み出す海運拠点となり、野根山街道は参勤交代、物資輸送、藩境防衛の道として重要性を保ちました。寛永期の奈半利港改修により港湾機能が高まり、浦町の港町は街道、灘廻り道、北川方面への山道、奈半利川の河川交通が交わる地域経済のハブとなります。山の資源は川を下り、港で集まり、船で外へ運ばれる。この流れが、商い、職人技術、町場の暮らしを発展させました。

近代以降は、海岸沿いの道路、魚梁瀬森林鉄道、戦後のダム建設に伴う道路整備、平成 14 年（2002）に開通したごめん・なはり線へと交通の形が移り変わります。森林鉄道は木材輸送だけでなく、山間集落の生活の足となり、鉄道廃止後も橋梁・隧道・軌道跡が地域の記憶を伝えます。現在の道路や鉄道も、住民生活と観光交流を支え、古くからの「山と海を結ぶ」役割を引き継いでいます。

この交通文化の特徴は、単なる通過路ではなく、地域の産業、信仰、行政、生活を結び直してきた点にあります。野根山街道は人や情報を運び、奈半利港は木材と物資を集め、森林鉄道は山村の日常を支えました。道や港の変遷を追うことで、中芸 5 町村の文化財は点ではなく線としてつながり、さらに流域全体の景観として理解できます。

保存・活用においては、街道跡、港町、河川、森林鉄道遺構、駅、橋梁、町並みを個別に見るだけでなく、「どこから来て、どこへ運ばれ、誰が使ったのか」という動きの物語として示すことが大切です。文化観光の面でも、山の現場、川沿いの道、港町、鉄道跡をたどる構成は、中芸らしい体験の軸となります。

主な構成要素	野根山街道、奈半利港、浦町、奈半利川の河川交通、木材の集散、灘廻り道、魚梁瀬森林鉄道、ごめん・なはり線、橋梁・隧道・駅 など
--------	--

図 3-2 交流・物流の時代ごとの重なり

時代	主な動き	文化財・景観としての見方
古代	野根山街道の整備、奈半利港の利用、「那波の泊まり」の記録	土佐東部と畿内を結ぶ海陸交通の入口として捉える
中世・近世	荘園の木材積出、奈半利港の改修、浦町の発展、藩境の道の管理	港町・街道・河川交通が重なる地域経済の拠点として捉える
近代	製材・海運の発展、魚梁瀬森林鉄道の敷設、橋梁・隧道の整備	林業と住民生活を支えた近代化の遺産として捉える
現代	道路整備、ごめん・なはり線、観光交流、鉄道遺構の活用	生活交通と文化観光をつなぐ地域資源として捉える

4. 林業からユズへ続く山村の知恵と景観

戦後の中芸地域では、ダム建設、道路整備、森林鉄道の廃止、木材需要や流通の変化により、林業を中心とした暮らしが大きな転換期を迎えました。魚梁瀬ダムの完成と自動車交通の普及は山間部の交通を変え、安価な外国産木材の流入や機械化は伝統的な林業のあり方を揺さぶります。一方で、地域の人々は森の恵みを別の形で生かす道を探り、馬路村や北川村を中心にユズ栽培・加工・販売を発展させてきました。

ユズは、山村の気候や地形に適応した作物であり、幕末期に北川村出身の中岡慎太郎が有用性に着目したと伝えられます。昭和40年（1965）代以降の栽培拡大、加工品づくり、販売活動、村ぐるみのブランド形成は、林業のみに頼らない山村振興の実践でした。そこには、山の環境を読み、限られた土地と人の力を生かし、外部との交流を広げる知恵があります。ユズ畑、加工施設、食文化、観光交流、流域の集落景観は、現代に受け継がれた山村文化の表れでした。

この特性は、林業の衰退を単なる喪失として見るのではなく、地域が変化を受け止め、新たな価値を創り出してきた歴史として捉えるところに意味があります。中芸5町村では、山間部の生産、海岸部の交通・販売、行政の広域連携、観光ガイドや体験活動などが結びつき、森の文化を現代の食と景観の文化へ展開しています。ユズの香りは、木材の香りから続く山の記憶を、少し形を変えて未来へ届ける役目も果たしています。

また、ユズ産業は、かつて木材がそうであったように、地域外との交流を生み出す媒体でもあります。商品、食、景観、体験を通して中芸5町村を知る人が増え、住民自身も山村の価値を再確認します。山の資源を「切り出して売る」時代から、「育て、加工し、物語とともに届ける」時代へ移るなかで、地域の知恵は確かに継承されています。

主な構成要素	中岡慎太郎、ユズ栽培、ユズ加工品、山村集落、馬路村・北川村の取組、流域の景観、広域連携、観光交流など
--------	--

第4章 中芸遺産に関する既往の把握調査

1. 過去の調査と報告書

中芸5町村における中芸遺産の把握は、高知県教育委員会等による基礎的な調査報告がその土台になっています。例えば、高知県の文化財（1969年）や土佐民家（1972年）、全国遺跡地図・高知県（1976年）、高知県の近世社寺建築（1981年）などがあり、民俗分野では分布調査（1982年）・分布調査報告書（1983年）等が刊行されています。さらに、高知の近代和風建築・高知県の近代化遺産（1996年、2002年）や高知県の祭り・行事調査（2006年）、高知県歴史の道調査報告書（2010年）なども把握の参考となります。中芸に関係の深いものとして、高知県中芸地区森林鉄道遺産調査報告書（2008年）、重要文化財旧魚梁瀬森林鉄道施設保存活用計画（2016年）等が挙げられます。

具体的にみると、中芸遺産の調査研究が昭和以降継続的に行われてきました。昭和50年代には高知県教育委員会が社寺建築の調査を実施し、『高知県の近世社寺建築』（昭和56年（1981））などの報告書を刊行しました。これにより、馬路村の金林寺薬師堂（永正15年（1518）建立）など中世・近世の貴重な建造物が注目され、平成14年（2002）には同薬師堂が高知県東部で唯一の国指定重要文化財建造物に指定されています。平成6～7年度（1994～1995）には「ふるさと文化遺産保存推進事業」として県内の歴史的建造物を総合的に調査し、昭和60年（1985）に県指定となっていた田野町の岡御殿（天保15年（1844）建立）や平成9年（1997）に県指定となった旧岡家住宅（西の岡邸）などが詳しく記録されました。こうした調査成果は中芸遺産の指定や修復の基礎資料となり、報告書にもまとめられています。

一方、民俗文化財の分野でも昭和50年代から各種調査が行われました。昭和56～57年度（1981～1982）には県内の民俗資料の分布調査が実施され、昭和58年（1983）に『高知県民俗地図 民俗文化財分布調査報告書』が刊行されています。さらに昭和62～63年度（1987～1988）には民謡の緊急調査、平成18年度（2006）には祭り・年中行事の調査が行われ、北川村の「星神社のお弓祭り」など地域の伝統行事も記録されました。これらの報告書は地域の無形文化財を後世に伝える貴重な資料となっています。

平成17年（2005）頃からは、地元有志による森林鉄道遺産の調査と保存活動も活発化しました。かつて中芸地域一帯に総延長320kmもの森林鉄道網が存在したことから、その遺構（橋梁や隧道）の実地調査や歴史研究が行われ、その成果をもとに中芸遺産指定へとつながっています。平成21年（2009）には中芸5町村にまたがる「旧魚梁瀬森林鉄道施設」の18カ所の遺構が国の重要文化財（近代化遺産）に指定されました。また平成29年（2017）には、「森林鉄道から日本一のゆずロードへーゆずが香り彩る南国土佐・中芸地域の景観と食文化ー」と題したストーリーで文化庁の日本遺産認定を受け、地域の歴史と文化を発信する取り組みが一層推進されています。日本遺産の申請過程でも各種文化財の再調査や資料整理が行われており、その成果は中芸遺産の保存・活用の基礎資料として活用していきます。

2.把握調査の実施状況

中芸5町村では、中芸遺産を把握し、守り、活かすための基礎として、既往の調査成果の整理と、類型別の把握調査の進捗確認を行いました。なお、整理表では「○：調査済み、△：調査不足、×：調査未実施」として整理しています。調査不足や調査未実施については、認定後に民間支援団体との行政連携により追加修正を実施します。

（１）類型別の実施状況（5町村の共通傾向）

把握調査の進捗は、類型によって濃淡がはっきりしています。

① 5町村すべてで「調査済み（○）」となっている分野

- ・有形文化財（建造物）
- ・有形文化財（美術工芸品－彫刻、考古資料）
- ・民俗文化財（有形の民俗文化財、無形の民俗文化財）
- ・記念物（名勝地）
- ・文化的景観
- ・伝統的建造物群
- ・埋蔵文化財

地域全体で、一定の把握の基盤がある分野です。

② 5町村で「調査不足（△）」が残る分野

- ・有形文化財（美術工芸品－絵画、工芸品、歴史資料）
- ・記念物（遺跡、動物・植物・地質鉱物）
- ・無形文化財

奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村は△所在確認・記録の更新、件数の網羅性などで補強が必要な状況です。

③ 5町村すべてで「未実施（×）」となっている分野

- ・有形文化財（美術工芸品－書跡・典籍、古文書）

概況把握はあるものの、価値の整理（どこを・なぜ・どう守るか）を計画に結びつける追加整理が必要です。

(2) 本計画での整理の要点

- の分野：有形文化財（建造物）、美術工芸品（彫刻・考古資料）、民俗文化財（有形の民俗文化財・無形の民俗文化財）、記念物（名勝地）、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財を基盤に、町村間で様式を揃えた台帳整備・更新が求められます。
- △の分野：美術工芸品（絵画・工芸品・歴史資料）、無形文化財、記念物（遺跡・天然記念物）は5町村全体で補強し、全域で同じ把握精度に近づける必要があります。
- ×の分野：美術工芸品（書跡・典籍、古文書）、文化財の保存技術は、優先順位（重要度、緊急度、担い手・公開活用の可能性）を検討して、毎年度の調査計画に落とし込む必要があります。

表 4-1 中芸 5 町村における中芸遺産の把握調査の調査済み、調査不足・調査未実施の整理

令和 8 年（2026）8 月時点

地区			奈半利町	田野町	安田町	北川村	馬路村
類型							
有形文化財	建造物		○	○	○	○	○
	美術工芸品	絵画	△	△	△	△	△
		彫刻	○	○	○	○	○
		工芸品	○	○	○	△	△
		書跡・典籍	×	×	×	×	×
		古文書	×	×	×	×	×
		考古資料	○	○	○	○	○
		歴史資料	△	△	△	△	△
無形文化財			△	△	△	△	△
民俗文化財	有形の民俗文化財		○	○	○	○	○
	無形の民俗文化財		○	○	○	○	○
記念物	遺跡		△	△	△	△	△
	名勝地		○	○	○	○	○
	動物・植物・地質鉱物		△	△	△	△	△
文化的景観			○	○	○	○	○
伝統的建造物群			○	○	○	○	○
埋蔵文化財			○	○	○	○	○
文化財の保存技術			×	×	×	×	×

○：調査済み、△：調査不足、×：調査未実施

第5章 中芸遺産の保存・活用に関する将来像

中芸5町村は、太平洋に面した町並みから、安田川・奈半利川の流域、馬路村の魚梁瀬をはじめとする四国山地の森へと山・川・海が短い距離で連続する地域です。海辺には港町・商家・酒蔵・社寺や町並み、川沿いには橋梁・隧道・石垣・古道、山側には森林、集落景観、社寺信仰、食文化が重層的に残っています。

一方で、地域は長期的な人口減少と高齢化に直面しています。昭和45年（1970）頃比べると人口は半減～3分の1程度まで縮小し、近年は高齢化率が概ね45～50%台となり、祭礼運営・共同作業や中芸遺産の維持管理の担い手不足が現実の課題となっています。さらに中芸は多雨地域で、豪雨・土砂災害のリスクも高い地域です。橋梁、隧道、町並み、石垣、古道などが被災しやすい条件も抱えます。しかしながら、こうした「山・川・海」が短い距離で連続する生活圏という地域条件は地域の特徴であり、本計画では、つなぐ中芸の歴史文化を、暮らしの中で守り、学び、活かしていきたいと考えています。そのために、次世代へ確実に手渡す「文化の回廊」を5町村でつくっていきます。

1. 将来像

ここでいう「文化の回廊」とは、中芸遺産を点で守るだけでなく、日本遺産「森林鉄道から日本一のゆずロードへ―ゆずが香り彩る南国土佐・中芸地域の景観と食文化―」が示す物語を骨格に、線と面として価値を伝え、保存と活用が循環する状態を指します。中芸遺産を昔のものと捉えるのではなく、地域の未来の資産と考えます。地味な草刈りや点検こそが最終的に中芸遺産保存の最先端です。そこで本計画では、基本理念を以下の通りに設定します。

基本理念『歴史文化を学び、現在に活かし、未来に継承、中芸地域の新しいまちづくり』

この基本理念からの取り組みを「調査研究」→「保存・管理・継承」→「組織・体制」の循環として設計し、5町村と民間支援団体が役割分担しながら、継続可能な仕組みにしています。将来像を具体化する方向性を地域の特性と課題に即して整理しました。

中芸の価値は、山・川・海が連動して成り立ってきた歴史そのものにあります。特に森林鉄道遺産は町村境を超えて連携され、単独自治体では全体像の保存・修理・案内・活用を完結しにくい価値となっています。そのため、中芸遺産を「単体の保護対象」から一歩進めて次のように捉え直します。

- ・ 流域（安田川・奈半利川）を“文化の骨格”として扱う
- ・ 森林鉄道（橋梁・隧道・栈道等）と町並み・社寺・食文化・古道をつなげ、「文化のルート（回遊）」として整備する
- ・ 文化的景観や暮らしの痕跡（石垣・段々畑・港・堤防等）を、未指定文化財も含めて丁寧に位置づけ、地域の“面の価値”として説明できる状態にする。

人口減少と高齢化が進む地域では、「壊れてから直す」では間に合わない局面が増えます。豪雨災害リスクも踏まえ、長期的には予防保全（点検・記録・小修繕・環境管理）を標準化し、5町村で底上げします。具体的には、指定等文化財に加えて未指定文化財も含め、次の事柄を推進します。

- 所在・由来・状態・管理者がわかる台帳、リストの整備と更新
- 周辺環境（除草・排水・見通し・安全導線）の計画的な管理
- 災害時の初動に備えた記録（写真・位置情報）と連絡体制の整備
- 無形の民俗文化財（祭礼・芸能・食文化）の担い手が減る前に、映像等の記録作成を進める

中芸地域は、平成21年(2009)に旧魚梁瀬森林鉄道施設18カ所が重要文化財に指定され、平成29年(2017)には日本遺産の認定を受けています。これは地域の強い推進エンジンです。ただし、山間部に資源が多く、海辺に受入れ拠点多いという特性があるため、長期的には「来訪者を増やす」より先に、安全・解説・受入れの質を整えることが重要です。

- 海辺の町並み・文化財関連施設を入口とし、山・川へ理解を深める回遊へつなげる
- “見る”だけでなく、ユズ・林業・清流・食文化など、地域の日常に根差した体験へ展開する
- 中芸遺産の保存（安全管理・環境管理）と活用（公開・案内）を同時に成立させる運用ルールを整える

中芸の強みは「山から海までの距離が近い」ことです。短い移動で環境が変わるからこそ、“物語が途切れない”周遊が可能になります。将来像の実現は、次世代が「自分ごと」として地域の価値を理解するかどうかにかかっています。人口減少下では、学校教育・社会教育・観光を分断せず、同じ中芸遺産を複数の場で活用することが効率的で効果的です。

- 子ども向け教材（副読本やデジタル教材）を更新し、授業と現地体験を結ぶ
- 地域の語り手・ガイド・保存団体の活動を、学びの場として位置づける
- 祭礼・芸能・食文化など「人がいて成立する文化」を、地域全体で支える

各町村の文化財担当は少人数（兼務）であることが前提です。この現実を踏まえ、長期的には「行政が全て実施」から「行政の計画を、地域がともに実践する」へ転換します。

2. 将来像に込めた考え方

中芸遺産は、過去を示す資料であると同時に、これからの地域づくりを支える資産です。森林鉄道施設や古道は、林業と交通の記憶を伝えます。社寺や祭礼は、地域の祈りと共同体のまとまりを伝えます。ユズ、酒造、山・川・海の食文化は、自然と産業が結びついた暮ら

しの知恵を伝えます。こうした価値を「知る」「学ぶ」「守る」「広げる」「つなぐ」という流れで循環させることにより、保存と活用を無理なく続けていきます。

3. 将来像を実現するための基本的な方向性

(1) 知る（調査研究）

中芸遺産の所在、由来、状態、管理者、活用状況を調べ、台帳・地図・写真・聞き取り記録として蓄積します。指定等文化財に加え、石垣、段々畑、港、堤防、古道、祭礼、食文化など、未指定文化財の要素も丁寧に把握します。何を守るのかを地域全体で共有することで保存・活用の出発点とします。

(2) 守る（保存・管理・継承）

豪雨、台風、風化、獣害、担い手不足に備え、予防保全を基本にします。定期点検、除草、排水、見通しの確保、小修繕、写真記録、災害時の連絡体制を5町村で標準化します。地味な作業も、中芸遺産を未来へ渡すための大切な活動と考えます。

(3) 広げる（活用・普及）

保存に支障のない範囲で、公開、案内、体験、情報発信を進めます。海辺の町並みや中芸遺産関連施設を入口に、安田川・奈半利川の流域、森林鉄道遺産、ユズ、林業、清流、食文化へと理解を深める回遊をつくります。来訪者を増やすことだけを目的にせず、安全、解説、受入れの質を高めます。

(4) つなぐ（組織・体制）

行政だけで担うのではなく、所有者、地域住民、保存団体、ガイド、学校、事業者、専門家が役割を分かち合う体制を育てます。5町村で情報を共有し、町村境を越えてつながる森林鉄道や流域の価値を、一つの地域の物語として伝えます。

(5) 学ぶ（教育・学習）

学校教育、社会教育、ガイド研修、地域学習をつなぎ、子どもから大人までが中芸遺産を自分の言葉で語れる機会を増やします。副読本やデジタル教材、現地見学、聞き取り学習を活用し、中芸遺産を「見るもの」から「地域の歴史を理解する入口」へ広げます。

第6章 中芸遺産の保存・活用に関する課題・方針

中芸5町村の歴史文化は、山・川・海が短い距離で結ばれ、森林鉄道、ユズ、港町、社寺、古道、祭礼、食文化、集落景観などが重なり合って成り立っています。これらを個別に守るだけではなく、地域の暮らしと物語のつながりの中で「中芸遺産」として捉え、保存と活用を循環させていきます。

一方で、人口減少と高齢化、中芸遺産所有者や保存団体の負担増、豪雨・土砂災害の危険、情報発信の不足などにより、これまで当たり前を受け継がれてきたものが失われつつあります。そこで本章では、課題を5つの分野に分け、5町村が同じ方向を向いて取り組む方針を示します。

表6-1 中芸遺産の保存と活用に関する課題と方針

	主な課題	保存・活用に関する方針
(1) 知る 調査研究	指定等文化財・未指定文化財・地域の記憶を継続的に把握する仕組みが十分ではありません。	台帳・リストを作成し、中芸遺産の保存と管理、資料の整理・分析を推進します。
(2) 守る 保存・管理・継承	周辺環境の整備、防災・防犯、修理支援、担い手確保が課題です。	標柱・解説板、周辺環境、防災・防犯対策を推進し、各種災害に対する方針を定めます。
(3) 広げ 活用・普及	情報発信、展示公開、観光との連携がまだ十分ではありません。	ホームページ、広報紙、SNS、文化財イベント・企画展・芸術祭を開催し、日本遺産事業を実施し、観光振興と連携した活用を推進します。
(4) つなぐ 組織・体制	小規模自治体だけでは継続的な調査・保存・活用を担い切れにくい状況です。	関係団体との協働の推進、東部地域の広域的な連携を推進します。
(5) 学ぶ 教育・学習	少子高齢化により、地域を知り、語り、受け継ぐ機会が減っています。	生涯学習の充実として、中芸学文化セミナー、体験学習を開催し、学習機会の充実と新たな活用として地域学校協働本部事業の実施を行います。

基本理念「歴史文化を学び、現在に活かし、未来に継承、中芸地域の新しいまちづくり」を、各分野の共通の考え方とします。5つの方針に共通する進め方は、「記録する」「共有する」「続ける」の3点です。記録することで、失われかけた記憶や状態を次の判断に使えます。共有することで、中芸遺産担当者だけでなく、住民、学校、保存団体、観光関係者が同じ価値を見られます。続けることで、草刈り、点検、修理、発信、学習といった小さな取り組みが積み重なり、将来像で掲げた“文化の回廊”が形になります。

1. 調査研究に関する課題と方針

中芸遺産を守る第一歩は、「何が、どこに、どのような状態で残っているか」を継続して把握することです。指定等文化財だけでなく、未指定の建造物、石垣、古道、民具、祭礼、食文化、景観、地域の語りなども、地域の歴史文化を理解する大切な手掛かりです。しかし、所有者や管理者の交代、担い手の高齢化、資料の散逸により、由来や状態が分からなくなるおそれがあります。

方針として、5町村で共通して使える台帳・リストを整え、写真、位置情報、所有・管理状況、保存状態、活用上の留意点を更新していきます。指定等文化財台帳、歴史文化資源リスト、未指定文化財台帳を整備し、建造物、美術工芸品、民俗文化財、史跡などの把握調査を進めます。調査結果は保存だけに閉じ込めず、展示、学校教育、案内板、観光ガイド、デジタル発信にも活用します。

表 6-2 調査研究の課題と方針

	課題	方針	主な進め方
1-①	中芸遺産の継続的調査が不十分	継続的調査研究を行い、台帳やリストを継続的に作成します。	中芸遺産の写真、位置、所有者・管理、状態、由来を記録します。
1-②	調査・研究の拠点整備の不足	調査・研究拠点の整備を推進し、中芸遺産の保存と管理します。	調査で収集した保存管理、情報の整理・分析を行います。

2. 保存・管理・継承に関する課題と方針

中芸遺産は、山間部の橋梁・隧道・古道、川沿いの石垣や水辺の景観、海辺の町並みや社寺など、自然環境の影響を受けやすい場所に多く残っています。草木の繁茂、排水不良、見通しの悪化、案内表示の老朽化は、中芸遺産の価値を見えにくくするだけでなく、安全面の課題にもつながります。また、豪雨や土砂災害が起きた際に、どこへ連絡し、何を優先して保全するかが共有されていないと、被害の拡大を防ぎにくくなります。

方針として、「壊れてから直す」だけでなく、「壊れる前に気づく」予防保全へ重点を移します。定期的な点検、除草、排水確認、標柱・解説板の更新、軽微な修繕、所有者への助言を進めます。防災・防犯では、文化財パトロール、消防や所有者との連絡体制、発災後の行動方針、被災中芸遺産レスキューの体制づくりを進めます。無形の民俗文化財は、担い手が減る前に映像や聞き取りで記録し、保存団体への支援とあわせて継承します。

表 6-3 保存・管理・継承に関する課題と方針

課題		方針	主な進め方
2-①	周辺環境の整備の不足	周辺環境の整備を推進し、標柱・解説版整備します。	中芸遺産標柱・解説版整備を推進します。
2-②	中芸遺産の防災・防犯対策が不十分	中芸遺産の防災・防犯対策を推進します。	文化財パトロール事業を年に数回実施します。

3. 活用・普及に関する課題と方針

中芸遺産の価値は、地域の人を知り、語り、訪れる人に伝わることで、はじめて次の保存につながります。しかし、中芸遺産の情報が一部の人だけにとどまり、住民や子ども、来訪者に十分届いていない面があります。また、現地で見学できる機会、資料に触れる機会、専門家や地域の語り部から学ぶ機会も限られています。観光面でも、森林鉄道、ゆず、町並み、社寺、港、古道、食文化を一つの物語として見せる工夫が必要です。

方針として、町村ホームページ、広報誌、SNS、文化財冊子、パンフレット、マップを活用し、分かりやすい言葉で中芸遺産を発信します。文化財企画展、芸術祭、文化祭、現地見学会などを通じて、住民が身近に価値を感じられる機会を増やします。日本遺産「森林鉄道から日本一のゆずロードへ」のストーリーを軸に、旧森林鉄道施設群や周辺休養施設、ユズの景観と食文化、町並みや社寺を結び、歩く・聞く・味わう周遊や体験につなげます。活用は保存を弱めるためではなく、保存の理解者と担い手を増やすために行います。

表 6-4 活用普及に関する課題と方針

課題		方針	主な進め方
3-①	住民の多くに伝わる情報発信の不足	住民の多くに伝わる、ホームページ、広報誌、SNS、冊子を組み合わせ発信します。	難しい説明を避け、地図・写真・物語・ガイド解説で伝えます。
3-②	中芸遺産に触れる機会の不足	中芸遺産の展示と公開、企画展、芸術祭、文化祭、現地見学などを充実させます。	住民が「中芸遺産の魅力」を感じられる場を増やします。
3-③	観光活用と連携した活用の不足	観光振興と連携した活用の推進、日本遺産関連事業を軸に活用を進めます。	中芸地域以外からの観光客の流入を企画運営し、受入れの質を整えます。

4. 組織・体制に関する課題と方針

中芸 5 町村の中芸遺産担当は少人数で、兼務も多いことが想定されます。各町村だけで調査、修理、情報発信、教育、観光活用までを継続することは容易ではありません。また、森林鉄道のように町村境を越えて連なる中芸遺産は、一つの自治体だけで全体像を守り、活か

すことが難しい資源です。熱心な個人の努力だけに頼ると、担当者や担い手が替わった時に取り組みが止まるおそれがあります。

方針として、中芸5町村が共通の方針と様式を持ち、専門家、民間支援団体、住民と連携する体制を整えます。中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会、中芸地区森林鉄道遺産を保存・活用する会、中芸遺産ネットワークなどの活動と連動し、調査、保存、活用を分担して進めます。行政は仕組みを整え、専門家は助言し、団体は実践し、住民は参加するという役割分担を明確にします。さらに、高知県東部地域との広域連携を進め、研修や現地視察を通じて技術と知恵を共有します。

表 6-5 組織・体制に関する課題と方針

課題		方針	主な進め方
4-①	関係団体との協働が不十分	関係団体との協働を推進します。中芸遺産関係研究・活動団体と連携します。	中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会など民間支援団体との連携を推進します。
4-②	広域的な地域連携が不十分	広域的な連携を推進し、高知県東部文化財保護連絡協議会に参加します。	高知県東部地域 11 市町村による文化財保護連絡協議会に参加し、現地視察・文化財研修を推進します。

5. 教育・学習に関する課題と方針

中芸遺産の保存・活用を長く続けるには、次世代が地域の歴史文化を「自分ごと」として受け止めることが必要です。少子高齢化が進む中で、祭礼や郷土芸能、林業やユズに関わる技術と知恵、古道や町並みに残る記憶を、子どもたちや若い世代に伝える機会が減っています。地域の大人にとっても、身近すぎて価値に気づきにくいものがあります。

方針として、学校教育と生涯学習をつなぎます。小中学校では、副読本やデジタル教材、出前講座、現地学習を活用し、教室で学ぶ、現地で見ると、地域の人に聞く、自分の言葉で発表する、という流れをつくります。生涯学習では、「中芸学」文化セミナー、一般向け講座、体験学習、地域学校協働本部事業などを通じて、住民が学び直し、語り手や案内人として参加できる場を広げます。文化観光ガイドの育成とも連動させ、学びが誇りとなり、誇りが保存活動への参加につながる仕組みをめざします。

表 6-6 教育・学習に関する課題と方針

課題		方針	主な進め方
5-①	伝統の継承と担い手の育成の高齢化	文化セミナー・体験学習を開催し、中芸遺産の生涯学習を推進します。	中芸遺産に関する地域の歴史文化の教育普及活動を推進します。
5-②	学習機会の減少	一般対象の講座や地域学校共同本部事業の実施と学習機会の充実と新たな活用を推進します。	学芸員や関係する専門家等による講座や講演会を実施します。

第7章 中芸遺産の保存・活用に関する措置

1. 措置の考え方

本章では、第5章で掲げた将来像と第6章の方針を具体化するため、中芸5町村が計画期間中に取り組む中芸遺産の保存・活用に関する措置を整理します。措置を課題と方針に対応させ、事業名、事業内容、実施主体、実施期間を明確に示し、これを踏まえて本章では5町村で連携して進める共通措置と、各町村が地域の実情に応じて進める重点措置を、実行しやすい形でまとめます。

ここでいう中芸遺産は、指定等文化財だけではなく、未指定の歴史文化資源、森林鉄道やユズに関わる景観、社寺・町並み・古道、民俗芸能、食文化、伝統技術、地域の記憶や記録を含むものとしています。山・川・海をつなぐ中芸の歴史文化を次世代へ手渡すため、保存と活用を分けて考えるのではなく、「調べる、守る、伝える、活かす、育てる」という循環をつくります。以下の措置については、各町村費、県費、国費（文化財補助金・地域未来交付金等）、その他民間資金等を活用しながら進めていきます。

表7-1 保存・活用に関する措置

区分	主な内容	主な実施主体
方針1 調査研究	台帳・リスト・未指定文化財調査を進め、散逸を防ぐ基礎情報を整えます。	5町村教育委員会、中芸遺産ネットワーク、専門家
方針2 保存・管理・ 継承	標柱・解説板、周辺環境、防災・防犯、維持管理、所有者支援を進めます。	5町村教育委員会、所有者、専門家、住民
方針3 活用・普及	ホームページ、広報紙、SNS、企画展、日本遺産、周遊・体験型活用を進めます。	5町村教育委員会、民間支援団体、観光関係者
方針4 組織・体制	関係団体との協働、東部地域との広域連携、役割分担を進めます。	5町村、県、民間支援団体、住民
方針5 教育・学習	中芸学、出前講座、体験学習、地域学校協働を通じて担い手を育てます。	学校、教育委員会、専門家、保存団体

2. 実施主体と計画期間

実施主体は、中芸5町村の各教育委員会を中心に、文化財の専門家、民間支援団体、所有者・管理者、学校、住民が連携します。民間支援団体としては、中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会、中芸地区森林鉄道遺産を保存・活用する会、高知東海岸町並みネットワーク会議、なはり浦の会、中芸遺産ネットワーク等と協働します。

実施期間は令和9年度（2027）から令和13年度（2031）までの5年間を基本とします。毎年度、実施状況、課題、予算、担い手の状況を確認し、緊急度と効果を見ながら優先順位を調整します。

3. 課題解決に向けた分野別措置

（1）調査研究の推進

中芸遺産を守る第一歩は、所在、由来、保存状態、所有者・管理者、周辺環境を把握することです。指定等文化財台帳、歴史文化資源リスト、未指定文化財台帳を整備・更新し、建造物、美術工芸品、民俗文化財、史跡、古道、景観などを継続的に調査します。調査の成果は、保存措置、活用事業、学校教育、観光案内の基礎資料として活かします。

また、調査で収集した資料や写真、聞き取り記録は、収蔵庫等で適切に保存し、整理・分析を進めます。調査しただけで眠らせず、次の調査、解説板、冊子、展示につなげる「使える記録」として蓄積します。

表 7-2 調査研究の推進

措置		事業内容	主な実施主体
1-①	台帳・リスト整備	指定等文化財台帳、歴史文化資源リスト、未指定文化財台帳を更新します。	5町村教育委員会・中芸遺産ネットワーク
1-②	把握調査と資料保存・管理	建造物、美術工芸品、民俗文化財、史跡等を調査し、収集資料を保存・分析します。	5町村教育委員会・専門家・民間支援団体

（2）保存・管理・継承の推進

指定等文化財とその周辺環境は、日常的な管理によって価値が保たれます。標柱・解説板の新設・更新、除草や清掃、排水や見通しの確保、安全な見学導線の確認などを計画的に行います。建造物や史跡、天然記念物については、維持管理、修理補助、樹勢回復、保存整備、防災施設の整備等を、所有者・管理者と連携して進めます。

豪雨、土砂災害、火災、盗難等への備えとして、文化財パトロール、被災文化財レスキュー、発災後の行動方針の検討を進めます。特に橋梁、隧道、町並み、石垣、古道、社寺資料などは、平時の写真記録と連絡体制が力を発揮します。

表 7-3 課題解決に向けた分野別措置

措置		事業内容	主な実施主体
2-①	周辺環境整備	標柱・解説板、除草、清掃、見学導線、景観保全を進めます。	5 町村教育委員会・所有者・住民
2-②	防災・防犯の対策	中芸遺産パトロール、被災中芸遺産レスキュー、発災後の行動方針を検討します。	5 町村教育委員会・県・専門家・団体

各町村の個別措置は、町村別の課題・方針・措置対照表に基づき、建造物の維持管理、史跡等管理、修理補助、天然記念物の樹勢回復、関連部署との連携などを継続して実施します。

（３）活用・普及の推進

中芸遺産の価値を住民と来訪者に伝えるため、町村ホームページ、広報紙、SNS、冊子、パンフレット、マップ等を活用して情報を発信します。情報発信は、単に名称を知らせるだけではなく、「なぜ大切なのか」「どこで見られるのか」「どう守られてきたのか」が伝わる内容にします。

企画展、高知県芸術祭、文化祭、総合美術展等の機会を活用し、歴史資料や文化財に直接触れる場をつくります。さらに、日本遺産「森林鉄道から日本一のゆずロードへ」のストーリーを軸に、旧魚梁瀬森林鉄道施設群、ユズ、町並み、社寺、古道、食文化をつなぎ、見学・学習・周遊・体験型の商品やサービスへ展開します。

表 7-4 活用・普及の推進

措置		事業内容	主な実施主体
3-①	情報発信	HP、広報紙、SNS、冊子、パンフレット、マップで指定等文化財と中芸遺産を紹介します。	5 町村教育委員会・中芸遺産ネットワーク
3-②	展示・公開	企画展、芸術祭、文化祭等を開催し、歴史文化資源に触れる機会を増やします。	5 町村教育委員会・民間支援団体・住民
3-③	日本遺産活用	森林鉄道、ユズ、景観、食文化をつなぎ、周遊・体験型活用を進めます。	日本遺産協議会・観光関係者

（４）多様な主体が関わる推進体制の構築

中芸遺産は 5 町村にまたがって存在するため、単独の町村だけでは保存・活用の全体像を十分に伝えきれません。中芸のユズと森林鉄道日本遺産協議会、中芸地区森林鉄道遺産を保存・活用する会、中芸遺産ネットワーク等と連携し、調査、修理、活用、情報発信を一体的に進めます。高知県東部文化財保護連絡協議会等にも参加し、研修や現地視察を通じて知見を共有します。

表 7-5 多様な主体が関わる推進体制の構築

措置		事業内容	主な実施主体
4-①	協働体制	日本遺産協議会、森林鉄道保存会、中芸遺産ネットワーク等と役割分担します。	5 町村・県・民間支援団体
4-②	教育・学習	中芸学、出前講座、体験学習、地域学校協働、社会科副読本更新を進めます。	学校・教育委員会・専門家・保存団体

（５）学校教育・生涯学習との連携

中芸遺産の継承には、中芸学文化セミナー、一般向け講座、農林業体験、歴史文化資源をめぐる体験学習、地域学校協働本部事業を通じて、子どもから大人までが学び続ける仕組みを整えます。社会科副読本の更新、児童生徒への出前講座、教員への郷土学習支援も進めます。

表 7-6 学校教育・生涯学習との連携

措置		事業内容	主な実施主体
5-①	教育普及	日本遺産協議会、森林鉄道保存会、中芸遺産ネットワーク等と役割分担します。	5 町村・県・民間支援団体
5-②	協働事業	中芸学、出前講座、体験学習、地域学校協働、社会科副読本更新を進めます。	学校・教育委員会・専門家・保存団体

教育と観光は、どちらも中芸遺産の理解者を増やす入口です。学びが深まれば保存への参加が生まれ、保存が進めば活用の質も上がります。この良い循環を 5 町村で育てます。

4. 重点的に進める措置

計画期間中は、すべての措置を同じ重さで一斉に進めるのではなく、緊急度、実現性、地域への波及効果を確認しながら重点化します。特に、基礎情報の整備、予防保全、防災、デジタル記録、担い手育成、広域的な活用は、5 町村が足並みをそろえて進めます。

表 7-7 重点的に進める措置

重点措置	主な事業内容	主な実施主体	期間
基礎情報の整備	台帳、リスト、未指定文化財調査、写真記録を整えます。保存・修理・活用の土台にします。	5 町村教育委員会・中芸遺産ネットワーク	R9-R13
予防保全の標準化	点検、清掃、除草、小修繕、標柱・解説板更新を継続し、劣化や事故を未然に防ぎます。	5 町村教育委員会・所有者・住民	R9-R13
防災・レスキュー	文化財パトロール、災害時連絡、被災文化財レスキューの体制を整えます。	5 町村・県・専門家・民間支援団体	R9-R13
デジタル記録	無形民俗文化財の映像記録と歴史文化資源のデジタルアーカイブを進めます。	各町村教育委員会・専門家・保存団体	R9-R13
広域活用	日本遺産、旧魚梁瀬森林鉄道施設群、ユズ、食文化をつなぎ、周遊・体験の質を高めます。	日本遺産協議会・観光関係者	R9-R13
担い手育成	郷土芸能保存団体への支援、出前講座、社会科副読本、体験学習を通じて次世代を育てます。	教育委員会・学校・保存団体・住民	R9-R13

5. 実施管理と見直し

措置の進行管理は年度ごとに行います。各事業について、実施件数、調査・記録件数、参加者数、修理・整備の進捗、情報発信の状況、関係団体との協議状況を確認し、必要に応じて事業内容や実施順序を見直します。

また、文化財の状態や社会情勢は変化します。豪雨災害、担い手不足、所有者の代替わり、観光需要の変化などに対応するため、5 町村教育委員会が情報を共有し、専門家と民間支援団体の助言を得ながら、無理なく続けられる実施体制を整えます。

本章の措置は、中芸遺産を「守るための作業一覧」ではなく、中芸の暮らしと誇りを未来へつなぐ実践の道筋として位置づけます。小さな一歩を積み重ね、山・川・海をつなぐ中芸の文化の回廊を、5 町村で確実に育てます。

【5町村連携】課題－方針－措置 対照表 (1/2)

【5町村連携】課題－方針－措置 対照表 (1/2)														
基本理念	方向性	課題	方針	通番	事業名	事業概要	取り組み主体				事業計画期間			
							行政	専門	団体	住民	R9	R10	R11	R12
歴史文化を学ぶ	中芸遺産を知る	課題1：調査研究に関する課題	方針1：歴史文化事業の調査研究の推進	1	指定等中芸遺産台帳の作成	指定等中芸遺産の類別や場所、所有者、管理者等の情報を整理する台帳を適宜更新し、適切に把握するとともに、資料として活用する。(団体：中芸遺産ネットワーク)	●	○	○	△	→	→	→	→
		中芸遺産の継続的調査が不十分 ・地域を構成する歴史文化資源の消滅・散逸を避けるため、継続的な調査が必要。	中芸遺産の継続的調査研究 ・指定等文化財台帳の作成 ・中芸遺産リスト作成 ・未指定文化財台帳作成 ・中芸遺産の把握調査	2	中芸遺産リストの作成	中芸遺産のリストを作成し、指定等文化財以外の資源も適切に把握するとともに、資料として活用する。(団体：中芸遺産ネットワーク)	●	○	○	△	→	→	→	→
歴史文化を学ぶ	中芸遺産を知る	調査・研究拠点の整備の不足 ・中芸遺産を後世に伝えるため、継続的な調査・研究・検証を進める観点の整備が必要。	調査・研究拠点の整備の推進 ・中芸遺産の保存と管理 ・収集資料の整理・分析	3	未指定中芸遺産台帳の作成	未指定文化財の台帳作成とともに、指定建造物の景観維持のため、周辺の環境等についても調査し、適正な文化財保護に努める。(団体：中芸遺産ネットワーク)	●	○	○	△	→	→	→	→
				4	中芸遺産の把握調査	中芸遺産の把握調査(建造物、美術工芸品、民俗文化財、史跡など)地域に残る歴史文化資源を把握し、活用のため基礎資料とする。(団体：中芸遺産ネットワーク)	●	○	○	△	→	→	→	→
歴史文化を学ぶ	中芸遺産を知る	調査・研究拠点の整備の不足 ・中芸遺産を後世に伝えるため、継続的な調査・研究・検証を進める観点の整備が必要。	調査・研究拠点の整備の推進 ・中芸遺産の保存と管理 ・収集資料の整理・分析	5	中芸遺産の保存・管理	所蔵している中芸遺産の保存・管理を適切に行う。(団体：中芸遺産ネットワーク)	●	○	○	△	→	→	→	→
				6	資料の取蔵庫による保存	地域調査で収集された情報の整理・分析を行う。(団体：中芸遺産ネットワーク)	●	○	○	△	→	→	→	→
歴史文化を学ぶ	中芸遺産を知る	課題2：保存・管理・継承に関する課題	方針2：中芸遺産の保存・管理・継承	7	地域調査の研究	良好な状態で資料を後世へ伝えるため、適切な保存を行う。(団体：中芸遺産ネットワーク)	●	○	○	△	→	→	→	→
				8	指定等中芸遺産標柱・解説板整備事業	指定等中芸遺産の標柱及び解説板の新設及び更新を行う。(団体：中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会)	●	○	○	○	→	→	→	→
歴史文化を学ぶ	中芸遺産を守る	周辺環境の整備の不足 ・指定等文化財の周辺環境の整備が必要。	周辺環境の整備の推進 ・指定等中芸遺産の周辺整備事業 ・周辺環境の整備に関連する部署の連携	9	指定等中芸遺産の周辺整備事業	指定等中芸遺産の周辺地域について、除草等の管理、保全を行う。	●	○	○	○	→	→	→	→
				10	町村の関連部署の連携	指定等中芸遺産の周辺については、周辺環境の適切な整備、保全について、関連部署の連携により取り組む。	●	○	○	○	→	→	→	→
歴史文化を学ぶ	中芸遺産を守る	中芸遺産の防災・防犯対策が不十分 ・被災を未然に防ぐための防災・防犯の対策や、被災した際の対応について、消防や文化財所有者、専門的な団体等と連携し、災害に備えていく必要。	中芸遺産の防災・防犯対策の推進 ・歴史文化資源の防災・防犯対策を推進する。 ・各町村防災計画に準拠した各種災害に對する方針を定める。	11	中芸遺産パトロール事業	中芸遺産パトロールを継続実施する。(高知県文化財保護指導員：県の事業)	●	○	○	○	→	→	→	→
				12	被災中芸遺産レスキュー事業	中芸地域内に被災した中芸遺産の救出・保管に努めるとともに、5町村で協力し被災中芸遺産の救出・保全の体制整備について民間支援団体と連携して取り組む。(団体：中芸遺産ネットワーク)	●	○	○	○	→	→	→	→
中芸地域の新しいまちづくり	中芸遺産を広げる	課題3：活用・普及に関する課題	方針3：中芸遺産の価値の共有(活用・普及)	13	発災後の行動方針の検討	防災の取り組みにおいて、発災後の対応について、時系列に沿った行動方針を検討する。	●	○	○	○	→	→	→	→
				14	指定等中芸遺産のホームページ掲載	町村ホームページの新たな文化財紹介コーナーにおいて、指定等中芸遺産を紹介するとともに、情報提供に努める。	●	○	○	△	→	→	→	→
中芸地域の新しいまちづくり	中芸遺産を広げる	住民の多くに伝わる情報発信の不足 ・指定等文化財の情報提供にホームページを活用する必要。 ・中芸遺産イベントやSNS等を活用した情報発信の検討が必要。 ・中芸遺産冊子等を活用した情報発信の検討が必要。	住民の多くに伝わる情報発信 ・町村の文化財ホームページの作成 ・町村の広報誌での指定等文化財紹介 ・SNSを活用した情報発信 ・文化財イベント推進 ・文化財冊子等の刊行	15	広報誌での指定等中芸遺産の紹介	町村広報誌の新たな中芸遺産紹介コーナーにおいて、適切な時期に分かりやすく指定等中芸遺産を紹介する。	●	○	○	△	→	→	→	→
				16	SNSを活用した情報発信	SNSを活用し、指定等中芸遺産関連の行事に関する情報発信を行い、中芸遺産イベントを推進する。(団体：中芸遺産ネットワーク)	●	○	○	△	→	→	→	→
中芸地域の新しいまちづくり	中芸遺産を広げる	中芸遺産に触れる機会の不足 ・直接指定等中芸遺産や歴史資料等に興味関心を持つ機会が必要。	中芸遺産の展示と公開 ・文化財企画展の開催 ・芸術祭、文化祭の開催	17	中芸遺産冊子等の刊行事業	『中芸地域の文化財』の更新を行う。また、パンフレットやマップの作成を検討する。(団体：中芸遺産ネットワーク)	●	○	○	△	→	→	→	→
				18	中芸遺産企画展の開催	中芸遺産の価値や魅力を伝えるため企画展を年1回程度開催する。(団体：中芸遺産ネットワーク)	●	○	○	○	→	→	→	→
中芸地域の新しいまちづくり	中芸遺産を広げる	観光振興等と連携した活用の不足 ・日本遺産関連事業の連携 ・民衆、土木遺産等の活用 ・歴史文化資源と観光施設の一體的なプロモーション中芸遺産を観光資源とした積極的な活用が必要。	観光振興等と連携した活用の推進 ・日本遺産関連事業の連携 ・民衆、土木遺産等の活用 ・歴史文化資源を活用した商品・観光サービスの創出	19	高知県芸術祭	中芸遺産の価値や魅力を伝えるため、高知県芸術祭の企画展を開催する。(団体：中芸遺産ネットワーク)	●	○	○	○	→	→	→	→
				20	総合芸術展	学校教育や生涯学習の学習成果の披露や興味を高めを創出する。	●	○	○	○	→	→	→	→
中芸地域の新しいまちづくり	中芸遺産を広げる	観光振興等と連携した活用の不足 ・歴史文化資源と観光施設の一體的なプロモーション中芸遺産を観光資源とした積極的な活用が必要。	観光振興等と連携した活用の推進 ・日本遺産関連事業の連携 ・民衆、土木遺産等の活用 ・歴史文化資源を活用した商品・観光サービスの創出	21	日本遺産「森林鉄道から日本一のゆずロードへ」に関連する取組	中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会を構成する中芸5町村で連携する。日本遺産「ゆずが香る南国土佐・中芸地域の原風景と食文化」のストーリーの普及と構成文化財の活用を推進する。(団体：中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会)	●	○	○	○	→	→	→	→
				22	旧森林鉄道施設等と周辺休養施設の活用	重要文化財の屋敷や庭園について、適正な管理運営及び積極的な活用を図る。(団体：中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会)	●	○	○	○	→	→	→	→
中芸地域の新しいまちづくり	中芸遺産を広げる			23	中芸遺産を活用した周辺・体験型商品・サービスの創出	中芸遺産と自然・文化・食などの地域観光資源としての活用の拡大とブラッシュアップを図る。(団体：中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会)	●	○	○	○	→	→	→	→

【行政】奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村の各教育委員会

【専門】各分野の文化財専門家

【団体】民間支援団体(中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会・中芸地区森林鉄道遺産を保存活用する会・高知東海岸町並みネットワーク会議・なはり川の会・中芸遺産ネットワーク)

【住民】中芸5町村と周辺地域の住民

凡例 ●：中心になって取り組む ○：協力または協働する △：事業やイベントに参加する

保存と活用に関する措置

【5町村連携】課題－方針－措置 対照表 (2/2)

凡例 ●：中心になって取り組む ○：協力または協働する △：事業やイベントに参加する

基本理念	方向性	課題	方針	通 審	事業名	事業概要	取り組み主体				事業計画期間			
							行政	専門	団体	住民	R9	R10	R11	R12
保存と活用に関する措置														
方針 4：多様な主体が関わる推進体制の構築														
歴史文化を学び 現在に活かし 未来に継承	中芸遺産をつなぐ	関係団体との協働が不十分 中芸遺産に関する取り組みを、自立的に継続していく必要。	関係団体との協働の推進 ・5町村内中芸遺産関係研究・活動団体との連携 ・中芸遺産を活かした関係団体との連携	24	民間支援団体日本遺産協議会との連携	中芸地域5町村に組織した「中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会」により、日本遺産48の構成文化財の活用を推進する。（団体：中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会）	●	○	●	○	→	→	→	→
				25	民間支援団体森林鉄道保存会との連携	中芸地域5町村に組織した「中芸地区森林鉄道遺産を保存・活用する会」による重要文化財「旧魚梁通森林鉄道施設」18所の活用を図る。（団体：中芸地区森林鉄道遺産を保存・活用する会）	●	○	●	○	→	→	→	→
				26	民間支援団体中芸遺産ネットワークとの連携	中芸地域5町村に組織した「中芸遺産ネットワーク」により指定・未指定文化財の調査・研究するとともに保存・活用について行政支援を行う。※5町村調整（団体：中芸遺産ネットワーク）	●	○	●	○	→	→	→	→
				27	東部文化財保護連絡協議会参加	高知県東部地域 11 市町村による文化財保護連絡協議会により、年数回の文化財研修会と現地視察研修を当番制で行う。	●	○	○	○	→	→	→	→
				28	中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会参加	中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会の運営を推進する。	●	○	●	○	→	→	→	→
方針 5：学校教育・生涯学習との連携														
歴史文化を学ぶ	中芸遺産を学ぶ	伝統の継承と担い手の減少・高齢化 歴史文化の魅力や伝統の技や知恵を伝え、歴史文化の担い手を育む必要。	生涯学習の充実 ・「中芸学」文化セミナーの開催 ・体験学習の実施	29	歴史文化に関する教育普及活動	歴史文化に関する教育普及活動を行う。	●	○	○	○	→	→	→	→
				30	地域歴史産業文化の体験学習	町村の施設や野外を活用し、農林業体験や歴史文化資源等をめぐる体験学習を行う。	●	○	●	○	→	→	→	→
				31	一般対象の講座の実施	学芸員等や関係する専門家を招き、歴史や文化に関する講演会等を行う。	●	○	●	△	→	→	→	→
				32	地域学校協議会本部事業	地域住民の専門知識や資源を教育に結び付け、郷土の誇りと愛着を図る。	●	○	○	○	→	→	→	→
中芸地域の新しいまちづくり														

【行政】奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村の各教育委員会

【専門】各分野の文化財専門家

【団体】民間支援団体（中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会・中芸地区森林鉄道遺産を保存活用する会・高知東海岸町並みネットワーク会議・なはり浦の会・中芸遺産ネットワーク）

【住民】中芸5町村と周辺地域の住民

【奈半利町】課題一方針一措置 対照表

凡例 ●：中心になって取り組む ○：協力または協働する △：事業やイベントに参加する

基 礎 理 念	方 向 性	課 題	方 針	通 番	事 業 名	事 業 概 要	取 り 組 み 主 体				事 業 計 画 期 間			
							行 政	専 門 団 体	住 民	良	R9	R10	R11	R12 R13
歴 史 文 化 を 学 び 現 在 に 活 か し 未 来 に 継 承 中 芸 地 域 の 新 し い ま ち づ く り	中 芸 遺 産 を 守 る	課題2：保存・管理・継承に関する課題	方針2：中芸遺産の保存・管理・継承	33	指定等中芸遺産（建造物）維持管理事業	建造物の維持管理等に必要業務（清掃、消防設備、電気保守、警備等）を実施。	●	○	○	○	→	→	→	→
		指定等中芸遺産の保存・管理が不十分 指定等中芸遺産の修理や保存の継続が必要。	指定等文化財の適切な保存・管理 ・建造物、史跡等の維持管理 ・埋蔵文化財保護、天然記念物の管理 ・資料館収蔵資料の修理	34	指定等中芸遺産の修理補助	指定等中芸遺産の所有者が行う計画的な修理事業に対して補助金を交付する。現状変更等を伴う修理や整備については、適切な手続を取るよう指導する。	●	○	○	○	→	→	→	→
				35	天然記念物樹勢回復樹木剪定事業	維持のため、所有者や樹木匠と連携し、樹勢回復を行う。	●	○	○	○	→	→	→	→
				36	町の関連部署の連携	樹木の景観の向上のため樹木の剪定を行う。	●	○	○	○	→	→	→	→
		中芸遺産の保存・継承が不十分 少子高齢化や過疎化・代替わり等により今後の保存・継承が必要。 後世に伝えるために、デジタルアーカイブ化などの検討が必要。	所有者・管理者への支援 ・文化財保存修理、整備への補助金交付 ・文化財保護保存団体育成への補助金交付	37	指定等中芸遺産保存修理事業	指定等中芸遺産の適切な整備、保全について、関連部署の連携により取り組む。	●	○	○	○	→	→	→	→
				38	指定等中芸遺産防災施設事業	奈半利町文化財保護事業補助金交付要綱に基づき、補助金を交付する。保存修理に関する助言を行う。	●	○	○	○	→	→	→	→
				39	指定等中芸遺産保存整備事業	奈半利町文化財保護事業補助金交付要綱に基づき、補助金を交付する。保存整備に関する助言を行う。	●	○	○	○	→	→	→	→
				40	文化財保護保存団体育成事業	奈半利町文化財保護事業補助金交付要綱に基づき、補助金を交付する。	●	○	○	○	→	→	→	→
		課題4：組織・体制に関する課題	デジタルアーカイブ化の推進 ・無形の民俗文化財の映像記録保存 ・中芸遺産のデジタルアーカイブの構築	41	無形民俗文化財映像記録保存	高知県歴史文化財保護の指導により、継承されている伝統芸能等の無形の民俗文化財を映像で記録保存する。	●	○	○	○	→	→	→	→
				42	歴史文化資源のデジタルアーカイブの構築	貴重な歴史文化資源について、デジタルアーカイブを構築する。	●	○	○	○	→	→	→	→
中 芸 遺 産 を つ な ぐ	中 芸 遺 産 を つ な ぐ	課題5：教育・学習に関する課題	方針5：学校教育・生涯学習との連携	方針4：多様な主体が関わる推進体制の構築										
				43	郷土芸能の保存・継承の推進 ・保存団体への支援	奈半利町文化財保護事業補助金交付要綱に基づき補助金を必要に応じて交付し、活動を支援する。	●	○	○	○	→	→	→	→
中 芸 遺 産 を 学 ぶ	中 芸 遺 産 を 学 ぶ	課題5：教育・学習に関する課題	方針5：学校教育・生涯学習との連携	44	社会科副読本の更新	市内の中芸遺産を取り入れた小学校社会科の副読本等（デジタル教材を含む）を更新する。※変更があれば修正	●	○	○	○	→	→	→	→
				45	出前講座（児童生徒対象）の実施	小中学校の授業に等価目や関係する専門家等が出向き、歴史や文化に関する出前授業を行う。（団体：なほり浦の会）	●	○	○	○	→	→	→	→
				46	郷土に関する学習への協力	児童生徒だけでなく、郷土の学習にあたる教員に対しても、より分かりやすく歴史文化や中芸遺産の価値について情報を提供し、郷土の学習に協力する。（団体：なほり浦の会）	●	○	○	○	→	→	→	→

【行政】奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村の各教育委員会

【専門】各分野の文化財専門家

【団体】民間支援団体（中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会・中芸地区森林鉄道遺産を保存活用する会・高知東海岸町並みネットワーク会議・中芸遺産ネットワーク）

【住民】中芸5町村と周辺地域の住民

【田野町】課題一方針一措置 対照表

凡例 ●：中心になって取り組む ○：協力または協働する △：事業やイベントに参加する
保存と活用に関する措置

基本理念	方針	課題	方針	通番	事業名	事業概要	取り組み主体					事業計画期間				
							行政	専門	団体	住民		R9	R10	R11	R12	R13
歴史文化を学び 現在に活かし 未来に継承 中芸地域の新しいまちづくり	中芸遺産を守る	課題2：保存・管理・継承に関する課題	方針2：中芸遺産の保存・管理・継承													
		指定等中芸遺産の保存・管理が不十分 指定等中芸遺産の修理や保存の継続が必要	指定等中芸遺産の適切な保存・管理 ・建造物、史跡等の維持管理 ・埋蔵文化財保護、天然記念物の管理 ・資料館収蔵資料の修理	33	指定等中芸遺産（建造物）維持管理事業	建造物の維持管理等に必要業務（清掃、消防設備、電気保守、巡視等）を実施。	●	○	○	○		→	→	→	→	→
				34	指定史跡等管理事業	史跡・天然記念物における除草等の管理。	●	○	○	○		→	→	→	→	→
				35	指定等中芸遺産の修理補助	指定等中芸遺産の所有者が行う計画的な修理事業に対して補助金を交付する。現状変更等を伴う修理と整備については、適切な手続きを取るよう指導する。	●	○	○	○		→	→	→	→	→
				36	天然記念物樹勢回復樹木測定事業	維持のため、所有者や樹木区と連携し、樹勢回復を行う。	●	○	○	○		→	→	→	→	→
				37	町の関連部署の連携	指定等中芸遺産の周辺については、周辺環境の適切な整備、保全について、関連部署の連携により取り組む。	●	○	○	○		→	→	→	→	→
中芸遺産を学ぶ	中芸遺産を学ぶ	課題5：教育・学習に関する課題	所有者・管理者への支援 ・中芸遺産保存修理、整備への補助金交付 ・中芸遺産保護保存団体育成への補助金交付 デジタルアーカイブ化の推進 ・無形の民俗文化財の映像記録保存 ・中芸遺産のデジタルアーカイブの構築	38	田野町中芸遺産保存事業	田野町文化財保護事業補助金交付要綱に基づき、補助金を交付する。保存修理に関する助言を行う。	●	○	○	○		→	→	→	→	→
				39	田野町中芸遺産保存事業	田野町文化財保護事業補助金交付要綱に基づき、補助金を交付する。	●	○	○	○		→	→	→	→	→
				40	無形民俗文化財映像記録保存	高知県歴史文化財課の指導により、継承されている伝統芸能等の無形の民俗文化財を映像で記録保存する。	●	○	○	○		→	→	→	→	→
				41	中芸遺産のデジタルアーカイブの構築	貴重な歴史文化資源について、デジタルアーカイブを構築する。	●	○	○	○		→	→	→	→	→
				方針5：学校教育・生涯学習との連携												
中芸遺産を学ぶ	中芸遺産を学ぶ	次世代への継承と郷土愛育成が不十分 急激な人口減少や少子高齢化、過疎化が進むなか、田野町の歴史文化の価値や魅力を子供達に伝える必要。	郷土愛の醸成と人材育成 ・社会科副読本への情報提供 ・出前講座（児童生徒対象）の実施	42	社会科副読本の更新	市内の中芸遺産を取り入れた小学校社会科の副読本等（デジタル教材を含む）を更新する。 ※変更があれば修正	●	○	○	○		→	→	→	→	→
				43	出前講座（児童生徒対象）の実施	中小学校の授業に学芸員や関係する専門家等が出向き、歴史や文化に関する出前授業を行う。（中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会）	●	○	○	○		→	→	→	→	→
				44	郷土に関する学習への協力	児童生徒だけでなく、郷土の学習にあたる教員に対しても、より分かりやすく歴史文化や文化財の価値について情報を提供し、郷土の学習に協力する。 （中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会）	●	○	○	○		→	→	→	→	→
				45	歴史文化に関する教育普及活動	歴史文化に関する教育普及活動を行う。 （中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会）	●	○	○	○		→	→	→	→	→
				46	地域歴史産業文化の体験学習	田野町の施設や野外を活用し、農林業体験や歴史文化資源をめぐる体験学習を行う。 （中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会）	●	○	○	○		→	→	→	→	→

【行政】 奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村の各教育委員会

【専門】 各分野の文化財専門家

【団体】 民間支援団体（中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会・中芸地区森林鉄道遺産を保存活用する会・高知東海岸並みネットワーク会議・なはり浦の会・中芸遺産ネットワーク）

【住民】 中芸5町村と周辺地域の住民

【安田町】課題一方針一措置 対照表

凡例 ●：中心になって取り組む ○：協力または協助する △：事業やイベントに参加する

基本理念	方向性	課題	方針	通番	事業名	事業概要	取り組み主体				事業計画期間					
							行政	専門	団体	住民	R9	R10	R11	R12	R13	
歴史文化を学び 現在に活かし 未来に継承 中芸地域の新しいまちづくり	中芸遺産を守る	課題2：保存・管理・継承に関する課題	方針2：中芸遺産の保存・管理・継承													
		指定等中芸遺産の保存・管理が不十分 指定等中芸遺産の修理や保存の継続が必要	指定等中芸遺産の適切な保存・管理 ・建造物、史跡等の維持管理 ・埋蔵文化財保護、天然記念物の管理 ・資料館収蔵資料の修理	33	指定等中芸遺産（建造物）維持管理事業	建造物の維持管理等に必要業務（清掃、消防設備、電気保守、巡回等）を実施。	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				34	指定史跡等管理事業	史跡・天然記念物における除草等の管理。（教育委員会）	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				35	指定等中芸遺産の修理補助	指定等中芸遺産の所有者が行う計画的な修理事業に対して補助金を交付する。現状変更等を伴う修理や整備については、適切な手続きを取るよう指導する。	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				36	天然記念物樹勢回復樹木剪定事業	維持のため、所有者や樹木医と連携し、樹勢回復を行う。 樹木の景観の向上のため樹木の剪定を行う。	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				37	指定等中芸遺産標柱・解説板整備事業	指定等中芸遺産の標柱及び解説板の新設及び更新を行う。	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		38	町の関連部署の連携	指定等中芸遺産の周辺については、周辺環境の適切な整備、保全について、関連部署の連携により取り組む。	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		39	指定等中芸遺産保存修理事業	安田町文化財保護事業補助金交付要綱に基づき、補助金を交付する。保存修理に関する助言を行う。	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		40	指定等中芸遺産防災施設事業	安田町文化財保護事業補助金交付要綱に基づき、補助金を交付する。	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		41	指定等中芸遺産保存整備事業	安田町文化財保護事業補助金交付要綱に基づき、補助金を交付する。保存整備に関する助言を行う。	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		42	文化財保護保存団体育成事業	安田町文化財保護事業補助金交付要綱に基づき、補助金を交付する。	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
43	無形民俗文化財映像記録保存 ・中芸遺産のデジタルアーカイブの構築	高知県歴史文化財保護の指導により、継承されている伝統芸能等の無形の民俗文化財を映像で記録保存する。	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
中芸遺産を学ぶ	課題4：組織・体制に関する課題	方針4：多様な主体が関わる推進体制の構築	44	中芸遺産のデジタルアーカイブの構築	貴重な中芸遺産について、デジタルアーカイブを構築する。	●	○	○	○	○	○	○	○	○		
	課題5：教育・学習に関する課題	方針5：学校教育・生涯学習との連携	45	郷土芸能の保存・継承の推進 ・保存団体への支援	安田町文化財保護事業補助金交付要綱に基づき補助金を必要に応じて交付し、活動を支援する。 （5町村教育委員会）	●	○	○	○	○	○	○	○	○		
中芸遺産を学ぶ	課題5：教育・学習に関する課題	方針5：学校教育・生涯学習との連携	46	社会科副読本の更新	市内の文化財を取り入れた小学校社会科の副読本等（デジタル教材を含む）を更新する。 ※変更があれば修正	●	○	○	○	○	○	○	○	○		
	次世代への継承と郷土愛育成が不十分 急激な人口減少や少子高齢化、過疎化が進むなか、安田町の歴史文化の価値や魅力を子供達に伝える必要。	郷土愛の醸成と人材育成 ・社会科副読本への情報提供 ・出前講座（児童生徒対象）の実施	47	出前講座（児童生徒対象）の実施	小中学校の授業に学芸員や関係する専門家等が出向き、歴史や文化に関する出前授業を行う。	●	○	○	○	○	○	○	○	○		
			48	郷土に関する学習への協力	児童生徒だけでなく、郷土の学習にあたる教員に対して、より分かりやすく歴史文化や中芸遺産の価値について情報を提供し、郷土の学習に協力する。	●	○	○	○	○	○	○	○	○		
伝統の継承と担い手の育成が不十分 歴史文化の魅力や伝統の技や知識を伝え、歴史文化の担い手を育む必要。	生涯学習の充実 ・「中芸学」文化セミナーの開催 ・体験学習の実施	49	歴史文化に関する教育普及活動	歴史文化に関する教育普及活動を行う。（中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会）	●	○	○	○	○	○	○	○	○			
			地域歴史産業文化の体験学習 （中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会）	安田町の施設や野外を活用し、農林業体験や歴史文化資源等をめぐる体験学習を行う。 （中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会）	●	○	○	○	○	○	○	○	○			

【行政】 奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村の各教育委員会
 【専門】 各分野の文化財専門家
 【団体】 民間支援団体（中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会・中芸地区森林鉄道遺産を保存活用する会・高知東海岸町並みネットワーク会議・なはり浦の会・中芸遺産ネットワーク）
 【住民】 中芸5町村と周辺地域の住民

【北川村】課題一方針一措置 対照表

凡例 ●：中心になって取り組む ○：協力または協働する △：事業やイベントに参加する

基本理念	方向性	課題	方針	通番	事業名	事業概要	保存と活用に関する措置						
							取り組み主体				事業計画期間		
							行政	専門	団体	住民	R9	R10	R11 R12 R13
歴史文化を学び 現在に活かし 未来に継承 中芸地域の新しいまちづくり	中芸遺産を守る	課題2：保存・管理・継承に関する課題 指定等中芸遺産の保存・管理が不十分 指定等文化財の修理や保存の継続。	方針2：中芸遺産の保存・管理・継承 指定等中芸遺産の適切な保存・管理 ・建造物の維持管理 ・埋蔵文化財保護の管理 ・資料館収蔵資料の修理	33	指定等中芸遺産（建造物）維持管理事業	建造物の維持管理等に必要な業務（清掃、消防設備、電気設備の保守、巡視等）を実施。	●	○	○	○	↑	↑	↑
				34	指定等中芸遺産の修理補助	指定等中芸遺産の所有者が行う計画的な修理事業に対して補助金を交付する。現状変更等を伴う修理や整備については、適切な手続を取るよう指導する。	●	○	○	○	↑	↑	↑
				35	中芸遺産保護保存団体育成事業	北川村文化財保護事業補助金交付要綱に基づき、補助金を交付する。	●	○	○	○	↑	↑	↑
		課題5：教育・学習に関する課題	方針5：学校教育・生涯学習との連携										
中芸遺産を学ぶ	中芸遺産を学ぶ	次世代への継承と郷土愛育成が不十分 急激な人口減少や少子高齢化、過疎化が進むなか、北川村の歴史文化の価値や魅力を子供達に伝える必要。	郷土愛の醸成と人材育成 ・社会科副読本への情報提供 ・出前講座（児童生徒対象）の実施	36	出前講座（児童生徒対象）の実施	小中学校の授業に学習員や関係する専門家が向き、歴史や文化に関する出前授業を行う。（中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会）	●	○	●	○	↑	↑	↑
				37	郷土に関する学習への協力	児童生徒だけでなく、郷土の学習にあたる教員に対しても、より分かりやすく歴史文化や文化財の価値について情報を提供し、郷土の学習に協力する。（中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会）	●	○	●	○	↑	↑	↑
				38	歴史文化に関する教育普及活動	歴史文化に関する教育普及活動を行う。（中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会）	●	○	○	○	↑	↑	↑
		伝統の継承と担い手の育成が不十分 歴史文化の魅力や伝統の技や知識を伝え、歴史文化の担い手を育む必要。	生涯学習の充実 ・「中芸学」文化セミナーの開催 ・体験学習の実施	39	中芸遺産の体験学習	北川村の施設や野外を活用し、農林業体験や中芸遺産等をめぐる体験学習を行う。（中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会）	●	○	●	○	↑	↑	↑

【行政】奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村の各教育委員会

【専門】各分野の文化財専門家

【団体】民間支援団体（中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会・中芸地区森林鉄道遺産を保存活用する会・高知東海岸町並みネットワーク会議・なはり浦の会・中芸遺産ネットワーク）

【住民】中芸5町村と周辺地域の住民

【馬路村】課題一方針一措置 対照表

凡例 ●：中心になって取り組む ○：協力または協働する △：事業やイベントに参加する

基本理念	方向性	課題	方針	通番	事業名	保存と活用に関する措置					事業計画期間				
						事業概要	行政	専門	団体	住民	R9	R10	R11	R12	R13
歴史文化を学び 現在に活かし 未来に継承 中芸地域の新しいまちづくり	中芸遺産を守る	課題2：保存・管理・継承に関する課題	方針2：中芸遺産の保存・管理・継承												
					指定等中芸遺産の適切な保存・管理 ・建造物、史跡等の維持管理 ・埋蔵文化財保護、天然記念物の管理 ・資料館収蔵資料の修理	指定等中芸遺産（建造物）維持管理事業	●	○	○	○	○	○	○	○	○
					指定等中芸遺産の保存・管理が不十分 指定等中芸遺産の修理や保存の継承が必要。	史跡・天然記念物における除草等の管理。 指定等中芸遺産の所有者が行う計画的な修理事業に対して補助金を交付する。現状変更等を伴う修理や整備については、適切な手続きを取るよう指導する。	●	○	○	○	○	○	○	○	○
					指定等中芸遺産の修理や保存の継承が必要。	指定等中芸遺産の修理補助 維持のため、所有者や樹木医と連携し、樹勢回復を行う。 樹木の景観の向上のため防木の剪定を行う。	●	○	○	○	○	○	○	○	○
					指定等中芸遺産の適切な保存・管理 ・建造物、史跡等の維持管理 ・埋蔵文化財保護、天然記念物の管理 ・資料館収蔵資料の修理	指定等中芸遺産の修理補助 維持のため、所有者や樹木医と連携し、樹勢回復を行う。 樹木の景観の向上のため防木の剪定を行う。	●	○	○	○	○	○	○	○	○
中芸遺産を学ぶ	中芸遺産を学ぶ	課題4：組織・体制に関する課題	方針4：多様な主体が関わる推進体制の構築												
					指定等中芸遺産の保存・管理が不十分 指定等中芸遺産の修理や保存の継承が必要。	指定等中芸遺産の保存・管理が不十分 指定等中芸遺産の修理や保存の継承が必要。	●	○	○	○	○	○	○	○	○
					指定等中芸遺産の保存・管理が不十分 指定等中芸遺産の修理や保存の継承が必要。	指定等中芸遺産の保存・管理が不十分 指定等中芸遺産の修理や保存の継承が必要。	●	○	○	○	○	○	○	○	○
					指定等中芸遺産の保存・管理が不十分 指定等中芸遺産の修理や保存の継承が必要。	指定等中芸遺産の保存・管理が不十分 指定等中芸遺産の修理や保存の継承が必要。	●	○	○	○	○	○	○	○	○
					指定等中芸遺産の保存・管理が不十分 指定等中芸遺産の修理や保存の継承が必要。	指定等中芸遺産の保存・管理が不十分 指定等中芸遺産の修理や保存の継承が必要。	●	○	○	○	○	○	○	○	○
中芸遺産を学ぶ	中芸遺産を学ぶ	課題5：教育・学習に関する課題	方針5：学校教育・生涯学習との連携												
					指定等中芸遺産の保存・管理が不十分 指定等中芸遺産の修理や保存の継承が必要。	指定等中芸遺産の保存・管理が不十分 指定等中芸遺産の修理や保存の継承が必要。	●	○	○	○	○	○	○	○	○
					指定等中芸遺産の保存・管理が不十分 指定等中芸遺産の修理や保存の継承が必要。	指定等中芸遺産の保存・管理が不十分 指定等中芸遺産の修理や保存の継承が必要。	●	○	○	○	○	○	○	○	○
					指定等中芸遺産の保存・管理が不十分 指定等中芸遺産の修理や保存の継承が必要。	指定等中芸遺産の保存・管理が不十分 指定等中芸遺産の修理や保存の継承が必要。	●	○	○	○	○	○	○	○	○
					指定等中芸遺産の保存・管理が不十分 指定等中芸遺産の修理や保存の継承が必要。	指定等中芸遺産の保存・管理が不十分 指定等中芸遺産の修理や保存の継承が必要。	●	○	○	○	○	○	○	○	○

【行政】 奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村の各教育委員会
【専門】 各分野の文化財専門家
【団体】 民間支援団体（中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会・中芸地区森林鉄道遺産を保存活用する会・高知東海岸町並みネットワーク会議・なはり浦の会・中芸遺産ネットワーク）
【住民】 中芸5町村と周辺地域の住民

第8章 中芸遺産の保存・活用の推進体制

中芸遺産の保存・活用を継続して進めるためには、中芸遺産を担当する教育委員会だけでなく、地域振興、観光、産業、建設、防災、学校教育、社会教育などの関係部局が役割を分担し、所有者、住民、民間支援団体、専門家と連携する体制が必要です。地域計画の推進体制においては、措置を実施する主体の役割、関係部局や関係機関の構成、職員・専門人材の配置状況、地方文化財保護審議会、文化財保護指導員、支援団体、周辺自治体や高知県との連携を整理することが求められます。本章ではこの考え方に沿い、中芸5町村が一体となって中芸遺産を守り、学び、活かすための推進体制を示します。

1. 推進体制の基本的な考え方

中芸5町村は、山・川・海が短い距離でつながる生活圈を共有し、旧魚梁瀬森林鉄道施設、日本遺産の構成文化財、歴史的町並み、社寺、古道、民俗、食文化などが町村境を越えて連続しています。そのため、中芸遺産を一つの町村だけで守るのではなく、流域と街道、森林鉄道とユズの物語、町並みと港、山村集落の暮らしを相互に結び付け、広域で保存・活用することを基本とします。

推進体制は、「5町村合同協議会」を全体の調整役とし、各町村の教育委員会を文化財保護主管課として位置付けます。教育委員会は、中芸遺産の把握調査、台帳・リストの整備、所有者や管理者への助言、学校教育・社会教育との連携を担います。地域振興、観光、産業、建設、防災等の関係部局は、中芸遺産を地域づくり、観光、道路・周辺環境整備、防災対策に結び付ける役割を担います。

行政の体制は、いずれの町村も少人数・兼務を基本としています。そのため、日常的な文化財行政を確実に進めるだけでなく、5町村が情報、経験、専門人材、民間支援団体の力を共有し、無理なく続く仕組みにすることが重要です。人手が少ないからこそ、連携は飾りではなく実務そのものです。昔ながらの結いの精神を、現代の計画推進に活かします。

2. 5町村合同協議会と各町村の役割

5町村合同協議会は、本計画の進行管理、広域事業の調整、年度ごとの実施状況の確認、課題の共有、次年度以降の見直しを行います。第7章で整理した措置は、調査研究、保存・管理・継承、活用・普及、組織・体制、教育・学習の各分野にわたるため、協議会では分野ごとの進捗を確認し、事業が一つの町村や一つの団体に偏らないよう調整します。

各町村の教育委員会は、指定等文化財と未指定文化財を含む中芸遺産の基礎情報を整理し、必要に応じて専門家、文化財保護審議会、文化財保護指導員、民間支援団体の助言を受けながら保存・活用を進めます。文化財所有者や管理者とは、日常管理、修理、公開、災害時対応について相談できる関係をつくります。関係部局とは、観光案内、周遊ルート、解説板、道路・河川・森林環境、防災訓練などの場面で連携します。

所有者の暮らし、住民の記憶、学校での学び、ガイドの語り、来訪者の理解が重なって、地域の財産として生き続けます。本計画では、この多様な主体の関係を「守る人」「伝える人」「活かす人」に分けず、一つの輪としてつなぐことをめざします。

3. 専門的助言と民間支援団体の連携

文化財保護審議会及び文化財調査会は、各町村の文化財の現状、保存上の課題、指定・登録や保存活用の方針について専門的な審議と助言を行います。中芸遺産保護指導員は、指定文化財等の定期的な巡視を行い、保存状況の把握、異常の早期発見、所有者への助言につなげます。

民間支援団体は、中芸遺産の保存・活用を現場で支える大切な担い手です。中芸のユズと森林鉄道日本遺産協議会は、日本遺産の構成文化財の活用やストーリーの普及を進めます。中芸地区森林鉄道遺産を保存・活用する会は、旧魚梁瀬森林鉄道施設の価値継承を支えます。中芸遺産ネットワークは、指定文化財・未指定文化財の調査研究、記録、保存活用に関する行政支援を行います。高知東海岸町並みネットワークやなはり浦の会は、歴史的町並みの保存活用を進めます。

活動拠点としては、奈半利町のなはりの郷、竹崎家住宅、藤村製絲記念館、田野町の岡御殿、旧岡家住宅、清岡道之助旧邸、浜口雄幸旧邸、安田町の安田まちなみ交流館・和、ゆずロードミュージアム、北川村の中岡慎太郎館・生家、モネの庭マルモッタン、馬路村の郷土館やふるさとセンターまかいちよって家などを位置付けます。これらの拠点は、展示、学習、ガイド、交流、情報発信の場として連携します。

4. 防災・防犯と危機管理の体制

中芸地域は多雨地帯であり、豪雨、土砂災害、河川増水、台風、地震等により、橋梁、隧道、石垣、古道、歴史的建造物、社寺、資料類が被害を受けるおそれがあります。中芸遺産の防災・防犯は、日ごろの点検、周辺環境の管理、所有者との連絡体制、消防・防災部局との情報共有を基本とします。災害が起きてから慌てないために、中芸遺産リスト、所在地、所有者、緊急連絡先、搬出の優先順位、応急保管場所を整理します。

発災時には、まず人命安全と立入安全を確認し、次に被害状況を把握します。必要に応じて高知県、関係専門機関、文化財防災関係機関、民間支援団体と連携し、被災中芸遺産の応急措置、救出、保管、記録を行います。防犯面では、公開施設や無人の中芸遺産、屋外の石造物・構造物等について、巡視、施錠、記録写真、地域の見守りを組み合わせます。小さな点検の積み重ねが、大きな損失を防ぎます。

有事の際の体制として「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」を参考にしながら体制構築を進めていきます。また大規模災害の場合には、文化財防災センターなどの外部支援(文化財レスキュー・文化財ドクターの派遣)を高知県に要請することになっています。

5. 進管理と体制の見直し

本章に示す体制は、令和9年度（2027）から令和13年度（2032）までの計画期間中、毎年度、5町村合同協議会で第7章の措置の進捗、実施主体、成果、課題、予算、担い手、災害リスクを確認します。必要に応じて事業内容や役割分担を見直し、翌年度の取り組みに反映します。また、指定文化財と未指定文化財の台帳は、推進体制を動かす基礎資料として継続的に更新します。調査で得られた情報は、保存管理、解説板、パンフレット、ホームページ、ガイド研修、学校教育、観光活用、防災対応に活かします。中芸遺産を未来へ手渡すため、5町村、専門家、民間支援団体、所有者、住民が同じ地図を見ながら、できることを一つずつ進めます。5町村合同協議会を中心に、行政、審議会・指導員、民間支援団体、所有者・住民が連携します。

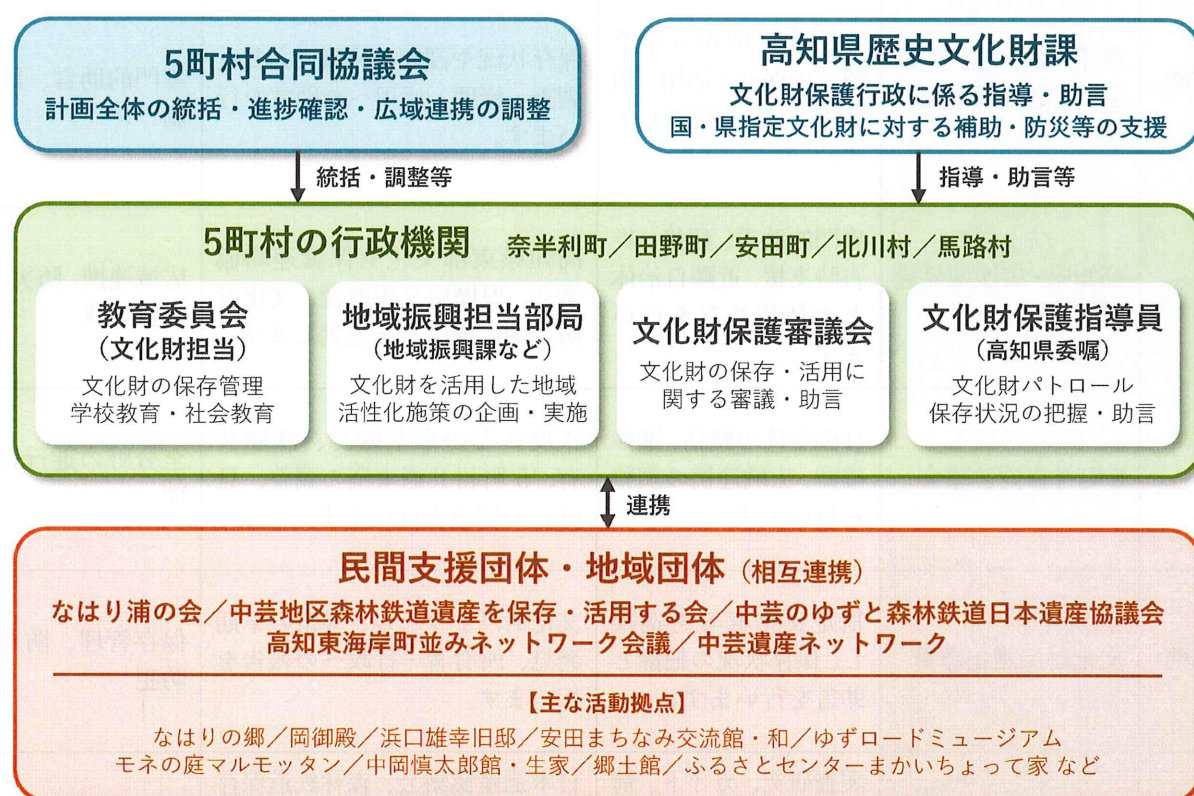


図8-1 計画の推進体制

表 8 - 1 推進主体と役割分担

区分	主体	主な役割	主な取組・機能	第 7 章の措置と の対応
行政	各町村教育委員会	中芸遺産保護主管課として、保存管理、調査、台帳整備、所有者相談を担います。	指定等文化財台帳・未指定文化財台帳、中芸遺産リスト、学校教育・社会教育との連携を進めます。	調査研究、保存管理、教育学習
	地域振興・観光・産業・建設・防災部局	中芸遺産を地域づくり、観光、産業、周辺環境整備、防災対策に結び付けます。	周遊ルート、案内板、道路・河川・森林環境、交流人口、防災計画との連携を進めます。	活用普及、周辺整備、防災防犯
	文化財保護審議会・文化財調査委員会	専門的見地から中芸遺産の保存・活用、指定等、方針を審議します。	保存状況や課題の審議、必要な調査・修理・活用への助言を行います。	専門的助言、評価
	高知県・広域関係機関	専門的助言、研修、災害時支援、近隣自治体との情報共有を行います。	高知県東部文化財保護連絡協議会、県歴史文化財課、文化財防災関係機関等と連携します。	広域連携、防災、人材育成
	5 町村合同協議会	計画全体の統括、進捗確認、広域連携の調整を行います。	年度ごとの事業確認、課題共有、5 町村共通事業の調整、見直しの協議を行います。	全分野の進行管理
専門	文化財保護指導員	指定文化財等を巡視し、保存状況の把握と助言を行います。	文化財パトロール、異常の早期発見、所有者・行政への報告を行います。	保存管理、防災防犯
民間	民間支援団体・地域団体	調査研究、ガイド、情報発信、町並み・森林鉄道・日本遺産の活用を支えます。	日本遺産協議会、森林鉄道保存会、中芸遺産ネットワーク、町並みネットワーク等が連携します。	組織体制、活用普及、教育学習
住民	文化財所有者・管理者・住民	日常管理、見守り、行事継承、情報提供、公開協力を担います。	草刈り、点検、祭礼・民俗行事、聞き取り、地域学習への協力を行います。	保存管理、継承、学習

表 8 - 2 5 町村の行政体制・専門人材の配置状況

町村	文化財保護主管課・職員体制	連携する主な行政部局	審議会等	文化財保護指導員
奈半利町	教育委員会 職員 3 名（兼務・事務系）	地域振興課（農林水産・地域振興・商工業） 地方創生課（総合計画・観光振興・地方創生）	文化財調査会委員 一般 3 名	専門 3 名
田野町	教育委員会 職員 2 名（兼務・事務系）	地域振興課（観光振興・商工業） 産業建設課（産業振興・土木工事）	文化財調査会委員 専門 2 名・一般 4 名	専門 2 名
安田町	教育委員会 職員 1 名（兼務・事務系）	地域創生課（企画・商工・観光・移住促進） 経済建設課（農林水産業・土木等）	文化財調査会委員 専門 1 名・一般 4 名	専門 2 名 一般 1 名
北川村	教育委員会 職員 1 名（兼務・事務系）	産業政策課（商工観光振興・地方創生・交流人口拡大） 職員 1 名（兼務）	文化財保護審議会委員 一般 5 名	専門 2 名 一般 1 名
馬路村	教育委員会 職員 1 名（兼務・事務系）	地域振興課（商工観光振興・農業・林業振興・地方創生・交流人口拡大総務課（地域防災）	文化財調査委員会委員 一般 6 名	専門 2 名

※職員体制は兼務を基本とするため、5 町村間の情報共有、専門家・民間支援団体との連携、台帳・リストの共通的な運用が重要です。

表 8-3 各町村の主な活動拠点・関係機関

町村	主な活動拠点・関係機関	保存・活用上の役割
奈半利町	- 一般社団法人なはりの郷（集落活動センターなはりの郷） - なはり浦の会 - 竹崎家住宅（国登録有形文化財） - 藤村製絲記念館（国登録有形文化財）	住民活動、歴史的景観の保全、町並み保存活用、登録有形文化財の公開・学習、地域案内の拠点とします。
田野町	- 岡御殿（県指定有形文化財） - 旧岡家住宅（県指定有形文化財） - 清岡道之助旧邸（町指定有形文化財） - 濱口雄幸旧邸（町指定有形文化財）	歴史的建造物を保存し、政治・商家・町場の歴史を学ぶ拠点として活用します。町並み散策や学校教育にも結び付けます。
安田町	- 安田まちなみ交流館・和（旧市川医院、旧柏原家住宅、国登録有形文化財） - ゆずロードミュージアム	町並み、近代建築、日本遺産「ゆずロード」に関する情報発信、展示、交流、ガイド活動の拠点とします。
北川村	- 北川村「モネの庭」マルモッタン - 中岡慎太郎館 - 中岡慎太郎生家（村指定文化財） - 北川村温泉ゆずの宿	中岡慎太郎ゆかりの歴史、村の自然・観光・食文化をつなぎ、来訪者の学習と交流の拠点とします。
馬路村	- 馬路村郷土館 - 馬路村ふるさとセンター「まかいちよって家」	森林鉄道、山村の暮らし、ユズ産業を伝える拠点とし、観光案内、産品販売、写真展示、地域学習と連携します。

※活動拠点は、単独の施設としてだけでなく、周遊、展示、講座、ガイド育成、防災時の情報確認にも活用します。

表 8-4 民間支援団体・広域連携の役割

団体・機関	主な役割	連携する主な分野
中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会	日本遺産の構成文化財の保存活用、ストーリーの普及、周遊・体験型活用を推進します。	日本遺産、観光、情報発信、教育
中芸地区森林鉄道遺産を保存・活用する会	重要文化財「旧魚梁瀬森林鉄道施設」を中心に、森林鉄道遺産の価値継承と活用を支援します。	森林鉄道、保存管理、ガイド
中芸遺産ネットワーク・株式会社 AREA	指定・未指定文化財の調査研究、記録、保存・活用に関する行政支援を行います。	調査研究、台帳、普及、助言
高知東海岸町並みネットワーク	東海岸地域の歴史的町並みの保存・活用に関する連携と情報共有を進めます。	町並み、景観、交流
なはり浦の会	奈半利町の町並み保存・活用を担い、住民活動や歴史的景観の維持に協力します。	町並み、住民活動、ガイド
高知県・東部文化財保護連絡協議会・専門機関	研修、現地視察、専門的助言、災害時の支援要請などを通じて広域的に連携します。	人材育成、防災、専門支援

表 8－5 防災・防犯・進行管理の確認項目

区分	確認項目	主な担当・連携先
平常時	中芸遺産リスト・台帳、所在地、所有者、写真、保存状態、緊急連絡先を更新します。	教育委員会、所有者、民間支援団体
点検・防犯	中芸遺産パトロール、施錠、見守り、周辺の草刈り、記録写真の更新を行います。	文化財保護指導員、住民、所有者
発災時	人命安全を確認し、被害状況の把握、応急措置、救出・保管、県等への支援要請を行います。	防災部局、消防、県、専門機関、民間支援団体
年度管理	第 7 章の措置の実施状況、成果、課題、予算、担い手を確認し、次年度へ反映します。	5 町村合同協議会、各町村、関係団体

中芸 5 町村文化財保存活用地域計画

令和 8 年（2026）年 8 月 31 日発行

編集/中芸 5 町村（奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村）教育委員会

発行/中芸 5 町村（奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村）教育委員会

奈半利町教育委員会

〒781-6402 安芸郡奈半利町乙 1297 番地 2

田野町教育委員会

〒781-6410 安芸郡田野町 1456 番地 42

安田町教育委員会

〒781—6421 安芸郡安田町大字安田 1850 番地

北川村教育委員会

〒781-6441 安芸郡北川村野友甲 618 番地

馬路村教育委員会

〒781-6201 安芸郡馬路村大字馬路 443 番地
